

令和6年度 刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧

意見 番号	施設名	委員会の意見		施設の講じた措置
		分類	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	視察委員会	今後も、札幌刑務所が視察委員会の協議を通じて処遇環境の向上に取り組んでいくことを要望する。	令和6年度においては、優遇集会における自弁し好品（優遇菓子）の購入金額を引き上げるとともに購入できるし好品の種類を増やしたほか、一月あたりに購入できる自弁のちり紙の購入数を増やすなど、被収容者の処遇環境の向上に取り組んだところ、今後も被収容者の処遇環境の向上に取り組んでまいりたい。
2	札幌刑	視察委員会	令和7年度以降、視察委員会の活動や札幌刑務所との協議結果等について被収容者向け広報誌「時計台」を通じて被収容者に周知したいと考えているので、札幌刑務所の協力を要望する。	令和6年度においては、当所が発行する被収容者向け広報誌「時計台」で視察委員会の役割等について紹介する記事を掲載したところ、令和7年度以降も「時計台」を通じて視察委員会の活動等を被収容者に周知することについて協力してまいりたい。
3	札幌刑	施設運営方針	令和7年度以降も、被収容者の社会復帰支援に向けた積極的な姿勢を維持・発展させていくことを要望する。	拘禁刑下において、精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業をはじめとした個々の被収容者の特性に応じたきめ細やかな処遇の実現に向けた取組など、各種施策の実施に向けて組織一丸となって取り組むことにより、被収容者の社会復帰支援に向けた積極的な姿勢を維持・発展させてまいりたい。
4	札幌刑	保健衛生及び医療	令和6年度も、必要な薬が処方されない、診察がすぐに受けられないなどの医療に関する意見が複数提出されているところ、医療体制の充実に尽力されていると捉えているが、更なる同体制の向上を要望する。 なお、視察委員会としても、設備や人員の制約等から必ずしも被収容者の希望どおりの医療体制を整備できないことは理解しているが、そのような場合でも、希望に答えられないという結論のみを伝えるのではなく、その理由も含めて説明することを要望する。	薬剤の処方及び診察については、いずれも医師が医学的知見に基づき必要性について判断し適切に対応しているが、医療に関する意見が複数提出されている事実を真摯に受け止め、今後も被収容者に対する医療措置に関する丁寧な説明等に努めてまいりたい。
5	札幌刑	組織・職員	職員による被収容者へのハラスメント行為はもとより、ハラスメントと誤解される行為や状況を生じさせないよう細心の注意を払うことや、職員に対するハラスメント防止教育をより充実させるなどして、ハラスメント防止に努めることを要望する。	当所においては、職員による被収容者の呼称を「さん」付けに変更したことに加えて、言葉遣いについても丁寧なものとするよう、人権研修、ハラスメント研修等のあらゆる機会を捉えて職員に対して指導しているところであり、引き続き被収容者に対する適切な言動を心掛けるよう、職員に対して指導してまいりたい。
6	札幌刑	物品の貸与等及び自弁	例年、被収容者からは、食事の配膳が不公平であるなどの意見が多数提出され、令和6年度も同様であった。視察委員会としては公平に行われていると捉えているが、上記意見が提出された以上、定期的に監督体制の強化や見直しを検討することや、被収容者に食事に関するアンケートを取るなど、上記のような意見が出る要因を分析の上、必要な対策を講じることを要望する。	配膳作業時には必ず職員が立会し、当所内規に基づき、盛り付けが不均等にならないよう、また、その他不正に配膳しないようその状況を確認しているところ、今後も食事に係る被収容者間の不均衡等が生じることがないように、職員に対しては、配膳に係る勤務要領を徹底させるとともに、勤務職員のみならず監督職員において配膳状況の確認を励行するなどして配膳作業に就いている被収容者が不正を行うことがないように意識付けを継続してまいりたい。
7	札幌刑	施設運営方針	被収容者の高齢化に伴う介護等の問題への対応について、関係機関との連携も含め、今後の対応を検討することを要望する。	当所における被収容者の高齢化に伴う介護等の問題については、喫緊の課題であると認識している。拘禁刑下において福祉的支援の必要な高齢者に対する処遇の充実を図るとともに、専門職種の充実等について、上級官庁のほか関係機関と連携しつつ、検討してまいりたい。
8	札幌刑	視察委員会	職員が視察委員会の活動内容等を十分に認識していなければ、処遇環境の効率的な向上は望めず、今後も継続して周知することを要望する。	処遇環境の効率的な向上のため、視察委員会の活動内容や役割について、職員向け所内誌に掲載するなどして、周知を継続してまいりたい。

9	札幌刑	組織・職員	拘禁刑の施行が間近に迫っており、職員の人員不足が原因で負担が更に重くなることが予想されることから、人員の配置等の改善策について関係各所と協議することを要望する。	拘禁刑下において新たな取組を進めていくに当たり、関係機関との更なる連携の強化を図るほか、既存業務の合理化を進めているところであるが、職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて上級官庁に伝達してまいりたい。
10	札幌刑	規律及び秩序の維持	被収容者間の争いについて、その原因と改善策の検討を行い、当該紛争の発生防止に努めることを要望する。	被収容者間のけんかなどの反則行為については、発生の都度、事実の有無等について必要な調査を実施し、原因となる事実関係が確認されれば必要な改善策を検討しているところであり、今後とも被収容者間の紛争の発生防止に努めてまいりたい。
11	札幌刑	施設の敷地・建物等	被収容者がたばこの臭いを感じることをのこさないよう職員の喫煙場所や排煙について配慮するとともに、職員の健康や施設の火災防止の観点から、今後、禁煙週間を設けるなどの取組を検討することを要望する。	当所における全ての喫煙室については、換気装置を設置し、喫煙室内の空気を屋外に排気しているほか、天井埋め込み型電子式エアクリナーを設置し、喫煙室内の煙をフィルターに吸着させて浄化させているところ、引き続きたばこの煙の排気状況を確認し、設備の改善等に努めるほか、職員に対する喫煙による健康への悪影響について周知を図ってまいりたい。
12	札幌刑	組織・職員	札幌刑務所から被収容者に対する説明不足が原因とみられる意見が多数見られたことから、札幌刑務所の被収容者に対する対応に当たっては、保安上の理由等特段の事情がない限り、当該対応の結論のみではなく、その理由も含めて説明することを要望する。	被収容者の処遇変更等が行われた場合や個別の申請、申出等への回答に当たっては、必要に応じて理由も含め説明を行っているところであるが、今後も、丁寧な説明を心掛けるよう努めてまいりたい。
13	帯広刑	視察委員会	当所の支所化後も視察委員会が適正に機能するように、現行と同地域から選出された委員による組織（例えば支所視察委員会など）を設置するなどの措置を上級官庁に要望されたい。	頂いた御意見については、当所限りで対応できる事柄ではないため、支所化後に本所となる施設や上級官庁とも連携しながら対応してまいりたい。 なお、本件要望については、上級官庁に報告する。
14	帯広刑	予算	窓の網戸の増設、ドアや窓サッシの改修など、被収容者の生活環境の改善に必要な予算措置を上級官庁に要望されたい。	頂いた御意見については、引き続き、措置された予算において計画的に改修等を行うとともに、当所限りで対応できない事柄については、上級官庁にも報告し、被収容者の生活環境改善を図ってまいりたい。
15	帯広刑	矯正処遇の実施等	処遇上の変更点等については、理由も含めて被収容者に周知し、理解促進を図るよう検討されたい。	施設の運用が変更になった都度、被収容者に周知しているが、引き続き、理由も含め丁寧な説明を心掛けて被収容者への周知を徹底し、理解促進を図っていく。
16	網走刑	物品の貸与等及び自弁	優遇区分1・2・3類集会の指定飲料にコーヒー飲料が続いているとの意見があるため、同飲料以外の指定を検討されたい。	令和6年1月から同年6月までコーヒー飲料が指定されていたため、今後は指定飲料に偏りが生じることのないよう配慮することとした。
17	網走刑	組織・職員	職員の被収容者に対する言葉遣いが悪いとの意見があるため、対応を検討されたい。	当所では、職務研究会のほか、日常の勤務においても機会を見て職員に指導しているが、出所者に対するアンケートに職員の言葉遣いに関する否定的な記載がいくつか認められたため、今後一層、被収容者の人権への配慮等、職員に対する教育を徹底することとした。
18	網走刑	書籍等の閲覧	被収容者に貸与する書籍の中に長期間借りることができないものがあるとの意見があるため、特定の者への長期間の貸し出しの有無等を調査されたい。	当所では、被収容者に貸与する書籍について、貸与期間を1月とし、原則として被収容者から出願のあった順に貸与することとしているため、出願の多い書籍は、貸与されるまでに長い期間を要する場合があるが、書籍の過去の貸与状況に関する詳細な情報が未記録であったことから、今後、出願の処理のてん末等を必ず記録し、書籍の貸与状況の把握を徹底することとした。
19	網走刑	物品の貸与等及び自弁	化粧水及び乳液が令和6年2月から購入できないとの意見があるため、対応を検討されたい。	化粧水及び乳液について、令和6年2月1日から当所で購入受付を実施したが、全国的な購入希望の急増による欠品のため、同年7月29日に販売が再開されるまで購入できない状況であったものの、同年8月以降は当所でも購入可能となっている。

20	網走刑	矯正処遇の実施等	当所で放送されているラジオ番組について、内容が子ども向けであるなどの意見があるため、番組編成の見直しを検討されたい。	当所で放送するラジオ番組について、毎年1回、受刑者に放送に関するアンケートを実施していることから、この結果も反映するよう努めるほか、ラジオ番組選定会議について、番組改編時の不定期開催から年1回定期的に開催することとした。
21	網走刑	施設の敷地・建物等	休日の午睡時間は居室内電灯を全消灯しているとのことだが、視力の悪化等を招いている等の意見があるため、対応を検討されたい。	当所では、被収容者の視察に支障がある場合を除き、同時間中は居室内の電灯を全消灯していたが、令和6年10月9日より、被収容者が同電灯の点灯を希望した場合、該当する居室の点灯を個別的に認める運用に変更した。
22	網走刑	組織・職員	職員が被収容者の懲罰を執行する居室棟において、衛生係を「掃夫」と呼び捨てにしているのは不適切であるとの意見があるため、対応を検討されたい。	該当の居室棟には、各工場で反則行為の調査等になった者が多数収容されているため、同棟で作業する衛生係と上記の者が接点を持たないよう、氏名ではなく、現在は使用されていない「掃夫」等の役職名で呼称していたため、「衛生係」又は「係」と呼称し、相対して話をする場合は、「きみ」又は「あなた」と呼称するよう改めた。
23	網走刑	組織・職員	配食作業の際にマスク及び手袋を着用していない職員がいるとの意見があるため、対応を検討されたい。	実情を確認したところ、配食作業の際にマスク及び手袋を着用していない職員がいることが認められたため、令和6年12月13日から、職員にマスク及び手袋を着用することを徹底させた。
24	網走刑	保健衛生及び医療	夕方の時間帯にも居室内運動を実施したいとの意見があるため、対応を検討されたい。	当所の居室内運動は、平日は午後2時40分から同3時10分まで、休日等は午後3時から同3時0分までの時間帯としていたが、令和7年3月24日から、上記の時間帯に加え、午後6時から同15分までの居室内運動を認める運用とした。
25	月形刑	物品の貸与等及び自弁	個々に自室で水洗いしている自弁バスタオルの洗濯方法について、その改善を検討されたい。	洗濯工場において洗濯するとした場合、他の洗濯物の順転に鑑み、次回の入浴日までに乾燥した状態で返すことは、同工場の作業稼働能力的に困難である。 なお、意見を受けて、令和6年6月から、バスタオルを居室内において洗濯の上、同室内において貸与したハンガーを使用して干すことを可能とする運用を開始したところ、その後、特段の支障等が認められないことから、同運用を継続しているものである。
26	月形刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入品である入歯安定剤（ソフトタイプ）の購入制限改善について、上級官庁に要望されたい。	御意見があったことについては、上級官庁に報告する。
27	月形刑	組織・職員	職員のスマートウォッチの使用について、被収容者から不信や疑念を抱かれることがないよう徹底されることを要望する。	当所の内規により、単体で通信可能なスマートウォッチについては、保安区域内への持込みは認めないこととし、単体で通信することができないスマートウォッチについては、保安区域内外で使用することを認めているところ、再度、全職員に周知を行い、徹底を図った。
28	月形刑	組織・職員	被収容者の呼称について、「さん付け」の徹底を要望する。	現在、被収容者の呼称について、「さん付け」を徹底しているところ、今後も研修や指導を継続し、徹底に努める。
29	月形刑	金品の取扱い	眼鏡の差入れがあった際、使用許可基準を満たしていない場合、被収容者やその家族等に対して理由を開示するよう要望する。	受刑者に対して眼鏡の差入れがあり、当所の内規における基準により同眼鏡の使用を認めないと判断した場合は、刑事収容施設法第46条第1項の規定に基づき、差入人に対し、引取りを求めることとしているところ、差入人に対して引取りを求める際は、同規定を説明しているため、当該受刑者に対して差入れの事実や不許可理由を告知等することはしていない。

30	旭川刑	保健衛生及び医療	医療課において対応できない専門的な治療を要する受刑者がいたが、受入可能な病院が見つからないという理由で治療されないままとなっていた事案があった。 そこで医療課において対応できない傷病が発覚してもすぐに対応できるよう、専門的な治療を可能とする医療機関との間で対応方針についてあらかじめ定めておくなど、医療機関との連携を強化することを検討されたい。	自所に対応できない専門的な治療を要する受刑者がいた場合は、医療共助や医療重点施設、医療専門施設への移送を検討することと併せて、外部医療機関への通院・入院も検討しているところ、外部医療機関から協力を得られる関係の構築は必須であるため、旭川市内及び近郊の外部医療機関等１１施設を訪問し、協力を依頼した。 今後においても、医療に関する協議会等の各種機会を捉え、外部医療機関等に対し、当初の医療体制、矯正医療の特殊性等を丁寧に説明し理解を得るなど、連携の強化を図ってまいりたい。
31	旭川刑	外部交通	一通の信書の枚数制限について、２５ｇの郵便代８４円で郵送７枚とされていたところ、令和６年１０月１日から郵便の重量区分が、５０ｇまで１１０円に統合された。２５ｇまで８４円の重量区分がなくなったことに伴い、一通の信書を７枚以下に制限する必要があるものと思われる。信書の枚数制限について見直しを検討されたい。	信書の枚数制限は、専ら検査体制上の制約により行っているものであり、事情によりこの制限を超える発信を願い出る場合は、あらかじめ職員に願い出るよう「受刑者所内生活の心得」で周知しているが、料金改定後にこの願い出がなされた実績もなく、職員の負担増加につながる枚数制限の見直しを現時点で行う予定はない。 ただし、他施設の実情等も踏まえ、制限見直しの必要性等については、引き続き検討したい。
32	旭川刑	物品の貸与等及び自弁	令和６年度、優遇集会における菓子の選択制が導入されたところであるが、被収容者から飲料の選択制導入を求める意見が根強くある。他の刑務所では飲料の選択制を導入しているところもあることを踏まえながら、飲料の選択制の導入について、検討されたい。	優遇集会における菓子及び飲料の両方の選択制を導入している施設と職員数に差があるなど、当所と単純に比較できる状況にないことを御理解いただきたい。 当所は現在飲料を含む菓子を２種類から選択できるようにしているところ、これに加えて飲料を選択可能とした場合、業務負担増加の影響が大きいため、職員負担を踏まえつつ、各種工夫を凝らすことで対応可能な方策等を、引き続き検討したい。
33	旭川刑	視察委員会	直近３年間では、名寄拘置支所や西神楽農場の視察は実施されなかった。次年度以降、名寄拘置支所及び西神楽農場の視察について検討されたい。	令和７年度の第１回視察委員会では、名寄拘置支所及び西神楽農場の視察について日程調整を行う予定である。
34	函館少刑	視察委員会	報酬を伴う視察委員会の開催回数あるいは委員数を増やすこと。	開催回数、委員数ともに御意見があったことを上級官庁に報告する。 なお、令和７年度の初回の会議において、開催回数等を打ち合わせて対応する。
35	青森刑	保健衛生及び医療	運動中に足首をけがしたので、医療職員を介して医療診察を求めたが、診察を受けさせてもらえなかった旨の意見があった。刑務所の回答では、主に骨折の有無の観点からその是非について説明があった。しかし、けがの程度としては、骨折のほかにも、じん帯の損傷や断裂など、大きな苦痛を伴ったり生活に支障が生じるけがはある。また、適切な初期治療が必要である。 被収容者がけがをしたことが明らかで痛みを訴えている場合には、医療職員止まりにするのではなく、速やかに医療診察につなぐよう改善を要望する。	一般に、被収容者がけがをした場合は、看護師等がけがの程度などを確認し、その報告を受けた医師が診察の要否を判断しており、けがの状態などにより必要な場合は外部の医療機関等を受診させ、緊急性があれば救急搬送を要請するなどして対応している。 今後も引き続き、被収容者の健康管理等に努めたい。
36	青森刑	物品の貸与等及び自弁	配食の偏りについて、継続的に意見が寄せられている。担当職員による確認が不十分であることを指摘する意見が多くあり、配食に偏りが出ないよう担当職員による確認を怠らないよう要望する。	食事の量については、１人当たりの支給量が同じになるよう各工場及び各居室棟において、指定された受刑者が配食を行うが、その際、職員が均等に配食されているか必ず確認し、支給に偏りがある場合は、当該職員が是正しているところ、今後も支給に偏りがないように配食の確認などを徹底する。

37	青森刑	物品の貸与等 及び自弁	ナイロンタオルは、優遇区分が第二類以上の者が自弁物品として購入し、使用可能となっている。普通のタオルでは泡切れが悪くすぐのに多くの時間と水を要するとの意見があった。被収容者の入浴の時間は短いことや、水道代の節約の観点などから、購入を希望する被収容者は、類にかかわらず、自弁物品として購入して使用することができるよう改善を要望する。	ナイロンタオルの使用基準については、平成19年5月30日付け法務省矯正第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」において、ナイロンタオルの使用を第二類以上の優遇区分に指定されている受刑者に限ることが認められており、直ちに全受刑者に認めることは、優遇措置制度の趣旨から相当ではないと思料されるものの、優遇措置の内容について、適正なものとなるよう、引き続き検討していきたい。
38	青森刑	組織・職員	被収容者の呼称を「さん」付けて呼ぶ運用が定着してきたが、いまだに「お前」と呼ぶ職員がいるとの意見があった。また、威圧的な言い方をする職員や、不機嫌な態度で接してくる職員がいるとの意見が散見される。 名古屋刑務所事件の第三者委員会による提言書にもあるように、今後、拘禁刑下で改善更生及び円滑な社会復帰のための処遇を進めていくためには、被収容者と職員の間に肯定的な関係性を築くことや、被収容者の自覚に訴えるために双方向性のある職員とのコミュニケーションを促進することが重要であり、被収容者の呼称を含め、被収容者への接し方を意識的に改善するよう要望する。	職員の態度や言葉遣いについて、巡回時等に不適切な態度や言葉遣いを見たり聞いたりした場合、監督者から注意・指導を行っている。また、監督者から各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているところ、引き続き第三者委員会の提言などを踏まえて、組織風土や職場環境の変革に向けた取組を実施していく。
39	青森刑	組織・職員	意見・提案書を提案箱に提出しに行くと、それをじっと見ている職員がいる、職員の中には「何書いたの。」と聞いてくる職員がいるとの意見がある。意見・提案書の提出を妨害する言動、又は妨害と受け取られかねない言動をしないよう要望する。	本件について調査したところ、そのような言動をした職員は認められなかったものの、今後も職員が意見・提案書の提出を妨害することが決まていないよう、監督者から注意・指導を行っていくほか、刑事施設視察委員会についての職員研修などを実施し、引き続き、意見・提案書の提出を妨害又は妨害と受け取られるような言動はしないよう徹底していく。
40	宮城刑	視察委員会	情報公開請求に関し、意見・提案書が視察委員会以外の者の目に触れることになれば、秘密保持に関する期待を裏切ることになるため、意見・提案書の提出をちゅうちょしたり、内容が形骸化することにより、視察委員会が被収容者の実情を把握することが困難になる。 このような問題点について運用等によって対応できないのであれば、法改正を含めて検討してもらうよう上級官庁に報告されたい。	頂いた御意見については、上級官庁に報告することとした。
41	宮城刑	物品の貸与等 及び自弁	本年度も食事に関する苦情は絶えず、考えられる原因として、施設において被収容者の食事にかけることができる予算額が低額なのではないかという問題がある。 施設における工夫のみでは苦情が減少しない以上、被収容者の食事に関する予算についても検討を加え、物価上昇の状況も踏まえた十分な予算を確保の上、被収容者の食事の内容について改善されるよう要望する。	出汁やスパイスを使用して味付けを工夫しているほか、年1回のアンケートの実施や新メニューを毎月1品以上取り入れるようにして、食事に対する満足度の向上を図っているところ、食事に関する予算については、施設としてもより安価な具材の調達に努めつつ、物価上昇の状況も踏まえた十分な予算を確保できるよう上級官庁に要望したい。
42	宮城刑	組織・職員	一部の職員の言葉遣い等について、いまだ、名古屋刑務所による暴行・不適正処遇事案にかかる第三者委員会の提言及びそれを踏まえた法務省の再発防止策アクションプランの意図が十分に伝わっていないのではないかと懸念がある。 種々の研修は行われているようであるが、引き続き職員の意識改革及びそのための研修等を継続的に実施するとともに、内容を充実させることを要望する。	被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、今後も各種研修や教育の内容を充実させつつ、職員の人権意識の高揚を図っていきたい。
43	宮城刑	組織・職員	刑務所の職員のうち、被収容者に直接接する職員は、他の一般の行政事務とは異なり一定のストレスがかかる職務であると思われる。 被収容者の処遇等の内容の充実のためにも、刑務所職員の就業環境を充実させることを要望する。	職員の就業環境については、メンタルヘルス相談員の配置や設備の充実化等により、働きやすい環境の構築に努めているが、今後も継続していく。

44	宮城刑	矯正処遇の実施等	拘禁刑の導入に関して、被収容者の改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとしているが、施設における実際の運用において、きめ細やかな措置を行うとともに、懲役及び禁錮を執行される被収容者に対しても、改正刑法の趣旨を十分に生かした処遇をされることを要望する。	拘禁刑下においては、個々の受刑者の特性等に応じて、改善更生及び社会復帰に向けた処遇を実施するための矯正処遇課程が創設され、新たな処遇指標が指定されるところ、令和7年5月末日までに、全受刑者に対し、新たな処遇指標を指定する移行作業を実施し、拘禁刑の導入に合わせて、作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することとしている。
45	宮城刑	視察委員会	増加している視察委員会の活動への対応を可能にするため、視察委員会の活動に関する予算を十分に確保するとともに、視察委員の事務支援のための刑務所職員もしくは矯正管区職員以外の者を構成員とする視察委員会独自の事務局を整備することを検討願いたい。	頂いた御意見については、当所限りにおいて判断することができないため、上級官庁に報告することとした。
46	秋田刑	物品の貸与等及び自弁	自弁によるし好品（集会における菓子や飲み物）の質・量の向上について、被収容者の希望等も踏まえて、検討されたい。	従前は、優遇集会におけるし好品の菓子類は、ジュースのみが3種類から1つ選択する方法であったが、令和4年7月から、し好品の菓子類は、指定した菓子2セットのうち、いずれか1セットとし、ジュース類は、コーラ、コーヒー及びジュース類の計3種類から1種類を選択する方法に改めた。また、優遇集会におけるし好品が前月のものと類似しないよう中身を見直している。
47	秋田刑	組織・職員	被収容者に対する不適切な言動が根絶され、刑務官が被収容者の模範となることを期待する。	外部講師を招へいし、職場における言葉遣いに係る研修を実施して職員の被収容者に対する不適切言動を防止している。また、職員の言葉遣いや態度について、巡回時等に不適切な場面を見聞きした場合には、監督者から注意・指導を行っていく。今後も被収容者の人権に配慮し、研修等を実施して被収容者に対する不適切言動を防止するなど、適切な処遇を行っていく。
48	秋田刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入の品目について、入れ歯のクッション剤、ナイロンタオル、ボディソープの購入を希望する声が多いので、購入できるよう検討されたい。	ナイロンタオル及びボディソープについては、平成19年5月30日付け法務省矯成第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」において、第二類以上の優遇区分に指定されている者に限って使用を認めることができるとされているので、当該依命通達に準拠した運用であると承知している。
49	秋田刑	書籍等の閲覧	起床前の読書時間について、できる限り拡大運用することを検討されたい。	当所における起床（午前6時40分）前の読書については、就寝時間中に点灯させている減光灯が消灯された時（11月から4月までは午前6時、5月から10月までは午前5時）から読書を認めている。
50	秋田刑	物品の貸与等及び自弁	食事の量、質が劣化したのではないかという意見が多数寄せられている。物価が高騰するなか、限られた予算でご苦労されていると理解しているが、可能な限り、質、量の向上に努められたい。	給与する食事については、被収容者のアンケートを参考に献立を検討しているほか、管理栄養士が塩分の摂取量、栄養量、カロリー等を計算して給与している。今後においても、必要な栄養量を摂取できる工夫をした献立を給与するように努める。

51	秋田刑	物品の貸与等 及び自弁	食事について、配食の不公平さを訴える声がある。 公平な配食がなされるように努められたい。	配食量については、決められた量を平等に配食させるため、被収容者が盛り付けた食事が均一になるように職員が必ず確認を行っている。また、湯茶を給与するために各居室に備え付けられているやかんの容量が異なる旨の意見があり、現在、全被収容者が使用するやかんを１リットル容量のものに統一している。今後も平等に配食するように努める。
52	秋田刑	書籍等の閲覧	ラジオ・テレビの視聴については年々改善されていると理解しているが、今後も被収容者の希望も踏まえた対応を要望する。	被収容者に対し、アンケートによりテレビやラジオ視聴に関する希望を聴取しており、今後、その結果を踏まえた対応を検討する。
53	秋田刑	保健衛生及び 医療	従前から居室内の室温管理について適切に行われていると理解しているが、引き続き、熱中症や低体温症といった被収容者の健康に支障が生じる事案が発生することの予防に努められたい。	季節ごとの居室内温度を定め、それを上回る又は下回ることがないように、エアコンやストーブ等の冷暖房機器を使用しているほか、湿度、暑さ指数（ＷＢＧＴ）など考慮すべき事情により冷暖房機器を使用するなど柔軟に対応するものとしている。
54	秋田刑	組織・職員	夜勤者の足音、雑談の声がうるさいとの訴えが複数寄せられている。被収容者から不満が出ないように留意されたい。	巡回職員は、運動靴を着用しているほか、各居室棟の居室前にはじゅうたんを敷き、足音を抑制している。今後も、職員の足音、扉の開閉音等に注意し勤務するよう指導を継続していく。 また、勤務中の雑談については、監督者が現認した場合、当該職員に指導しているほか、雑談以外にも、勤務交代時の引継ぎ内容等も被収容者に聞こえないよう、場所や声の大きさに配慮して行うよう指導している。
55	秋田刑	保健衛生及び 医療	洗髪の際、水洗いしか認められていないとの声があるが、特に冬期間は風邪等の予防のために、湯の使用を検討されたい。	本件は、理髪後の洗髪に関する意見と思路するが、本年５月以降は、炊事工場から理髪実施工場に温水を配り、理髪後の洗髪に温水を使用させることとする。
56	秋田刑	保健衛生及び 医療	高齢の被収容者が増えているなかで、身体への負担軽減のために、季節を問わず、午睡の時間、希望する者には敷布団の使用を認めるように検討されたい。	令和６年１１月５日から、高齢被収容者に限らず、全被収容者に対し、横が時間の寝具の使用を認める取扱いとしている。
57	秋田刑	規律及び秩序 の維持	被収容者の違反行為等について調査をする際には、適正な手続（十分な弁明の機会の付与、調書の訂正等）を実施し、被収容者が不服申立てを希望する際にはこれを阻害することがないように、被収容者に対する権利保障の徹底を求める。	科罰手続に係る内規に従い、供述調書を作成して読み聞かせ、訂正を求めた場合には応じ、懲罰審査会の席上では、弁解の機会を与えているほか、欠席の場合でも弁解書等により弁解の機会を設けている。また、被収容者の不服申立てに関する手続も法令に基づき適正に行っている。

58	山形刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者から、食事の量や質に対する不満や要望が多く出されているところ、物価高の状況であることは理解しつつ、可能な限り、受刑者の意見を取り入れて食事に反映させることを続けることにより、被収容者の目に見える形での改善を図り、食事の満足度向上に努めるよう要望する。 また、物価高の問題は、全国的な問題である。刑務所での対応に限界があるということであれば、法務省への予算増額の要求等、上級官庁を含めた対応を検討されたい。	献立作成に当たっては、毎年実施している被収容者に対するアンケート結果をできる限り反映し、他施設の状況等も参考にしながら、安価な食材を用いて新メニューを考案するなど、食事の満足度向上を図るよう努めており、今後も継続してまいりたい。 また、予算増額の要求等については、上級官庁に報告する。
59	山形刑	保健衛生及び医療	被収容者から、医師が被収容者を見下したような言動をし、十分な診察や説明をせず、必要な治療や投薬をしていないとの指摘が、従前からなされている。 今年度においても、減少傾向ではあるが、同様の指摘がなされていたことから、医師が被収容者に対して行っている医療の実情を調査するとともに、その質を改善するための措置を継続的に採ることを要望する。	今後とも、被収容者に必要な治療や薬剤の処方を行い、また、請じた治療等に関して被収容者が理解できるよう丁寧に説明を行うほか、被収容者への言動について必要な研修・教育を実施することとしたい。
60	山形刑	組織・職員	職員の言動等について、一部の被収容者から不満が出されており、職員の言動等に不十分な点がある可能性が否定できない。 昨年度同様、外部からの講師を招へいするなどして、職員に対する研修・教育を実施し、不満や行き違いが少なくなるよう要望する。	監督者が現場を巡回する限りにおいては、職員が被収容者を呼び捨てにしたり怒鳴りつけている状況は認められなかった。 令和6年度においても、人権意識及び遵法意識向上のための職員研修を実施しているところ、今後においても、引き続き、職員に対する研修・教育を充実させていく。
61	山形刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者から、自弁で購入できる物品が欠品等により購入できない、差入れされても手元に届くまで時間がかかりすぎるといった、購入物品や差入れ等に対する要望が出されている。 自弁に関する物品の状況や、差入れ対応の職員の状況等の調査を行い、受刑者の理解を得るべく対応されることを要望する。	自弁物品の一時的な販売中止や事情が解消した際の購入受付再開など、その都度、被収容者に周知している。差入事務については、差入人に対する照会などの処理を要するケースも一定数あるものの、処理の合理化及び電子化を進め、被収容者の手元に届くまでの時間の短縮に努めている。
62	山形刑	矯正処遇の実施等	令和7年6月1日から改正刑法が施行され、懲役及び禁錮を一本化した拘禁刑が導入されるところ、従前の懲役及び禁錮における取扱いから変更が生じることにより、職員及び被収容者が対応に苦慮する場面も想定される。 特に、現在の制度の適用を受ける被収容者に対しては、今後、被収容者間のトラブルを回避する意味でも、処遇に関する取扱いの点の説明は不可欠であることから、今後に向けて、職員や被収容者への周知徹底を図ることを要望する。	拘禁刑導入に関する対応について、令和6年度中から、所内において各種の研修、試行等を実施しているほか、令和7年4月には、所長による全職員対象の研修を実施し、拘禁刑導入に係る各種説明を行ったところである。 被収容者に対しては、矯正処遇課程の新設など、大きな変更点について告知し、トラブルなく円滑に移行できるように努めている。
63	福島刑	組織・職員	職員の業務負担を軽減しつつ業務の効率化を図り、被収容者への処遇の充実や適正な施設運営に係る業務に注力できる体制を整備すべきである。そのために、ICTの活用や外部業者への委託等により、効率化や負担軽減が可能な業務について、積極的に検討すること。	業務の効率化については、「施設運営改善等のための意見提案制度」を運用することで、職員から随時意見を募るほか、職員の面接を実施し、それぞれ出された意見についてはその都度検討している。 また、業務を遂行する上で、様々なシステムが導入されているものの、ICTの活用や外部業者への委託については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告したい。
64	福島刑	収容状況	本所において1居室に1人ずつを収容する運用を継続すべきである。 また、刑務支所でも可能な限り、1居室に1人ずつ収容する運用を検討すべきである。	当所としても、単独室への収容の必要性・有効性は強く認識している。 また、刑務支所においては、現状では、単独室の居室数に限りがあることから、全被収容者を単独室へ収容することは困難であるものの、今後とも可能な限り単独室を優先的に使用していきたいと考えている。

65	福島刑	収容状況	工場や居室等における被収容者間のトラブルに早期に適切に介入し事態を收拾するとともに、そうした事態の未然予防に努めるべきである。	被収容者間のトラブルを認知した場合、関係者から事情聴取するなどして事案の解明に努めるとともに、再発防止の徹底に努めたい。 また、不穏な状況を認知した場合には、担当職員等から上司への速やかな報告を徹底させるとともに、報告しやすい雰囲気醸成することにより組織的に対応していきたい。
66	福島刑	保健衛生及び医療	オンライン診療の導入など被収容者の医療アクセスの向上につながる抜本的な方策を検討し、上級官庁等に提言すべきである。	引き続き、当所の医療スタッフ同士の円滑な連携、外部医療機関との良好な関係の構築等により、遅滞なく必要な医療措置を講ずることができる体制の確保に努めてまいる。
67	福島刑	保健衛生及び医療	近時の気象を踏まえ、暑さ、寒さ対策について一層の配慮をすべきである。	令和6年度に実施した暑さ、寒さ対策は引き続き実施した上で、更なる有効な対策として、氷菓の追加給与などを実施する。 また、空調設備を高齢者が多い工場などから順に設置することを検討しているものの、当所限りで対応できるものではないため、上級官庁へ要望を行っていきたい。
68	盛少刑	組織・職員	令和4年に発覚した名古屋刑務所での暴行・不適正処遇事案を踏まえ、被収容者を呼び捨てではなく、氏名に「さん」をつけて呼ぶようにするほか、刑務官を「先生」等と叫ばない運用が始まっているが、徹底されていない旨の意見・提案書が継続的に複数確認されている。運用開始から1年以上と、職員、被収容者ともに運用開始から十分な期間が経過しているなか、いまだ継続的な意見があることからすると、さらなる運用の徹底が求められる。その他にも運用や制度の変更が図られた点についても、引き続き徹底するとともに、改善の余地がないか検討されたい。	被収容者や職員の呼称要領、隠語の不使用のほか、運行時における動作要領については、引き続き指導を行う。 職員は、その職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し、厳しく注意指導しなければならない場面もあるが、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するように、各種研修・教育を通じて、引き続き指導していくとともに、被収容者に対する不適切な言動等を防止するため、一部居室棟勤務を行う職員にウェアラブルカメラを装着させ、勤務状況を録画・検証するなどしている。
69	盛少刑	組織・職員	昨年度に引き続き人権擁護に関する研修等の実施を強化し、施設職員への啓蒙を図るとともに、監督体制の強化など、不当な人権侵害が発生しないよう具体的かつ十分な対策を実施することを求める。	各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も研修を継続していくとともに、職員が受刑者に対し、不適切な言動等を行わないよう指導監督を徹底する。
70	盛少刑	組織・職員	今年度、貴所において贈収賄事件が発生したことが発覚したが、本件のような事件が発生すると、刑事施設に対する市民の信頼を大きく損なうことになる。 また、被収容者間の平等に反するほか、被収容者の職員への信頼、監督能力へ疑問を持たせることにつながり、被収容者の更生への意欲や、適切な施設の運営にも影響を及ぼしかねない。 貴所においては、二度とこのような事態が発生しないよう対策を徹底されたい。再発防止として研修等を実施することが必要である。特に刑務官に対しては、刑務所の社会的意義や、被収容者との関係など、基本的な理解を徹底するための研修の実施が必要であると考えられる。	当所で発生した事件を受け、当所職員の不祥事防止を図る目的で、上級官庁から職員を派遣していただき、不祥事防止に資する研修を行っている。更に、同研修で知識を習得した後に各課部門でも小グループミーティングにおいて意見交換を行うことで理解を深める計画である。今後も継続して不祥事防止研修を実施し、再び不祥事が発生することがないよう徹底した倫理観を職員に養わせるとともに、信頼回復に努める。
71	盛少刑	物品の貸与等及び自弁	食事については予算・栄養価の問題などから、改善が困難な点があることは理解できるところであるが、食事は被収容者の生活において極めて重要な要素であることは想像に難くない。 また、被収容者が食事を残すことによるフードロスの問題も起こり得ることなどから、その点にも配慮し、食事の内容等を検討されたい。	献立は、管理栄養士が栄養面、予算面を考慮しながら作成しているところ、年1回実施している嗜好調査やこれまでの意見等を踏まえながら、引き続き献立の検討を行う。

72	盛少刑	視察委員会	今年度も委員会ニュース（こずかたニュース）を発行した。引き続き掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのこずかたニュースを各居室への備置を行うよう求める。	全ての視察委員会ニュース（こずかたニュース）を被収容者の各居室に備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続していく。
73	盛少刑	組織・職員	昨年の意見書において、医療業界におけるインシデント・アクシデントを例に出し、インシデントの段階で問題を察知し、アクシデントにつながらないような体制を整えることが望ましい旨の意見を述べた。 それを踏まえ、貴所からは「盛岡ハドル」という制度立ち上げの報告を受けている。制度の導入により、どのような効果があるのかなど引き続き検討の上、改善を図りたい。 また、少数の職員で貴所が運営されている実情についても十分に把握していることから、上記制度が形骸化し、施設職員の負担が増加するだけという結果にならないよう、運用には十分注意を図りたい。	健全な施設運営、不適正処遇・同事務処理の未然防止のために、課題を組織的に実施できる心理的安全性が高い組織を作ることが目的とし、係長・主任矯正処遇官以下の日勤職員を対象とし、月2回以上各課部門ごとにミーティングを実施している。盛岡ハドルミーティングを導入したことにより、職務遂行上の悩みや業務改善などの意見が出されており、風通しの良い職場環境の構築が図られた。今後、制度が形骸化し、過度な負担をならないよう運用には注意する。
74	盛少刑	視察委員会	名古屋刑務所で発生した暴行・不適正処遇事案以降、投かんされる意見・提案書は増加の一途をたどっており、意見・提案書の確認だけで相当の時間をとられている。 また、意見・提案書の他に被収容者向けのアンケートを実施することになっており、面会を希望する者の面会を実施するなど委員の負担は近年急速に増加している。 このままでは委員のなり手の問題などと併せて、人権擁護を目的とした委員会の趣旨を果たすことが難しくなることが想定される。 貴所としても当委員会の重要性は十分に理解いただいているものといえ、当委員会の役割を十分に果たすためにも委員の増員を強く求める。特に弁護士や学識者など、人権擁護に普段から携わるものの増員が望ましい。	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
75	盛少刑	視察委員会	法務省の実施する「釈放時アンケート」について、盛岡少年刑務所における分析結果について、毎年、当委員会へ報告されたい。	令和6年度分の分析結果が報告されていないため、分析結果が共有された際には、速やかに当該分析結果を視察委員会に報告することとした。
76	水戸刑	組織・職員	名古屋刑務所職員における暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会の提言書を受けて、人権意識及び遵法意識向上に関する研修を実施されているところ、職員の言動に対する意見等が複数出ている職員が見られるため、不適切な処遇がなされないよう最大限の配慮を要望する。	言動に対する意見等があった職員については、事実関係を確認し、しかるべき対応を行っているところ、引き続き各種研修等を通じて、不適切な言動その他の不適切な処遇がなされないよう対策を実施する。
77	水戸刑	視察委員会	名古屋刑務所職員における暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会の提言書を受けて、新たな取組を実施しているところ、次年度以降も各委員の負担が増加することが想定されるため、視察委員会委員の増員を要望する。	視察委員会委員の増員に関しては、施設限りで対応できる事柄ではないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
78	水戸刑	保健衛生及び医療	平時から被収容者の体調の変化等には十分配慮し、状況に応じて速やかに医療設備が整っている施設や医療機関への移送等を実施するよう要望する。	被収容者の体調不良が認められた場合は、看護師等が確認して医師に報告し、同医師の判断により医療措置を講じるほか、症状によっては直ちに外部医療機関に緊急搬送するなど、適切に対応しているところ、引き続き被収容者の健康管理に努めたい。
79	水戸刑	施設の敷地・建物等	水戸・土浦両拘置支所の施設の老朽化が顕著であるため、順次改修や建替え等の協議を進めるよう要望する。	当所に対応可能な修繕等は、予算事情を勘案して順次対応しているところであるが、建替え等については施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。

80	栃木刑	保健衛生及び医療	受診時、被収容者と診察する医師との情報伝達に職員らが過剰に介入するため、医師に症状を十分に説明できない、医師の説明を十分に聞くことができない、医師でない職員が薬や病名を断定して診察を遮断するなどの苦情が継続的に相当数あることから改善を求める。	診察時、看護師等の職員は必要な看護観察情報を医師に報告し、医師はそれらの情報を踏まえた上で診察し、各種診断や所見すべき事項を判断している。引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療の提供に努める。
81	栃木刑	保健衛生及び医療	令和6年度中において、感染症発生の情報があれば、早期の診断・治療につながったのではと懸念される事案があったため、所内で感染症が発生した際は、外部から診察に来る非常勤の医師らにも適時に発生の事実や状況を伝達して情報共有されたい。	被収容者に感染症の疑いがあった場合は、速やかに常勤医師による診察を行った上、他の被収容者から隔離するとともに、非常勤である専門医の診断が必要な場合に備え、発生の事実や経過、症状を速やかに情報共有するよう努める。
82	栃木刑	施設の敷地・建物等	冬季の休日等の昼間、被収容者が居室に在室している日も居室の暖房を稼働しておらず、今後も稼働する予定はないとのことだが、当地の気候や居室・建物の構造等からみて、単に昼間であるというだけで暖房を稼働させない運用は極めて不適切であり、被収容者の健康への悪影響が危惧されるので、早期に再考されたい。	冬季に建物内に定めた測定場所の気温が低温になりすぎないように、被収容者の体調不良の防止のために必要な場合には、日中についても柔軟に暖房器具の使用ができるよう指示の改正を検討する。なお、当所においては、温水暖房、スチーム暖房など寮によって設備が異なるものの、被収容者が居室に在室している日は、一定の時間帯において、室温の推奨温度を下回らないよう稼働している。おって、令和6年度において、寒気により極端に気温が低くなったときは、夜中や朝方の冷え込みを考慮して、平日休日問わず夕方以降朝まで夜通し運転した。
83	栃木刑	矯正処遇の実施等	被収容者の関心の高い制度や手続きの中には明文化されていないものもあるので、これらに関しては、迅速な伝達を実施するとともに、伝達後に入所する者への周知や被収容者自身による後日の確認を可能にするために所内生活の心得にも必ず追記するよう要請する。	明文化されていなかった外部交通に係る入所後の申告対象者の追加・変更制度について、被収容者への告知を行うとともに、所内生活の心得に追記した。
84	栃木刑	組織・職員	当施設では長らく顕著な職員の定員割れが続き、また、長期間、定員未満の職員での運営に尽力してきたところであるが、必要人員の欠如がこれ以上続くと健全な施設運営の継続が危ぶまれるため、一刻も早く、職員の定員割れが是正されるべきである。	当所においては採用広報活動の拡充を検討していくが、御意見については、上級官庁に対して実情や要望を発信していく。
85	栃木刑	組織・職員	個人情報保護・管理について、常勤職員は当然のこととして、非常勤の職員も対象として研修を実施し、個人情報保護の意識のかん養を促してもらいたい。	非常勤職員に対しては、採用時に守秘義務等に関する説明を行った上で、採用直後にも個人情報の取扱いについての研修を実施しており、定期的に常勤職員と同様に個人情報の取扱いについて研修を実施しているところ、今後も継続的に非常勤職員を含めた研修を実施することとする。
86	栃木刑	組織・職員	目に見えない障害や障害を有する被収容者への合理的配慮への理解増進のため、職員（特に処遇や教育に従事する職員）への教育・研修を実施することを希望する。	目に見えない障害（内臓器官の機能障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、発達障害、その他心や身体の動き）に関する研修等の実績がないため、拘禁刑導入に際し実施する。
87	栃木刑	物品の貸与等及び自弁	過去には贅沢品であった物が現在では生活必需品になるなど、時代とともに国民生活は変化するので、変化に応じたアップデートに努められたい。	被収容者に貸与し、又は支給する日用品については関係法令により定められているところ、今後も社会情勢等を踏まえ、上級官庁に対して実情や要望を発信していく。

88	栃木刑	物品の貸与等 及び自弁	自弁物品の価格が高い割に品質が劣るとの苦情が多数寄せられることから、上級官庁とともに業者への適切な監督指導を希望する。	自弁物品販売事業者は、上級官庁において選定されており、施設限りで対応できる事柄ではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
89	栃木刑	金品の取扱い	売店が閉鎖され、面会者から売店での購入物品の差入を受けることができなくなって不自由だとして、売店の再開を求める被収容者からの意見・提案が散見されるため、再開を検討されたい。	施設限りで対応できる事柄ではないため、頂いた御意見は上級官庁に報告したい。
90	栃木刑	物品の貸与等 及び自弁	自弁物品のうち、スキンケア化粧品や使い捨てカイロ等の生活必需品に欠品が生じて購入できなくなったとの苦情があったため、上級官庁とともに業者への適切な監督指導を希望する。	販売事業者の入荷状況により欠品する商品については、代替商品を特別購入させて対応した。今後も、上級官庁と情報共有を行い、欠品が出ないように対応していきたい。
91	栃木刑	予算	社会全体で物価の高騰が著しく、施設運営の努力では吸収しきれない水準にあるところ、物価高が冷暖房、食事、集会菓子など被収容者の生活の様々な面を圧迫していることが明らかであることから、被収容者に我慢を求めるだけでなく、他施設と連携して上級官庁に現場の実情の理解を求め、必要な予算措置を講じる旨の要請を続けてほしい。	引き続き、上級官庁に対して実情や要望を発信していく。
92	栃木刑	視察委員会	令和6年度から、外国語の意見・提案書の翻訳が遅延し、視察委員会が適時に検討できず、調査依頼にも時機を逸することとなったのは誠に遺憾であり、視察委員会宛ての意見・提案書制度の趣旨を没却する事態であることから、上級官庁と協議の上、ただちに改善されたい。	外国語の意見・提案書の翻訳については、一定の期間を要することをご理解いただきたい。
93	喜連川セ	施設の敷地・建物等	センター内の監視カメラのデジタル化が実施されたところ、映像の保存期間はまだまだ短く、当委員会が事実調査を行う際、監視カメラの映像を活用することができないことから、監視カメラの映像を長期間保存するよう設備の充実を検討されたい。	映像記録媒体の整備を検討するとともに、映像の保存期間を延長するためには、相応の設備改修予算が必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
94	喜連川セ	施設の敷地・建物等	冬季及び夏季期間における居室内温度について苦情があるところ、気温が社会通念上相当な範囲に収まるよう送風・冷暖房機器の運用改善、増設に取り組まされたい。	収容棟の廊下等に大型扇風機やストーブを設置するなどして対応しているところ、送風・冷暖房機器の大幅な増設については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
95	喜連川セ	保健衛生及び医療	歯科診察の実施に数か月程度の時間を要している事例が認められるところ、予算確保を含めた医療体制の充実に向けた取り組みを検討されたい。	委員会からの指摘等を踏まえ、歯科医師に現状を説明するなどした結果、令和7年度からは歯科治療の診療時間を週4時間から6時間に拡充することで待機期間が短くなるようにした。 今後も医療体制の充実化に努めてまいりたい。
96	前橋刑	施設の敷地・建物等	拘置支所の居室に鏡が設置されていないことから、設置してもらいたい。	順次、設置することとする。
97	前橋刑	物品の貸与等 及び自弁	ブルーライトカットレンズ仕様の眼鏡の使用を認められたい。	ブルーライトカットレンズを含めた着色レンズ眼鏡の使用については、医療上又は生活上支障を来す場合など必要性が認められる場合には使用を許可しており、個別具体的に判断している。

98	前橋刑	矯正処遇の実施等	優遇区分第一類の者の人数を増やすよう運用を改善されたい。	優遇措置は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するために設けられた制度であり、個々の受刑者に対する区分の指定に当たっては、省令以下の基準に基づき、受刑態度、作業又は各種指導等への取組状況について総合的な評価をした上で決定しており、引き続き、適正な運用を行う。
99	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	できる限り多くの者が満足できるよう、喫食会の菓子及び飲料の組み合わせを工夫されたい。	頂いた御意見を踏まえつつ、品目を検討する。
100	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	食事の質が低下しているとの意見が見られており、物価の上昇に予算が追いつかず食事の不満につながっているものと思われ、食事に使用できる予算を増額するよう上級官庁に働き掛けられたい。	食事の内容については、メニューを工夫やより安価な食材を確保するなどして質が低下しないよう対応しているところ、予算の増額については施設限りで対応できる事柄ではなく、上級官庁に報告する。
101	前橋刑	矯正処遇の実施等	作業報奨金は出所後の当面の生活費となるものであり、物価の上昇に見合うよう増額するよう法務省に働き掛けられたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
102	前橋刑	組織・職員	被収容者との会話において、無用に被収容者を不快にさせることのないよう刑務官に対し継続的に研修を行い、必要に応じて適時適切に調査確認を行い、指導監督されたい。	引き続き研修等を通じて、被収容者の人権に配慮した言動を行うよう職員への指導監督を徹底する。
103	前橋刑	施設の敷地・建物等	施設の建て替えを進めるため、上級官庁に引き続き要請されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
104	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	デンタルフロスや歯間ブラシの使用が認められるよう、上級官庁に訓令改正を要請されたい。	デンタルフロスについて、令和7年4月から購入の受付を開始している。 また、歯間ブラシの使用については、その品目を検討する。
105	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	鼻毛切りの使用が認められるよう、上級官庁に訓令改正を要請されたい。	身だしなみを整えることができるよう鼻毛切りの方法を検討する。
106	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	生活用品購入について選択肢を確保し、商品が取扱終了となった場合でも他の選択肢を速やかに用意するように努めてほしい。	引き続き、商品が取扱終了となった場合には速やかに代替品を確保できるように努める。
107	前橋刑	組織・職員	医療体制の充実のため、常勤医師の複数名確保、非常勤医師の確保・増員、個別診療科目に係る診療日の増加に努められたい。	引き続き、必要な診療を遅滞なく行えるよう、医師の確保に努めるとともに、必要に応じて外部医療機関の協力を得つつ、安定的な医療体制の充実に努めてまいりたい。
108	前橋刑	保健衛生及び医療	薬の処方や医療措置に当たり、十分な説明を行い、被収容者の理解を得るように努めてほしい。	引き続き、被収容者に対して丁寧に説明していく。
109	前橋刑	矯正処遇の実施等	職業訓練を受けられる人数の増加や、職業訓練の内容の充実を検討し、必要な予算の要求を行っていただきたい。	職業訓練については、受講人員や種類の拡充などについて、今後も上級官庁と調整しながら適切に対応していく。 頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
110	前橋刑	矯正処遇の実施等	被収容者の学習等をできる限り認めるように運用されたい。	引き続き、法令の範囲内でできる限り被収容者の学習等の機会を設けていく。

111	前橋刑	書籍等の閲覧	備付書籍ができるだけ充実するようにしてもらいたい。	保管中の貸出用書籍と備付書籍の交換を定期的に行っているところであり、外国人被収容者の収容人員に比して、確保している外国語書籍の数が少ないことから、外国語書籍を中心に今後も新しい書籍の購入について、検討しているところである。
112	前橋刑	視察委員会	意見・提案書の数が急増しており、視察委員会の活動の在り方を検討するよう、上級官庁に要望されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
113	千葉刑	組織・職員	受刑者との関係が固定化し、処遇が不平等とならないよう担当職員1名の工場を常時複数名の担当職員制とするか、又は複数の職員でチームを結成して定期的に担当する工場を交代していく体制が構築できないか、検討されたい。	工場担当職員の2名体制化、チーム化した上での定期的な交代については、職員配置上及び管理運営上の問題があり、同体制を構築することは難しいため、不服申立に係る実情調査、受刑者処遇に関与しない幹部職員による面接や、幹部職員による工場担当職員の勤務状況の確認を徹底することで、担当職員による偏ば的な処遇の防止及び早期発見に努めたい。
114	千葉刑	組織・職員	受刑者を呼称番号等で呼ぶことが廃止されてから十分な期間が経過しているが、未だに受刑者を呼称番号で呼んだり、呼び捨てにしたりする対応がされていることをうかがわせる意見・提案は続いているため、工場担当職員の受刑者に対する言葉遣いについての啓発を継続的に行うなどの対応を検討されたい。	被収容者の呼称変更については、令和6年3月1日から、個人情報保護及び誤交付等防止の観点から称呼番号で呼ぶ必要がある場合を除き、さん付けで呼んでおり、監督者の巡回の都度、履行状況を確認しているが、呼称変更は問題なく定着しており、今後も履行状況の確認を継続し、逸脱した状況が認められた場合には、是正したい。
115	東成医セ	保健衛生及び医療	夏季の猛暑日等により屋外運動が中止された場合があり、中止する基準等を柔軟にし、なるべく、屋外運動の機会が付与されるよう要望する。雨天時等における体育館運動の機会が、被収容者全員に平等に確保されるように要望する。	当センターは、内規により暑さ指数及び気温を計測した上で、熱中症の危険性が高いと判断される場合は、同日の屋外運動を中止し、順転で体育館運動及び居室内運動としている。 雨天時等で屋外運動が中止された場合、患者等に体育館運動の機会が確保されていないことから、引き続き検討することとしたい。
116	東成医セ	組織・職員	職員の被収容者に対する言動による懲戒事例が報告されていることから、再発防止を含め、被収容者の人権を尊重した処遇を行うよう改善されたい。	同種事案の再発防止のため、令和6年度に職員研修を実施したほか、令和7年度においても職員研修を計画しており、引き続き、職員に対して、被収容者への言動等を始めとする人権を尊重した処遇に係る研修等の実施を継続していく。
117	東成医セ	保健衛生及び医療	医療機関として、医療事故防止の観点から、適切な医療体制を構築し、医療事故が生じないような体制整備等を要望する。	医療事故の発生防止及び医療安全の確保のため、医療安全管理委員会を設置し、組織的に各種対策を講じるとともに、職員教育及び研修を計画的に実施し、職員の資質及び技術向上を図るなど、医療事故を生じさせない体制を構築しており、引き続き、適切な医療の提供に努めていく。
118	府中刑	視察委員会	大規模施設であることや被収容者の特性等を考慮し、視察委員の大幅な増員及び専任の視察委員会事務局の設置など、視察委員会の運営体制を抜本的に強化するよう上級官庁に働き掛けられたい。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
119	府中刑	組織・職員	被収容者から視察委員会への意見・提案書や不服申立て等を、「施設を少しでもよいものにしたい。」という意欲の表れとして、プラスの方向で理解することができることを、全職員が理解するよう努められたい。	各職員が、被収容者による視察委員会への意見・提案書や面接での申出等について、施設の運営改善や職員の執務環境の向上に資するものであると肯定的に受け止められるよう、職員研修や情報共有を充実させるとともに、視察委員と職員との意見交換の機会を増やすことを検討する。

120	府中刑	規律及び秩序の維持	府中刑務所の被収容者に課されている各種規則は、他の刑務所に比べて厳しいという意見が多数あるほか、個別の判断とされている事項についての基準が厳しく、事実上制限されていると感じる部分があった。被収容者に厳しい規則を守らせて管理する方法は、改善更生に必ずしも資さないと考えられ、見直しを検討されたい。特に、被収容者の社会復帰にも役立ち得る自主学習については、できる限り認める方向で検討をするべきである。	様々な特性を有した再犯リスクの比較的高い被収容者を収容している当所にあつては、他の施設以上に所内の各種規則について留意する必要があるところであるが、拘禁刑に対応した新たな処遇の一環として、規則や動作要領等について見直しを進めており、本意見も踏まえつつ、引き続き見直しを検討する。 また、自主学習のうち、施設として実施している通信教育については受講科目を定めているが、自主学習自体には種目・教科等の制限はなく、施設が定めたものの以外の通信教育を、自主学習として私費で学ぶことも可能である。
121	府中刑	組織・職員	多数の処遇困難な被収容者を抱えており、職員の負担も大きいことから、処遇・教育に関わる職員の大幅増員が必要であり、それを上級官庁に理解してもらうべきである。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
122	府中刑	組織・職員	職員が、自分の意見や考えや感情、失敗や懸念を安心して自由に表現できる状況はできているか。例えば、職員が自分の上位の職員に、失敗や懸念事項について話したとき、頭ごなしに叱責されるようなことはないか。懸念事項に対する建設的な議論ができているだろうか。つまり、心理的安全性の高い職場となっているかどうかの十分な検討を要望する。	職員が失敗や懸念事項等を認知した場合、速やかに上席者に報告、相談を行うよう指導している。また、職員への注意指導を行う場合は、失敗に至った理由、改善すべき点やその理由等を明確に伝えるようにしており、上席者が頭ごなしに叱責することはない。 一方、職員の仕事に対するやりがいや心理的安全性については課題であると承知しており、名古屋刑務所事案に係る提言書等に基づき、幹部職員だけでなく、一般職員同士（他部署を含む。）による対話を重視しグループワークを取り入れた職員育成に取り組んでおり、今後も職員が勤務しやすい職場環境の形成に努める。
123	府中刑	視察委員会	視察委員の中には、福祉に携わっている、あるいは地域の資源に詳しい人もおり、障害への理解等について職員研修等について協力し得るところは多々あるものと思われる。施設としての悩みを視察委員会が受け止め、ともに解決する機会があってもよいのではないか。	現状の視察委員会の体制では、新たな活動を依頼するのは困難であると考えられるが、視察委員会の会議は、「ともに解決する機会」として、一定の役割を果たしていると思われ、会議における意見等を、施設運営の改善に一層つなげるよう努める。 被収容者の特性を理解するための職員研修については、社会福祉士等の国家資格を有する福祉専門官を講師として実施しているところ、各分野に通じた視察委員にも講師派遣等について協力を仰ぎ、意見交換の場を設けることについて検討する。
124	府中刑	視察委員会	被収容者による刑事告訴、民事訴訟等に対し、誠実に事実解明に対応することを要望する。また、手続の結果、施設側に問題があったという指摘がなされた場合、又は勝訴した場合であっても、違法とまではいえないが問題があるといった指摘があった場合、視察委員会に対して事実関係が開示されることを希望する。	引き続き刑事、民事にかかわらず、誠実に事実解明に係る捜査又は調査を行うとともに、積極的に視察委員会に対する情報提供を行っていく。
125	府中刑	組織・職員	職員により、刑務作業や生活様式に関しての説明が異なっており戸惑うという意見・提案書が少なくない。また、工場で床に座っての開脚運動について、以前は許可されていたのに禁じるようになった理由として、床に座ることで衣類が汚れ、工場の席や作業材料が汚れる可能性があるためとの説明を受けたが、それを被収容者にきちんと説明をすれば、このような意見・提案書が出てくることはないのではないか。被収容者に対する指導は、一貫している必要があり、可能な限り職員の認識を統一し、注意をする場合には、きちんと理由を示して被収容者を納得させるよう、具体的な方策を検討されたい。	所内生活の手引きに定めのない被収容者に対する細部の生活指導等について、職員により若干の差異はあり得ると思えるところ、状況に応じて指導の内容や方法には柔軟性や工夫が求められると考えており、日頃から、職員研修等を通して、処遇の統一や共有を図っているが、今後は、一層被収容者が理解しやすく納得ができるような対応ができるよう、対応力の向上を図っていく。

126	府中刑	組織・職員	被収容者の良い所、進歩したところを褒める、励ます、理解できるよう説明するといった指導を根気強く行うことで、被収容者のやる気を喚起することが必要と思われるので、励行されたい。	当所においては、個々の特性に応じた拘禁刑下の処遇を一部先行して試行しており、拘禁刑下における矯正処遇の実施においては、本人の動機付けを高めることが一層重要となるため、職員による動機付けの在り方についての職員研修を継続していく。
127	府中刑	矯正処遇の実施等	優遇区分が第二類に進類できる可能性が非常に低かったり、実際には可能性がない被収容者が少なくないようである。第二類への進類が当たり前のようになれば、意欲的に受刑生活を送る被収容者が増え、施設にとっても好ましいと思われる。また、経理工場に所属する被収容者の評価が高くなることは理解できるものの、一般工場就業者が経理工場就業者と同じ評価を受ける余地がないものとして制度が運用されているのであれば問題である。そもそも優遇区分は直近6か月間の評価により指定される制度なのであるから、受刑態度が評価期間以前から継続しているかどうかの評価に影響しているのであれば、適切な運用ではないと思われる。必要な運用の見直しを行い、より多くの被収容者が第二類に進類できる運用に改めることを検討されたい。	優遇措置は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するために設けられた制度であり、個々の受刑者に対する区分の指定については、就業する工場や作業内容ではなく個々の評価期間における受刑態度、作業又は各種指導等への取組状況について総合的に判断しており、態度や取り組む姿勢で評価がなされるよう徹底している。
128	府中刑	保健衛生及び医療	医師が被収容者を診察するには、工場や居室棟の職員が異常に気づき、准看護師が判断をする過程が介在しているところ、被収容者の普段の生活状況などから、体調が悪いというよりも、単に作業をしたくないと疑って判断が遅れることはないのか。処遇困難者が多いことから、治療を受けさせることに対して慎重になることは理解できるが、職員側の判断がアンダーアージにならないよう、更に適切な対応をするよう要望する。	被収容者は願箋の提出により診察を申し出ることができるが、被収容者の健康状態を確認することは、職員として当然の職務執行であるという認識の下、職員は、細心の注意を払って被収容者の健康管理に当たっている。被収容者に対して適切な医療を行うためには、昼夜、被収容者の処遇を通じてその動静を詳細に観察している担当職員が、的確に看護師等に連絡することにより、早期の段階で医師等の専門的な医学知識・経験に基づく医療措置が行われることにつながると考えている。真に医療を必要とする被収容者が見落とされることがないよう、今後も、医師等と被収容者を担当する職員が相互に緊密な連携を保ち、適切な医療の提供に努める。
129	府中刑	保健衛生及び医療	近年の夏の暑さは殺人的であり、死者が出てからでは遅い。そこで、脱衣、清拭、扇風機の使用は夏季処遇中に認めているところ、4月、5月のうちから25度以上の夏日となる日があり、体が慣れる間もなく急に暑い日が続くのが近年の傾向である。扇風機の準備が間に合わなかったとしても、脱衣や清拭については夏日になったら機械的に認めることも考えられるのではないか。	熱中症対策などに係る脱衣又は清拭の実施については、画一的な対応でなく、温度管理に基づき、WBGT等を参考に、今後も柔軟な対応を行う。
130	府中刑	保健衛生及び医療	近年の夏の暑さは殺人的であり、自庁予算のみでは対応不可能であることは明らかであり、冷暖房設備の購入や光熱費の大幅増額といった予算措置による対応を、視察委員会としても強く要望する。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
131	府中刑	矯正処遇の実施等	昼夜居室処遇の者について、可能な限り職業訓練に参加させ、きちんと作業に取り組めば作業報奨金が上がるように取り計らうことを要望する。	職業訓練に参加するためには集団処遇に参加できる必要があるが、昼夜居室処遇であったとしても、上位の制限区分への指定となるよう働き掛けを行いつつ、作業への取組状況に応じて適切に評価しているところ、一層、適切な評価となるよう配意していく。 なお、職業訓練への参加と作業報奨金の上昇は連動していない。

132	府中刑	矯正処遇の実施等	昼夜居室処遇の者について、可能な限り、レクリエーションへの参加を認めることを検討されたい。	昼夜居室処遇の被収容者のレクリエーション等の参加については、その者の特性や心身の状況等を考慮しながら、個別に判断する。
133	府中刑	その他	カメラを用いた翻訳アプリの有用性は視察委員会においても確認しており、翻訳機器・アプリを用いた対応を積極的に実施されたい。外国人被収容者は、母国語で話す機会がなく、所内の生活の規則について理解できないことがストレスになっていたりと、所内の諸情報が伝わらずに取り残されている様子である。少数言語の翻訳対応は困難かもしれないが、問題の多い者の言語については先に着手するなどして、所内の指示が行き渡り、職員や被収容者のストレスを減らせるよう配慮されたい。	外国人受刑者が2割を占める当所としては、円滑な意思疎通の必要性を痛感しており、多言語端末機等を整備し外国人被収容者との意思疎通を行っている。 なお、所内生活の手引については、現在、各言語に翻訳したものを整備しているほか、被収容者に対する各種告知文についても、必要な言語に翻訳したものを準備している。
134	府中刑	金品の取扱い	読み終わった自弁書籍を廃棄するのではなく、福祉施設に寄付したり官本として再利用することについて提案があった。限られた資源を有効に活用する観点から、積極的に対応すべきと思われる。閲読許可証を剥がす作業や、不適切な書き込みの有無を確認する作業を要すると回答されたが、刑務作業として実施すれば、一気に実現に向けた現実味が増すと思われるので、選択肢として検討されたい。	被収容者の自弁書籍を備付書籍として再利用することについては、刑務作業として不要な書き込みの有無を確認するのは不正連絡の温床ともなり得ることから刑務作業として実施するのは適切ではなく、実施すべきではないと考える。 福祉施設への寄付等については、平成24年8月17日付法務省矯成第1880号矯正局成人矯正課長通知「不要書籍を用いた社会貢献の機会付与への協力について」により、被収容者が自発的に自己の書籍を用いて社会貢献を行う一定の枠組が示されており、対応に必要な人的資源の確保等、解決すべき事項は少なくないところ、具体的な実施方法及び実施の可否について検討します。
135	府中刑	物品の貸与等及び自弁	米麦飯容器について、洗浄、漂白措置が適切に実施されていれば、衛生上は使用に問題がない一方で、容器があまりに黄ばんでいると、食欲を減退させてしまうことは否めない。食事は見た目も重要であるため、過度に黄ばんだ容器は適宜に廃棄する運用を徹底されたい。	米麦飯容器などの食器について、日々の洗浄や漂白を徹底していくほか、それでも汚損している食器については、速やかに交換できるよう、定期的に購入していく。
136	府中刑	矯正処遇の実施等	ニュースやドキュメンタリーなど教養を身に付けたり、社会問題について考えさせることを目的としたテレビ番組を、矯正指導の一環として視聴させることはあり得るのではないか。社会で問題となっていることについて、自分自身の問題として受け止め、考える機会を持つことは、社会復帰に向けても有用であるはずである。	テレビ番組を矯正指導に有効活用できることは御意見のとおりであり、矯正指導の教材等として、今後も改善更生及び円滑な社会復帰のために意義のある番組を視聴させていくよう努める。
137	府中刑	矯正処遇の実施等	自主学習は、本人が自由に行うだけでなく、刑務所として奨励すべきものである。施設には、学習のための書籍の備付けがあるので、「このような学習をしたければ、このような書籍や物品を使用することができる。」といった情報を被収容者に提供するなどして、自主学習を奨励することを検討されたい。	自主学習については、「所内生活の手引き」において全被収容者に周知し奨励している。また、学習に用いる特別備付書籍の一覧については全工場及び全収容棟に整備しており、使用できる物品等も記載している。
138	府中刑	施設の敷地・建物等	ラジオ視聴について、希望しない場合は報知器で申し出る運用となっている。しかし、居室ごとに放送を停止する措置を行うのは職員にとって負担である。将来的には、ラジオのスイッチを居室内で操作できるようにすることを検討すべきである。	将来的には居室内にラジオスイッチを移設又は設置することを検討しているところ、改修には大規模な予算が必要となることから、大規模改修の案件として予算上申に盛り込みたい。
139	府中刑	施設の敷地・建物等	ラジオ視聴について、希望しない場合は報知器で申し出る運用となっているところ、現状の設備において、ラジオ聴取を一般的に希望しない場合はあらかじめ申し出るにより当該居室の放送は実施しないという運用とすることを検討されたい。	設備が改修されるまでの間は、これまでどおり職員において、廊下側のスイッチを操作する。あらかじめの申出への対応については、既に実施済みである。

140	府中刑	その他	テレビ、ラジオの視聴終了時間は午後8時54分となっており、番組を最後まで視聴できないという訴えがなされている。視聴している番組を最後まで視聴したいという要望は過大なものとは言えず、柔軟な対応がなされることを要望する。この運用は午後9時までに消灯することを意図したものだと思われるが、午後9時までに消灯すること自体に意味はなく、消灯時間が午後9時を過ぎたとしても職員の勤務体制に与える影響も大きいとは評価できない。	就寝時間を変更した場合、夜間勤務職員の職員配置上、支障を生じることから、テレビ及びラジオの視聴終了時間は、これまでどおりとする。
141	府中刑	物品の貸与等及び自弁	貸与される運動靴について、全国統一規格により矯正局で一括調達するものであり、サイズが1センチメートル刻みであるとされている。しかし、社会一般で靴は0.5センチメートル刻みでサイズが用意されているものであり、0.5センチメートル刻みでのサイズ展開とするよう、矯正局に申入れをされたい。	貸与される運動靴の仕様は、全国統一規格であり、サイズ展開を最小限にすることで安価となり、国費の支出を抑えている背景があるところ、どうしてもサイズが合わない場合は、0.5センチメートル刻みでサイズ展開している自弁の運動靴の購入により対応しているが、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
142	府中刑	保健衛生及び医療	全被収容者に予備の工場用帽子が整備できていないことから、洗濯工場における帽子の洗濯頻度は2か月に1回となっているとのことである。特に夏季において極めて不衛生な状況になっていると思われ、予備の工場用帽子の整備を進めることにより、洗濯頻度を上げるよう努められたい。	全被収容者に予備の工場用帽子を作成・整備することは、人的、物的資源の制約上困難だが、現有の予備の帽子を工場等单位で配布した上で、工場等に設置している家庭用洗濯機により、定期的に洗濯を実施することについて検討する。
143	横浜刑	保健衛生及び医療	被収容者の健康の保持は刑事施設の責務であることを踏まえ、緊急の案件のほか、直ちに緊急案件とは認められない場合であっても、速やかに医療上の措置に繋ぐよう十分に配慮いただきたい。また、看護師による工場巡回を行うなどさまざまな工夫をして、健康を害している被収容者について確実に医療に繋ぐよう検討されたい。	これまで、被収容者の健康の保持等は当所の責務として日々取り組んでいるところ、令和6年11月から、准看護師とは別に看護師による医務巡回を実施しており、被収容者から体調不良等の申出があった場合には、速やかに医師に報告するなどして、診療申出後の待機時間を短くすることにより、体調不良者を確実かつ早期に医療につなぐことができるよう取り組んでいる。
144	横浜刑	保健衛生及び医療	グラウンド及び体育館での運動が実施できない日は、工場内運動を実施しているとのことだが、工場内運動はできる運動に限られていることを考え、グラウンド及び体育館での運動の回数を増やして頂きたい。夏場は、厳しい暑さでグラウンド運動を中止することも多く、暑さの問題は全国的な問題と思われるため、上級官庁ともよく相談し、どのようにすればより多く運動の機会を確保できるのか検討されたい。	釈放前指導編入中の受刑者の運動場所を変更し、また、工場ごとに昼食の準備時間を調整することにより、グラウンド及び体育館での戸外運動の回数を増加させ、同運動の機会を現状よりも50回以上確保することとした。
145	横浜刑	その他	多くの外国人被収容者がいるため、全ての人が、不自由なくコミュニケーションが取れるよう、十分な対応をされたい。	令和7年度に多言語翻訳端末を更新予定であるため、同端末を使用するとともに、他施設や関係機関の協力を得ながら、通訳人を確保することで、全ての人が不自由なくコミュニケーションが取れるよう対応したい。
146	横浜刑	施設運営方針	信書の発受やテレビの視聴、優遇区分の指定などについて、他の刑事施設と比べ厳しすぎるとの意見が寄せられている。刑事施設においては、規律秩序の維持を重視しがちとなるため、横浜刑務所の処遇に伴う様々な制約について、管理運営上必要かどうかを慎重に検討いただきたい。	関係法令に基づき、管理運営上適正に施設運営を行っているものの、委員会の御意見を参考とし、規律秩序の維持に偏った施設運営にならないよう、適宜検証等を行い、対応する。
147	横浜刑	組織・職員	被収容者をさん付けで呼ぶこと、号令に歩調を合わせる行進の廃止など、処遇の見直しに伴い、より一層、組織風土の改善に向けて取り組んでいただきたい。また、風通しがよく、きちんと休みも取れるような職場環境を整えるように努めていただきたい。	今後も、組織風土及び職場環境の更なる改善に向けて取り組んでいきたい。 また、各種研修を通じて職員の人権意識向上に努めているが、職員が適切な言動をもって被収容者に接できるよう、引き続き研修等を通じて指導したい。
148	新潟刑	視察委員会	被収容者に対し、提案箱に投かんされた意見・提案書の適切な活用について、丁寧に説明するとともに、引き続き、投かんしやすい環境を整備されたい。	各居室に意見・提案書を備え付けるとともに、生活の手引きにおいて、視察委員会に対する意見・提案書の記載要領を掲示している。また、各居室棟に提案箱を設置し、同箱の横にも意見・提案書を整備し、投かんしやすい環境を整備している。

149	新潟刑	保健衛生及び医療	被収容者が体調不良時に、速やかに医師の診察が受けられ、薬の処方が受けられるような体制の構築に努められたい。	被収容者から体調不良等の申出があった場合は、医務課職員が確認して医師に報告し、医師が必要に応じて診察を行った上、症状に応じて薬を処方等しており、引き続き、法令に基づき、適切な医療上の措置を講じていく。
150	新潟刑	保健衛生及び医療	猛暑や厳しい寒さにより、被収容者の体調に影響が出ないよう、室温管理等の対策を講じられたい。	令和7年3月10日に内規を整備し、適切に冷暖房設備を使用し、被収容者の体調に影響が出ないよう配慮している。
151	新潟刑	物品の貸与等及び自弁	自弁物品の購入について、全国の他の刑務所との情報共有を行った上で、購入可能な物品について、随時、必要性を検討されたい。	令和7年4月から、デンタルフロス、男性用尿漏れパッド、老眼鏡及びコルセットを新たに購入可能な自弁物品として追加している。今後も全国の他の刑務所との情報共有等を行った上で、購入可能な物品について、随時、その必要性を検討する。
152	新潟刑	矯正処遇の実施等	被収容者の社会復帰に向けた取組として、教育（改善指導等）及び職業訓練のさらなる活性化を求める。	当所は、矯正処遇課程特別コース（就労重点処遇）の試行を通じて、キャリア教育プログラムの実施前後に就労支援専門官が全対象者に面接を実施し、対象者の就労に関する希望や課題、同プログラムへの動機付け、同プログラムを受けた感想についての聴取や働き掛けを行っているほか、就農指導の企業講話やハローワーク職員の講話の受講及び職親プロジェクト仕事フォーラムへの参加の際には、その内容を同プログラムの中で話題にして取り扱うことを通じて理解の深化を図っている。 職業訓練については、建築塗装科、フォークリフト運転科及びビジネススキル科の3科目を開講しており、定員はいずれも5名であるところ、訓練科目や実施人員については、より充実したものとなるよう努めていく。 今後も所内の連携を強化し、被収容者の社会復帰に向けた取組の活性化を図っていく。
153	新潟刑	組織・職員	職員が被収容者に対して、暴言、威圧、暴力等を行わないことを徹底するため、研修等を充実させるとともに、実態把握についても積極的な取組を求める。	令和5年6月21日付け第三者委員会による提言書の内容を踏まえ、同年、複数回にわたり、不適切な身体接触の防止、職員、被収容者に対する呼称変更や俗語・隠語の不使用等に関する研修を実施している。 また、心理、教育、福祉及び就労に関する専門職員による面接を実施し、被収容者等から、職員による暴行や不適切な身体接触、暴言その他の不適正処遇を受けていないか等を聴取し、不適正処遇事案の早期発見、解決に資する体制を整えている。
154	新潟刑	視察委員会	新潟刑務所内における課題や懸念事項、発生事案については、視察委員会に積極的に情報開示することを求める。	事案の内容等を考慮しつつ、視察委員に対して必要な情報を提供してきたところ、御意見を踏まえ、引き続き、積極的に情報を提供していきたい。
155	新潟刑	組織・職員	新潟刑務所職員間におけるハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメントが発生してしまった場合の対応策について、改めて確認されたい。	全職員を対象にハラスメント防止に係る研修を実施しているほか、メンタルヘルス相談員や職員面接制度を活用してハラスメントの早期発見及び防止に努めている。また、ハラスメント事案発生時には原因を特定して関係職員と問題点を共有するとともに注意喚起し、再発防止に努めている。
156	新潟刑	予算	刑務所の適正な管理運営及び充実した視察委員会の活動に必要な十分な予算を確保されたい。	上級官庁と緊密に連携協力しながら、必要な予算を確保できるよう適切に対応していきたい。

157	新潟刑	視察委員会	視察委員会の業務負担が著しく増加している現状を理解され、改善措置を検討されたい。	視察委員会の業務負担が増加している現状を踏まえ、上級官庁と緊密に連携協力しながら、適切に対応していきたい。
158	甲府刑	保健衛生及び医療	甲府の酷暑に対する対応策として、タオルの使用・洗濯・スポーツドリンクを含む水分補給、空調等について、適切な対応を求める。	引き続き水分補給及び冷房の適切な使用に配慮する。 また、夏季における被収容者の清拭については、居室室内での余暇時間に随時行うことができるよう運用を変更し、清拭に使用したタオルを洗うことを認める取扱いとしている。
159	甲府刑	書籍等の閲覧	単独室と共同室でテレビ視聴の視聴回数に差があることへの不満が多数見られるため、視聴回数の差を設けることに対する合理性があるのか検討する必要がある。	令和6年度、単独室の視聴機会については、週2日から週3日に拡大しているところ、共同室と単独室の視聴機会の差については、共同生活を送るストレスの緩和を目的として実施しているものであり、一定の合理性はあると考えている。
160	甲府刑	物品の貸与等及び自弁	食事や菓子等の内容に対する不満に対応されたい。	食事については、嗜好調査を年1回実施し、予算と栄養等を考慮しつつ、管理栄養士と調整している。 また、祝日に支給する菓子については、措置された予算において工夫しながら多様な菓子を給与できるよう努めることとし、優遇菓子については、指定業者と協議しつつ、多様な菓子の給与に努めてまいりたい。
161	甲府刑	その他	外国人の受刑者について、出身国もかなり多岐にわたることから、食事の面での配慮や貸与する書籍等もなるべく対応できるようにすべきである。	食事については、予算や栄養・禁食等を考慮しつつ、管理栄養士と献立を調整している。
162	甲府刑	物品の貸与等及び自弁	近視の被収容者も多いと推測されるが、コンタクトレンズを使用する受刑者にとって、保存液等の購入ができないことが相当な不利益を被ると思われ、また、眼鏡とコンタクトレンズの併用も認められるべきである。	保存液については、特別購入により、自弁を認めている。 また、眼鏡とコンタクトレンズの併用については、その必要性を踏まえ、運用の変更を検討している。
163	長野刑	保健衛生及び医療	歯科診療の遅延改善を図っているところ、適切な医療体制の整備は、受刑者にとって極めて重要な事項であるため、速やかな診療体制の整備を求める。	引き続き、被収容者に対し、速やかに必要な診療を実施できるよう、歯科診療の遅延改善を始め、日頃から安定した医療体制の構築に努めていく。
164	長野刑	規律及び秩序の維持	受刑者による不正配食防止のため、職員の巡回方法の変更及び巡回頻度を増加させるなどの対策を講じているところ、更なる実効的な防止策の実施を求める。	配食時における反則行為を防止するため、重点的に視察すべき収容棟を検証し、食事時間帯における監督職員の巡回を継続して実施する。
165	長野刑	組織・職員	組織風土の改善のため、被収容者の呼称について、「さん付け」の徹底を要望する。	現在、被収容者の呼称について、「さん付け」を行っているところ、今後も研修や指導を継続し、徹底に努める。
166	長野刑	物品の貸与等及び自弁	菓子の質が悪い又は量が少ないなどの意見が多くあるため、今後も菓子の充実に取り組まれたい。	購入可能な菓子の質及び量については、購入可能な金額の範囲内で、物価高騰の状況を踏まえながら、質及び量ともに充実した菓子が購入できるよう柔軟な対応に努めていく。
167	静岡刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者から、「長袖シャツ及び防寒キルトが上下別では購入できないので、上下別に購入させてほしい。」との意見があったので、検討されたい。	長袖シャツ及び防寒キルトの上下別の販売をしていなかったところ、上下別に販売するよう改善した。

168	静岡刑	書籍等の閲覧	被収容者から、「居室棟衛生係のテレビの視聴時間が他の工場就業受刑者より少ないので、視聴時間を増やしてほしい。」との意見があったので、検討されたい。	工場就業受刑者は、平日の昼食時間帯の40分間、テレビ視聴をしているものの、居室棟衛生係は、居室棟の構造上、同時時間帯のテレビ視聴が実施できておらず、公平性の観点から、通常であれば平日午後7時からテレビ視聴時間であるところ、平日午後6時20分からテレビを視聴させることで、不公平を是正した。
169	静岡刑	保健衛生及び医療	被収容者から、「居室棟衛生係は、入浴の際に着替えの下着を持って行っってはならないこととなったので、以前のおり着替えの下着を持って行っても良いようにしてほしい。」との意見があったので、検討されたい。	居室棟衛生係の入浴については、衛生係の作業に鑑み、入浴の場所及び時間帯を効率化することにより、下着の着替えを実施する運用として改善を図った。
170	川越少刑	金品の取扱い	書籍の差入れに係る冊数制限について、「週刊誌等を含め3冊までとなっておりますが、週刊誌等を含め5冊ぐらいにしてほしい。」という意見・提案があったところ、冊数制限の緩和について検討されたい。	当所では、業務体制等の見直しを図り、これまで、差入人1名につき月3冊までとしていたが、月6冊までの差入れを認めることとした。
171	川越少刑	物品の貸与等及び自弁	「優遇区分第一類になり、CDを購入できるようになりましたが、単三電池の1回の購入数に制限があることに伴い、CDを聴くことにも制限が生じていますので、単三電池の制限について改善を図ってほしい。」という意見・提案があったところ、電池の購入に係る本数制限について検討されたい。	電池については、一般購入と特別購入に購入手続きを区分しており、当所の施設運営に合理的な範囲内で購入本数を制限しているところ、優遇区分第一類のCDを聴くための電池の購入については、特別購入の申込みによって必要な本数の電池の購入を認めることとした。
172	市原センター	組織・職員	指を鳴らす職員がいるようなので、改めていただきたい。	全職員に周知し、改めるよう指示した。
173	市原センター	矯正処遇の実施等	テレビの番組選択について、受刑者の意見を聞く機会を設けるなど柔軟な対応を検討されたい。	令和7年2月から、受刑者に対して月に1回テレビ視聴に関するアンケートを実施し、結果を参酌して翌月の視聴番組を選定している。
174	市原センター	保健衛生及び医療	シャワーの温度や水圧が低いことがあるので、改善されたい。	給湯温度や水圧が適正に保たれるよう、入浴の順番を工夫するなどしているが、不具合が生じた場合は、業者による点検を実施している。
175	市原センター	組織・職員	作業や改善指導などの担当職員の人数を充実させることを検討されたい。	基本的に担当者を複数名指定しており、引き続き一人の職員に負担が偏らないような業務分担としていく。
176	松本少刑	地域社会との関わり	今年度新たに大学生と職員間のワークショップを開催するなど、新たな取組を進めているとのことであるが、このような外部交流について引き続き一層の推進を求める。	令和7年2月にワークショップ形式の募集参観（対話型施設参観）を実施しており、引き続き当所の運営に関する国民の理解を得るための取組を推進していく。
177	松本少刑	組織・職員	引き続きパワー・ハラスメントの早期把握や解決のための対処を求める。	各種ハラスメント対策について、内規を発出し、ハラスメントに関する苦情相談体制を整備・周知しており、引き続きパワー・ハラスメントの防止に努めていく。
178	松本少刑	視察委員会	視察委員会への意見・提案に対する施設側の回答をまとめた冊子を複数年度分備え付けることを求める。また、体育館に提案箱や意見・提案書等を設置し、運動時間中にも投かんできるようにするなど、より意見・提案書を提出しやすい環境の検討を求める。	令和4年度以降の視察委員会の御意見に対する施設側の回答を各居室に備え付けている。 意見・提案書の提出方法について、居室から持ち出した後に最短で投かんできる場所に提案箱を設置しているが、引き続き意見・提案書を提出しやすい環境づくりについて検討する。
179	松本少刑	施設の敷地・建物等	熱中症予防の観点から、工場の冷房整備を求める。	設置できるところから順次整備するよう検討を進める。
180	松本少刑	保健衛生及び医療	衛生環境向上の観点から、引き続き入浴回数の増加に努めることを求める。	入浴については週3回実施しているところ、入浴回数のさらなる増加については、予算上当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。被収容者の衛生環境の維持及び管理については、関係部署等と調整しながら引き続き最大限の努力を続けていきたい。

181	松本少刑	規律及び秩序の維持	不合理で過度な規制と思われる生活上の決まりごとについては、引き続き、見直しや柔軟な対応を求める。	被収容者に対する不合理で過度な規制と思われる規定については、引き続き、見直しや柔軟な対応を進める。
182	東京拘	物品の貸与等及び自弁	物価上昇につき、自弁購入1回あたりの上限額は、通達により指定されているとのことであるが、物価上昇につき、継続的に引上げ希望が出されていることを上級官庁にお伝えいただきたい。	優遇区分の指定に伴い摂取を許す自弁の食料品等の購入額については、令和6年2月28日付け法務省矯正第300号法務省矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」の一部改正についてにより、同年4月1日から、通達上、限度額の定めが廃止されている。
183	東京拘	物品の貸与等及び自弁	自弁購入に係る販売事業者は、全国一括の公募により選定されており、貴施設限りで対応できる事柄ではないとのことであるが、被収容者から、割高であるとの意見があること、被収容者に不当な出費を強いることは適正でないとの見解があることを、上級官庁にお伝えいただきたい。	御意見があったことは、上級官庁に報告する。
184	東京拘	物品の貸与等及び自弁	被勾留者に特別貸与している六法や刑事訴訟法や裁判員法に関する解説書が古いため、六法は毎年、解説書は法改正に合わせて更新していただきたい。	当所予算によって更新しているところであるが、引き続き、更新に努めたい。
185	東京拘	書籍等の閲覧	備付け書籍の更新と充実化を求める意見が寄せられているため、書籍の購入予算が限られているとすれば、古本の購入や寄贈を受けるなどの検討をしていただきたい。	備付書籍の充実化については、当所受刑者の改善指導に協力いただいている自助グループ、支援団体、各国大使館、地域の図書館、出版社等から圖書の寄贈を受けている。中古本の購入については、予算の執行に関する法令等を精査し、今後、必要に応じて検討する。
186	東京拘	物品の貸与等及び自弁	他施設で使用許可されていた物品が、貴施設では使用できないことがあるとの苦情について、指定事業者の取り扱い商品に限定されていることを理由に、他施設で使用してきた文具や下着などを新たに購入し直す必要が生じることは疑問である。入所時には、個別に持ち物の検査が行われ、規律及び秩序維持上支障がないかどうかはその際に判断されるのであるから、文具や下着などについては、指定事業者のみの使用に限定される必要はないと考える。	他の刑事施設で使用が許可されていた物品を被収容者が携帯する場合には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、その使用又は摂取を許す運用としているところ、その基準を指定事業者が取り扱う全国統一商品の規格としており、同基準から逸脱するものについては使用を認めないが、全国統一商品でなければ使用を認めないという運用とはしていない。
187	東京拘	物品の貸与等及び自弁	居室内での時計の使用について、現代社会において時計は生活必需品であり、時刻が分からなければ、職員から指示されたときに行動を開始・終了するという極めて他律的な生活を送らざるを得なくなり、受刑者の自発性や自律性の涵養とは真逆の効果を持つほか、社会生活の能力を減じかねないものであり、時間を把握できないという制約が許されるのか疑問であることから、再考をお願いしたい。また、昨年度に継続して、時計の使用についての要望が例年あることを上級官庁へお伝えいただきたい。	居室内においては、規律及び秩序維持等の観点から要件を検討の上、適切に置時計の貸与及び購入を認めているところ、御意見があったことについては、上級官庁に報告する。
188	東京拘	施設の敷地・建物等	時計を確認することができない現状において、入浴や面会、運動の際の残り時間の告知は、終了3分前などではなく、余裕をもった時間に行っていただきたい。また、風呂場や面会室、運動場に被収容者が確認できるよう時計を設置することについて検討をお願いしたい。	終了間際の告知が便宜にかなうと考えており、変更は予定していないが、例えば終了5分前に声掛けするなどの対応について、必要に応じ検討したい。また、運動場の通路には既に設置がされているものの、その他の場所の設置については慎重に検討する。
189	東京拘	保健衛生及び医療	医師の診察が受けられないという苦情が例年非常に多いことから、医務職員によるアンダートリアージが生じることなく、申出内容が確実に医師に伝えられることを確保されたい。	当所被収容者には週1回の医療上の申出の受付の機会があり、その申出について、当該被収容者を所管する准看護師又は看護師が受け付けた後、医師に報告の上、必要性が認められれば速やかに診察を行っている。 なお、上記申出の受付の機会以外の日においても、体調不良の申出があれば、速やかに医師に報告の上、診察等を行っているほか、緊急に対応が必要な症状を認めた場合には、外部医療機関に通院又は入院させるなど、適切に対応している。

190	東京拘	保健衛生及び医療	診察希望を出してから診察が行われるまで日数を要する点について苦情が多いことから、現在の医療体制が十分であるかを検討するためにも、統計を取っていただきたい。	被収容者に対し、速やかに必要な診察を実施できるよう、医師の確保を始め、必要な設備等を整備するなどして、日頃から安定した医療体制の構築に努めており、科目を問わず、必要性が認められれば速やかに診察を行っている。 なお、診察は個別の症状等に応じ、その必要性等に鑑み実施するものであることに加え、緊急性が認められる症状の場合には一律的に数値化できるものではないことから、統計を取る予定はない。
191	東京拘	保健衛生及び医療	持病があるのに検査が受けられないという苦情が少なくないことから、検査の実施が適切に行われていることを確認するため、血液検査の実施件数、CT等の稼働状況について、データを明らかにしていただきたい。	血液検査の実施件数及びCT検査については、被収容者の症状等に応じ、医師の指示により適切に行っているものであり、検査数等の多寡のみをもって判断できるものではないと考えられるものの、今後も、必要な検査の実施を含め、被収容者に適切な医療を提供できるよう、最大限の努力を行ってまいります。
192	東京拘	保健衛生及び医療	医師や看護師、准看護師からの暴言、不適切な発言に対する苦情が例年多いことから、身体拘束された環境のなかで体調が悪く不安に感じている被収容者の心情に配慮し、患者に寄り添った言葉がけをお願いしたい。同時に、医療従事者に仕事の負担がかかり過ぎ、丁寧な説明等を省かざるをえなくなるのではないよう、医療体制の整備をさらに進めていただきたい。	御意見のような事実は確認できなかったが、被収容者の処遇に当たっては、冷静を旨とし、きげんとした態度を保ち、かつ、適切な距離を保ちつつも温かみをもって、公平・公正に対応するよう、また、不適切な言動やなれ合いの関係に陥ることは厳に慎むよう、研修、訓示等の機会を捉えて継続的に指導しており、今後も継続していく。 また、医療体制についても継続して整備していく。
193	東京拘	保健衛生及び医療	刑事施設への収容により、適切な医療が適時に受けられず、被収容者の健康が害されたり悪化したりするという事態はあってはならないことから、一般社会と同様に、希望をすれば診察を受けられるという体制を整えていただきたい。	当所被収容者に緊急的な対応を要する症状が認められる場合には、直ちに外部医療機関に搬送するなどの対応を行っているほか、週1回の医療上の申出の受付の機会があり、当該被収容者を受け持つ看護師又は看護師がその申出を受け付けて症状を確認し、医師に報告の上、診察等の必要な対応を行っているものである。新に医療を必要とする者へ各日に提供ができるよう、引き続き適切に対応していく。
194	東京拘	保健衛生及び医療	代替薬が体に合わない場合において、施設入所前に服用していた薬と同じ薬が処方してもらえないという苦情が多いところ、医療重点施設である貴施設において、置いてある薬による処方の制限があるのか、あるのであれば改善の余地はないのか、検討いただきたい。	通常取扱いのない薬剤であっても、医師の判断により必要がある場合には処方を行っているところ、投薬の内容は、これまでの処方内容を踏まえつつ、医師が適正に判断しており、処方する薬剤の内容等について引き続き適切に説明を行い、被収容者の理解を得られるよう努める。
195	東京拘	収容状況	性別適合手術を受けた被収容者が単独室に収容されることで、差別的取扱いを受けたと感じ、それが精神的な不安定さにつながることは十分理解できることであることから、引き続き適正な対応をお願いするほか、取扱いの理由等について、より丁寧な説明が行われるよう心がけていただきたい。	性別適合手術を受けた者の居室指定については、関係法令等に基づき、個別具体的に判断しており、同手術を受けたことのみをもって単独室に収容している事実はないが、当該被収容者には、引き続き適正かつ丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努める。
196	東京拘	保健衛生及び医療	ホルモン治療について、いまだ健康保険適用対象外ではあるとはいえ、性別適合手術を行った者は、ホルモン治療を受けている場合がほとんどされており、副作用等のリスクを考慮し、診療情報提供書の提出を前提とするにせよ、施設入所前にホルモン治療を受けていた被収容者については必要があれば継続することを基本とする運用にしていきたい。	単にホルモン療法を行っていたとの申告だけでホルモン療法を行うことは、ホルモン療法に係る副作用等のリスクが伴うこと、また、ホルモン療法の必要性を検討するに当たり、社会における診療情報が必要になるところ、当該患者の心身の状態を勘案し、医師の総合的な判断により、必要性が認められればホルモン療法を行っている。
197	東京拘	保健衛生及び医療	社会における性同一性障害等に対する理解は、近年急速に進んでおり、平成23年6月1日付け矯正第3212号矯正局成人矯正課長及び矯正医療管理官連名通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」が、今日なお適用するのか検討されるべきであり、通知改正の必要性について、上級官庁にお伝えいただきたい。	性同一性障害等を有する被収容者の処遇については、関係法令等に基づき、適切に実施しているところ、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
198	東京拘	保健衛生及び医療	膣内拡張（ダイレーション）について、ダイレーションを行わなければ、手術により形成した膣の狭窄、閉塞が生じ、将来的に再手術が必要となりかねず、また、手術の効果が失われ、再手術となると大きな身体的負担と経済的損失が伴うことになるほか、ダイレーションに関しては、医師が処置する必要はなく、本人において行うことができ、医療体制への負担を増加させることもないことから、ダイレーションを原則認めるよう運用を見直していただきたい。	膣内拡張（ダイレーション）の必要性の有無については、当該処置を行わないことにより回復困難な損害が生じるかといった点も含めて、定期的に産婦人科招へい医師の診察を受けさせることにより判断している。

199	東京拘	施設の敷地・建物等	居室内の温度について、夏場については、一部で29度を超え、中には32度に達している部屋があったため、全ての居室内が28度以下に保たれるように対策していただき、また、冬季については、室内では18度に満たないところが半数程度あり、湿度は軒並み30%を切っていたため、廊下ではなく、室温を基準に暖房の温度設定をしていただくなどの対策をそれぞれお願いしたい。	収容棟居室及び廊下の定期的な温度測定を実施するほか、暑さ指数（WBGT）や気象情報等を踏まえて冷暖房設備を稼働させることで、居室における温度が建築物環境衛生管理基準における基準値（18℃以上29度以下）に適合するよう、適切に温度管理を実施していく。
200	東京拘	組織・職員	貴施設の冬季の気温は、一般的な職場環境と比較して、かなり低く設定されているように思われるところ、職員の健康維持や仕事の効率という面でも重要であることから、上級官庁に対し、冷暖房費予算について、光熱費の値上がりを考慮した大幅な増額をするよう求めていただくことを希望する。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
201	東京拘	保健衛生及び医療	居室内の温度を上げることに限界がある場合は、受刑者へのカイロの使用許可、毛布を肩までかけることの許可など、他の寒さ対策を導入していただきたい。	御指摘のとおり、居室内の温度を上げることに限界があるのは事実である。寒さ対策については、今後も継続して検討する。
202	東京拘	物品の貸与等及び自弁	物価上昇を受け、これまで作業報奨金で購入できていた自弁物品が購入できなくなったという切実な意見・提案があることから、上級官庁に対して、作業報奨金の増額を強く訴えていただきたい。	作業報奨金の基準額については、訓令において定められているところ、御意見については、上級官庁に報告する。
203	東京拘	収容状況	長期にわたり単独室に収容されている被収容者は、面会時間を除き、施設職員以外の者と話をする機会が少なく、誰とも話をしない環境が心身に与える影響は思いのほか大きく、個人差はあるものの、さまざまな不調を生じさせることから、単独室の未決拘禁者において、集団での運動やグループディスカッションの機会の創設といった例外的な対応の可能性を検討していただきたい。	未決拘禁者については、法令に基づき、原則として単独処遇としていることにより、戸外運動も単独で実施しているところ、未決拘禁者のうち、罪証隠滅の恐れがない共同室で集団処遇をしている者については、運動についても集団で実施しており、今後も罪証隠滅の恐れがある未決拘禁者については、同対応を変更する予定はない。
204	東京拘	収容状況	死刑確定者から、声を出す機会を与えてほしい旨の意見が出されていることから、被収容者の精神的な健康保持を考慮し、例外的な対応の可能性を検討していただきたい。	当所では、被収容者は、生活上必要な会話を職員又は他の被収容者で行っており、死刑確定者も同様に、常に声を出さずに生活をしているような事実はないが、生活上必要な会話以外にも対話などの声を出す機会の要望が死刑確定者からあれば、施設の管理運営上、支障がない範囲で適切に検討していく。
205	東京拘	外部交通	死刑確定者の外部交通について、死刑確定者の拘置は社会からの隔離を目的とはしておらず、死刑確定者に対する外部交通を厳しく制限する処遇は、非人道的である。国際人権（自由権）規約委員会からも、改善の指摘を受けているところであり、規約7条に違反し、拷問禁止条約における「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に該当するとの指摘もあることから、上級官庁に対してこのような意見があったことを伝えていただき、少しでも現状が改善されるよう貴施設からも働きかけていただきたい。	死刑確定者の外部交通の可否判断に際しては、法令に基づき、個別具体的な事情を勘案しつつ適正に判断しているところ、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
206	東京拘	外部交通	面会の重要性に鑑み、大規模施設で面会希望が多いという事情があるとはいえ、30分の面会時間を確保することができないか、検討いただきたい。	本件意見に係る、対象の被収容者の身分が明らかでないため、回答することができないが、今後も法令等に基づき適切に判断する。
207	東京拘	外部交通	弁護士と被勾留者、再審請求者との間の通信は、接見交通権の一部をなす重要な権利であることに鑑み、弁護士宛て書面についても優先処理の対象とし、遅延が生じることのないよう、検査の簡略化と検査期間の短縮をお願いしたい。弁護士からの面会所での差入れについても、引き続き柔軟な対応をいただきたい。	弁護士宛て書面については、可能な限り速やかに処理するように努めている。 なお、面会所における弁護士からの書類の受渡しについては、その緊急性等を考慮して、一部書類の受渡しを行っている。 おって、弁護士からの面会所での差入れについては、個別に検討し、必要性が認められる申出に対しては、今後も柔軟に対応していく。
208	東京拘	外部交通	弁護士から裁判関係の書面を送付する場合などにおいて遅延が生じることのないよう、弁護士との書面の授受に関する処理の効率化を検討いただきたい。	弁護士との書面の授受については、可能な限り速やかに処理するように努めている。

209	東京拘	規律及び秩序の維持	弁護人との打ち合わせ内容や接見内容を記載したノートの文面検査が毎月行われているという訴えが寄せられており、同検査は弁護人との秘密交通権の侵害に当たることから、既存の運用を即時止めていただき、これらのノートを検査対象から外すための方策を講じていただきたい。	居室検査実施時において、被収容者が所持しているノート類は、検査の対象となり、現時点においては検査対象から外す予定はない。
210	東京拘	組織・職員	民事裁判への出廷について、裁判を受ける権利に鑑み、職員配置の事情に基づく出廷への対応可能性を判断基準とすべきであり、裁判を受ける権利が保障されているかを検証するためにも、民事裁判への出廷出願件数の統計を取るべきである。また、近年、ウェブ会議システムによる裁判も行われてきており、ウェブ会議による民事裁判出席の方策の検討もしていただきたい。	現時点において、職員配置上の事情により民事裁判への出廷出願件数の統計をとる予定はない。 また、ウェブ出廷の場合には、実際の出廷に比べて職員配置上の負担は低いと考えられるものの、職員配置は必要であり、機器の整備等の課題もあるため、個別の事案に応じて、その可否を検討することとした。
211	東京拘	収容状況	被拘留者の処遇が、受刑者に比べ制限されているとの意見が寄せられており、所内の身分によって取扱いに違いを設ける理由のない事項について、差が生じないようにしていただきたい。特に、夏季の熱中症対策は健康にかかわる事項であり、早急の改善をお願いしたい。テレビ視聴についても法的身分が異なることから視聴に差異がある取り扱いは見直していただきたい。	夏季の熱中症対策は健康にかかわる事項であり、法的身分に関係なく引き続き、適切に対応する。 また、テレビ視聴については関係法令に基づき法的身分により取扱いが異なる事柄であり、取扱いを変更する予定はない。
212	東京拘	視察委員会	意見・提案書の投かんにつき、投かんの有無や投かん日を執拗に尋ねる職員がいるという苦情が寄せられていることから、職員に対して、意見・提案書の投かんの有無や回数を特別視することのないよう、今後も周知していただきたい。	意見・提案書の内容の秘密保持のため、申請者に対し、7日以内に限り、意見・提案書作成中に封筒を貸与しているところ、同封筒の貸与状況の把握や、同封筒内への反則物品の隠匿を防止する観点から、意見・提案書の投かん状況を尋ねる職員もいたと考えられるため、意見・提案書の趣旨を再度周知し、投かんの有無や投かん日を質問をしないよう指導した。
213	東京拘	視察委員会	日本語・英語以外の言語での意見・提案書が投かんされた場合には、視察委員から翻訳を依頼するための翻訳料を出すことができないか、引き続き検討いただきたい。	視察委員が民間にお金を出して翻訳依頼をすることは、秘密保持の観点から想定はしていないところ、当所において対応可能な言語について今後も当初での実施を継続して検討する。
214	東京拘	視察委員会	意見・提案書の中には、施設内の雰囲気がよく過ごしやすい環境であることを伝えるものや、担当職員の対応に感謝しているという内容も増えてきている。また、以前の東京拘置所と比較して、職員の対応が非常に改善されたとする意見も複数寄せられており、このような被収容者からの声を随時職員にお伝えいただき、優れた処遇を継続・拡充していただきたい。	今後も被収容者からの声を必要に応じて職員に伝達し、適正な職務執行を行っていく。
215	東京拘	視察委員会	名古屋刑務所における暴行・不適正処遇事案以降、法務省において再発防止策が講じられているところであるが、職員の言動に対する苦情が相当数あったことから、実態把握の方法についてさらに検討いただくとともに、視察委員会へのビデオ画像開示や関係者への事情の聴取の機会を設けるなどの調査への協力をお願いしたい。	視察委員会からの事実関係の調査依頼については、可能な限り事実関係を詳細に調査し、調査結果を回答してきたところではあるが、引き続き、関係記録の精査、関係職員への聞き取り等による正確かつ詳細な調査をし、可能な範囲で調査への協力方法を今後も継続して検討する。
216	東京拘	組織・職員	令和6年度、視察委員会が実施した職員アンケートにおいて、名古屋刑務所事案の第三者委員会の提言書や「さん付け」に対する感想・意見について、多くの意見が「評価できない」、「反対」とのことであったことから、貴施設としても、不適正処遇を単に否定するだけでなく、現場職員が真に提言を理解し納得するような研修を実施されたい。	引き続き、全職員が提言の趣旨を理解し納得するように施設として努める。

217	東京拘	組織・職員	認知の仕方やコミュニケーションの取り方に特徴があり、処遇の難しい被収容者の対応は、専門知識のない職員にとって負担となりうることから、被収容者とのコミュニケーションの取り方について、対人援助職の専門家等の協力を得て、ロールプレイなども含めた研修を行い、また複数人で対応するなど、毅然としつつも冷静かつ可能な限り穏やかな対応がとれるようにしていただきたい。	被収容者に対して適切な対応が取れるように、引き続き職員研修の拡充を検討していく。 なお、可能な限り複数人での対応をしたいところではあるが、職員配置には限りがあり、他の業務への影響（複数人で対応することにより、他の業務の職員配置は少なくなる。）を考慮して職員配置をしなければならないことに御理解いただきたい。
218	東京拘	組織・職員	令和6年度、視察委員会が実施した職員アンケートにおいて、休暇（年休等）が取得できていないという回答が非常に多く寄せられており、被収容者の処遇改善のために現在様々な改革が進められている一方で、職員数が圧倒的に不足している現状がうかがわれることから、要求される業務量に対して執務時間や職員数が足りていないという職員の窮状を、上級官庁に伝えていただきたい。	施設内で業務効率化を継続して休暇を取得しやすい職場環境を醸成するとともに、職員の現状については、上級官庁に報告する。
219	東京拘	組織・職員	令和6年度、視察委員会が実施した職員アンケートにおいて、被収容者からの暴言、脅迫、暴行の被害を受けたことがあると回答した職員が多くおり、公安職であることに伴う緊張感に加え、被収容者の理不尽な言動によるストレスが極めて高いことが明らかとなったことから、被収容者と職員双方のストレスが施設の雰囲気を変化させないよう、被勾留者を含めた啓発活動や職員向けの研修、相談体制の整備等、具体的な対応策を検討していただきたい。	職員に対しては、メンタルヘルスや各種ハラスメントに係る相談窓口を設置し、対応している。引き続き被収容者と職員双方のストレスが施設の雰囲気を変化させないように施設として努める。
220	東京拘	施設の敷地・建物等	令和6年度、視察委員会が実施した職員アンケートにおいて、業務の効率化が進んでいないという意見があり、パソコンが古いことや、新システムが上手く機能していないことが理由とされていることから、被収容者の個人情報等の管理の点、IT化の推進の観点からも、パソコン等の機器の性能に問題が生じないよう新しい機器を購入するなどを検討されたい。	業務効率化について、引き続き全所的に取り組むとともに、パソコン等の機器の性能に問題が生じないよう、購入等を検討する。
221	東京拘	組織・職員	令和6年度、視察委員会が実施した職員アンケートにおいて、一般職員の意見が業務等に反映されないという意見もあった。風通しの良い職場環境になるよう努めていただきたい。	引き続き職員からの意見書を提出しやすい環境を作るとともに、一般職員の意見が業務に反映されるように対応を検討する。
222	東京拘	組織・職員	今後も引き続き、職員の職場環境改善も視察委員会の検討事項に含まれることを周知していただきたい。	視察委員会の検討事項には職員の職場環境改善が含まれることを所内誌等に掲載し、積極的に周知する。
223	東京拘	視察委員会	刑場の視察について、東京拘置所は、その施設全体が懲役刑も含めた厳正なる刑の執行の場なのであって、その刑の執行の状況も含めた施設全体の「運営の状況」を視察するのが視察委員会の権限である。法律上何ら制限を加えられていない視察の対象を、貴施設の判断で制限することは許されないものである。仮に上級官庁からの事実上の指示があるということであれば、貴施設から、上級官庁に対して、視察委員会から、上記の問題性を指摘されたことをお伝えいただきたい。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条第2項において、視察委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができると規定されているところ、死刑の執行は被収容者の「処遇」ではなく、刑場は死刑の執行中とはもとより、視察の対象外というべきであり、刑事施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外としている。 なお、頂いた御意見は、上級官庁に報告する。
224	東京拘	視察委員会	死刑確定者の収容環境等の適正さを確認するため、かつて実施されていた視察委員会と死刑確定者との面接も再開していただきたい。	死刑確定者の収容の確保と心情の安定を図る必要があるため、再開については、上級官庁と調整の上、検討することとしたい。

225	立川拘	視察委員会	感染症等の発生により被収容者の生活に影響のある運用（特に被収容者の権利に関連する事項について）の変更があった場合には情報の共有を要望する。	今後とも、被収容者の生活に影響のある運用（特に被収容者の権利に関する事項）について、情報の共有を適切に行えるよう留意したい。
226	立川拘	視察委員会	施設は、今後も被収容者が意見・提案書の存在を確実かつ正確に認識できるように努力するとともに、視察委員会と意見・提案書の在り方についての意見交換をしていくことを要望する。	意見・提案書の在り方について、必要に応じて見直しを行う予定である。
227	立川拘	視察委員会	意見・提案書を投かんする際に施設職員が立ち会う運用がされていることについて、意見・提案書の投かんをちゅうちょする契機となっている旨の意見があった。このような意見を踏まえて、投かんの方法について令和7年度の当委員会において協議することを要望する。	視察委員会と協議し、必要に応じて、見直しや改善等を実施していきたい。
228	立川拘	規律及び秩序の維持	未決勾留中の被収容者は、無罪の推定が妥当するが、これは、世界人権宣言や国際人権規約に定められている刑事裁判の原則であり、日本国憲法によっても保障されている。このことに照らせば、居室内での行動制約は保安上不可欠な事項に限定されなければならない。未決勾留中の被収容者の方が居室内で横になることを自由に認めないことが保安上不可欠な事項とはいえないことから、早急に運用の改善を要望する。	刑事施設における起居動作（動作時限）の定めは、多数の被収容者の動静を把握する中で、早期に異常を発見するため保安上必要不可欠である。 現行においても、体調不良等の事情があれば、横がすることを認めているところ、他施設との処遇の均衡をみる必要もあるため、他施設の実情も踏まえながら、慎重に検討したい。
229	立川拘	物品の貸与等及び自弁	人が時間を知るということは、憲法で保障された人権であり、被収容者を制約する合理的な根拠を見出すことはできない。被収容者の方の日常生活は、施設が定めた時間割によって分単位で管理されている。このことに照らせば、被収容者の方が予測を持って行動するために居室内に時計があることは必要といえる。また、市民社会において自分で時間を管理する能力が必要であることに争いはなく、社会復帰を目指す施設において居室内に時計がないことは不合理である。 予算上の都合で直ちに各居室内に時計の設置をすることが難しい場合であっても、被収容者の方が自費購入をすることや差入れを受けることは認められるべきである。時計が居室内に設置されている他施設があることからすれば、保安上の問題があるとは思われない。令和7年度中に居室に時計を設置することについて、視察委員会との間でどのような形状の時計であれば購入・差入れが可能であるのか等、具体的な協議をすることを要望する。	大臣訓令において、時計については、必要に応じて貸与できる品目とされているところ、貸与の可否について検討していきたい。また、受刑者については、第1種又は第2種の制限区分を指定されているものには自弁購入が認められている。
230	立川拘	金品の取扱い	面会者が施設内の売店で購入した物品を差し入れる場合は、被収容者の方が施設内で物品の注文をした場合に比べて、物品が手元に届く時間が短いことから高い需要があったといえる。そのため、予算措置も含めて上級官庁と協議し、従前の運用に戻すことができないかを協議をするべきである。もっとも、運用を元に戻すことには相応の時間を要すると思われるが、当面の解決策として、施設は、現在の運用を検証し、被収容者の手元に物品が届く時間を短縮できるよう運用の変更について検討を要望する。	令和6年度中において、指定事業者の業務内容の変更により、面会人が施設の売店において購入した物品を差し入れる運用が中止となり、面会人から現金の差入れを受けて被収容者が自身で購入する運用となったものであるが、購入の受付は、未決拘禁者は週1回、既決拘禁者は月1回の頻度で実施し、配布までの期間は、1週間から2週間程度である。これ以外において、事情があれば特別購入として、臨時的な手続をしている。なお、事情があれば特別購入で対応する措置を行って、購入申込み頻度と所要期間の短縮に当たっていると認識している。
231	立川拘	視察委員会	職員の言動等に関する指摘について、当該人物等を特定することが困難という事情があり、具体的な対応があったとは言い難い。今後は職員を識別できる符号の導入が予定されており、具体的な調査が可能になると認識しており、職員を特定できた場合にいかなる対応を行うのか、当委員会と具体的な協議をすることを要望する。	職員の識別については、矯正局長通知をもって令和7年度からの運用を開始することとなったため、職員の言動について、問題、適切さを欠くような事案があれば、迅速に対応していきたい。引き続き、委員会と具体的な協議を行ってまいりたい。

232	立川拘	矯正処遇の実施等	現在の炊場運営状況について、炊場で作業している被収容者に作業時間等の点について過度な負担が生じており、改善すべき事項として、人員不足の解消が挙げられる。今後は、施設が示した対策案に依拠して早急に炊場運営の現状を改善する必要がある。当委員会としては、今後、委員会都度の報告を要望する。	炊事工場に就業する受刑者の人員不足が、就業受刑者の負担となっていることは否定できない。委員会からの御意見を受け、既に炊事工場の運営に係る打合せを実施し、今後における処遇の改善や、職員の勤務環境の見直しを実施したところ、引き続き、施設内における定期的な打合せを実施していくこととし、これまで以上に視察委員会との共有も図ることとしている。
233	富山刑	組織・職員	令和6年度も職員の態度や言葉遣いに関する意見が多数出され、研修等を実施している旨の報告を受けているところであるが、被収容者と職員の信頼関係を向上させて矯正処遇の実を上げるためにも、被収容者に対する態度や言葉遣いに関して職員が高い意識を持ち続けられるように定期的な研修等を実施するとともに、必要に応じて研修等の内容についての見直しも検討することを要望する。	職員が人権意識を持って被収容者に対応するべく富山人権擁護委員協議会から外部講師を招き、人権・ハラスメントに関する研修を行った。 引き続き、職員が被収容者に対する態度や言葉遣いに関して高い意識を持ち続けられるように定期的な研修を行うとともに、研修内容の見直しについても検討する。
234	富山刑	保健衛生及び医療	エアコンが設置されていないことや施設の老朽化が進んでいることなどもあり、夏場の暑さや冬場の寒さが厳しいという意見が被収容者から多数出されていた。 受刑者に深刻な健康被害が生じたという事例はなかったものの、近年の気温の変動状況などを見ると、適切な対応を怠れば、受刑者に深刻な健康被害を生じさせかねないため、熱中症対策や防寒対策を徹底するようにするとともに、受刑者の健康状態をこまめにチェックすることを要望する。	冷暖房設備については、未整備の収容棟及び工場に整備できるよう予算措置を上申しているところであるが、今後も引き続き上級官庁に対して富山刑務所の状況及び冷暖房の必要性等を説明し、予算要求を行う。また、今後も居室における温度が建築物環境衛生管理基準に適合するよう空調設備を適切に使用するとともに、被収容者に健康被害が生じないよう適切な生活環境を維持しつつ、被収容者の毎日の喫食状況の確認を徹底するなどして被収容者の健康状態をチェックする体制を強化する。
235	富山刑	保健衛生及び医療	医師から受刑者が処方を受けている薬については、適切なタイミングに過不足のない量を受刑者が服用できるように職員が確実に対応するよう注意喚起を行うとともに、過誤を生じさせないための体制を構築することを要望する。	薬の配薬業務は、被収容者の生命・身体に直接影響を及ぼす可能性のある業務であり、職員に対して、薬の配薬業務の重要性等を繰り返し指導して注意喚起を行い、確実な配薬業務を徹底する体制を構築していく。
236	富山刑	組織・職員	拘禁刑の導入などで職員が対応しなければならない事項が増えていると考えられるところ、肉体的・精神的負担の増大などによって職員が心身を害することのないように、職員の心身両面に気を配って適切なサポートを行っていくとともに、悩みや問題意識などについて気軽に相談し合える職場環境や人間関係の構築に留意することを要望する。	非常勤職員のメンタルヘルス相談員を配置し、職員からメンタル面での相談があった場合のほか新採用職員や職場環境が変わった職員等に対して面談を行い、必要な支援を行っている。 引き続き、職員の心身両面に気を遣い、適切なサポートを行っていくとともに、悩みや問題意識などについて気軽に相談し合える職場環境や人間関係の構築に努める。
237	金沢刑	物品の貸与等及び自弁	食事の際に利用する食器、箸、レンゲなどについて、高齢者や身体障害者の特性に応じた対応（介護用・障害者用の食器の利用等）について検討されたい。	当所では、入所した全被収容者に箸及びレンゲ、食器等を貸与しているところ、現在貸与している食器等で食事に支障が生じている者は収容されていないが、今後、既存の食器等では食事に不都合が生じる高齢者や身体障害者等の入所がある場合は、身体状況に応じた食器等を整備し、貸与する。
238	金沢刑	保健衛生及び医療	バスタオルを他の衣類と同様に洗濯することを要望する。	工場就業者のバスタオルの洗濯は、工場備付けの洗濯機で洗濯しているが、昼夜居室棟収容者のバスタオルの洗濯は、入浴終了後、居室において各自において手洗いさせているところ、バスタオルの汚れがひどいなどの理由を付した申し出があれば、他の衣類と同様に洗濯工場で洗濯を実施している。今後、更なる洗濯実施等の可否について検討していく。
239	金沢刑	物品の貸与等及び自弁	書籍の自弁購入について、月2回、1回2冊までとされているが、今後、購入可能冊数の増加も検討されたい（例えば、差入れと同等の3冊にするなど。）。	今後、他施設の運用も参考の上、関係部署において調整する。
240	金沢刑	物品の貸与等及び自弁	自弁のボールペンは黒、青及び赤の3色であるところ、信書の作成には、黒及び青の2色しか許可されていないので赤ボールペンの使用も許可する対応を検討されたい。	今後、使用できるように内規の改正を含めて検討し、対応する。

241	金沢刑	保健衛生及び医療	工場就業受刑者の理髪について、冬期であっても講堂で実施し、上半身裸のまま浴場まで移動させているのであれば、裸での移動をなくす、または、その移動時間及び距離をできるだけ短縮する方法がないか検討されたい。	工場就業受刑者について、講堂において、入浴実施前に上半身裸で理髪を実施した後、講堂から入浴場に移動する運用としてしているところ、刈り取った髪が衣服に付くことなどを防止する観点から、上衣着用を義務付けすることなく、上衣未着用のままでの移動を同受刑者の任意としてしているところ、御意見を受け、今後は髪の付着を防ぎ脱衣せずにすむよう、ケーブルの導入を検討し、対応する。
242	金沢刑	施設の敷地・建物等	浴場の体重計が故障している場合には修理又は交換されたい。	体重計に限らず、備品等の故障を認知した場合は、速やかに修理又は交換するなどの対応を執っている。
243	金沢刑	施設の敷地・建物等	トイレの故障には早期に修理されたい。	トイレの故障の申出があった場合には、営繕工場就業受刑者又は業者により直ちに修理を行っている。
244	金沢刑	組織・職員	一部の職員について、「些細なことでも突然大きな声を浴びせて萎縮させ、高圧的に指導してくる」「呼び捨て、「お前」「やい」「おい」「懲役」などと呼ぶ」などの言動が見られるとの意見があることから、職員の受刑者に対する言動について、引き続き改善及び指導をされたい。	御意見に係る事実は確認できなかったものの、全職員に対して被収容者に対する適切な言葉遣いを指導しているところであり、引き続き指導を行う。
245	金沢刑	組織・職員	私物の新聞紙の保管場所について、職員ごとに指示が異なる（職員Ａの指示に従うと職員Ｂに注意される。）との意見があることから、私物の新聞紙の保管場所について職員に周知されたい。	新聞紙に限らず、私物品は私物保管バッグ又は私物棚に保管することになっており、居室内の整理整頓要領については、所内生活の手引きにより、図解及び写真で職員及び被収容者に周知している。今後もより分かりやすい周知方法を検討することとしたい。 なお、職員間における指示の相違があった場合には、事実確認を行い、適切に指導を行っていく。
246	金沢刑	視察委員会	現在、視察委員会に配布されている「所内生活の手引き」について、目次と頁が一致していない。被収容者に配布されている同手引きの内容を確認し、一致していない場合は修正されたい。	被収容者に配布されている同手引きについて、目次と頁に相違はなかった。視察委員に配布した同手引きについては、フッターの編集過程で頁が異なったもので、次回開催時に同手引きを差し替える。
247	金沢刑	外部交通	発受が制限された信書（全部又は一部）については釈放の際に受刑者に引渡しをすることとなるが、受刑者に引渡しをすることが適当でないと認めるときは、強制にわたらない範囲で、信書の廃棄を指導することは差し支えないとされている。実際には、引渡しに廃棄かの意思確認の際、引渡しを希望すると「そんなこと言っていないですか」「（仮釈放に）不利益になりますよ」などと害悪を告知され、意思に反して事実上強制的に廃棄を求めてくるとの意見があり、実際に廃棄を強制するような実態がある場合には、受刑者の任意の判断を尊重するように改められたい。	法令に基づき対応しているところ、信書の内容等から円滑な社会復帰に支障を生じるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないと認められる場合には、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導する場合もあるが、廃棄を強制することはない。 なお、職員間における指示の相違があった場合には、事実確認を行い、適切に指導を行っていく。
248	金沢刑	外部交通	信書の受信を制限した場合には発信者氏名などを告知する必要があるが、「受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるとき」は氏名を告知しないことができるとされている。しかし、実際には、受信が制限された信書のほぼ全てにおいて、氏名を告知しないという運用がとられているのであれば、これを改善し、発信者氏名を告知しない場合を具体的に「特に必要があるとき」に限るように求める。さらに、「特に必要があるとき」と判断する場合には、事後的にその判断を検証できるように、そのように判断した具体的な根拠について、記録を残すように求める。	制限する相手方の氏名を告知しない措置を含め、発受の信書を制限する場合、法令に基づき処理するとともに、必ず所定の様式に根拠条文等を記載するなどして記録しているほか、相手方の氏名を告知しない場合には、その判断理由を信書検査処理票に記載している。 また、現在の運用でも、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときに告知しない運用としてしているところ、個別具体的な判断の結果、告知しないこととせざるを得ない場合も一定数あることについて御理解願いたい。

249	金沢刑	視察委員会	視察委員の来庁日の事前告知が6日前であり、意見・提案書の作成や面接願いを提出するための準備期間が短い。現在の告知方法（何日前か、どのような方法か）について確認したい。また、来庁日の2週間前に告知することも検討されたい。	現在、委員会の開催告知はおおむね開催日の1週間前を目途に、全被収容者に対し告知放送を行っているところであるが、本意見を受け、次回以降は開催日の2週間前に告知放送を行うこととする。
250	福井刑	物品の貸与等及び自弁	受刑者にとって優遇処遇のし好品であるお菓子の購入は施設内における数少ない楽しみであると思料されるため、各被収容者の好みを適切に把握するため、食事のアンケートと同等のアンケートを実施し、調査結果についても同様に周知していくことを要望する。	令和6年度から優遇措置としての自弁のし好品であるお菓子のアンケートを実施した。今後においても定期的にアンケートを実施し、その結果を周知したい。
251	福井刑	物品の貸与等及び自弁	優遇処遇のし好品である自弁のお菓子を食べる時間については、食事前の20分間に食べなければいけないことに不満を持っている者が多く、施設管理の都合もあると思料されるが、食事の時間との間隔を空けることを要望する。	自弁のし好品を摂取させている優遇集会は、外部協力者に実施いただいている各種クラブ活動や宗教教誨の後に実施しているため15時30分開始としているところ、各種クラブ等の実施時間を変更するなどして、優遇集会の実施時刻を早めるよう調整する。
252	岐阜刑	組織・職員	今後とも不適切処遇事案発生防止のために、各職員においては人権意識を持って職務に当たっていただくとともに、施設においては、適材適所の職員配置や十分な職員研修の実施等の必要な措置を引き続き講じることがを要望する。	不適切処遇防止に関する意識の醸成を目的として、職員を対象に、他施設の不適正処遇事案（特別公務員暴行陵虐罪）に加え、暴行以外の被収容者に対する不適切な行為の事例を示し、不適正処遇防止に係る注意喚起を内容とする研修を複数回行った。 令和7年度においても、引き続き、人権意識を持った勤務ができるよう、常日頃から巡回等を通じて監督者からの指導を行うとともに、各種機会を捉えて人権意識向上、不適正処遇防止等に係る研修を行うほか、職員配置を適宜見直す等の取組を継続的に行う。
253	笠松刑	その他	性的マイノリティーである被収容者に対する処遇については、現在、矯正全体において検討しているとのことであるが、これらに該当する被収容者に対する合理的配慮は、「特別扱い」などではなく必要な配慮であるから、各施設において柔軟な配慮ができるように、上級官庁に検討を促すことを要望する。	必要な配慮としてできることは個別具体的に判断し取り組んでいるところ、意見があったことは上級官庁に報告するとともに、今後も上級官庁と連携しながら検討を続ける。
254	岡崎医刑	組織・職員	受刑者に対するハラスメント行為があるという意見・提案書があるので、確認されたい。	被収容者に対する注意・指導をした際、とっさに出た職員の口頭指導の一部に命令口調があったことが判明した。当該職員を含め、他の職員に対しても注意指導の要領について、被収容者の人権に配慮したものとなるよう指導した。
255	名古屋刑	組織・職員	令和4年度の暴行・不適正処遇事案後でも職員の言動や対応に対する不満が引き続き散見されるので、職員研修において被収容者の人権に配慮した言葉遣いや対応等について指導されたい。	令和6年度においても、若年職員を対象として、多様な物の見方を習得し、刑事施設特有の組織風土の変革を図ることを目的に福祉施設勤務実習を行った。今後も、拘禁刑下において、被収容者の人権に配慮すべき点や刑事施設特有の組織風土の変革を図ることを目的とした職員研修を実施することで、引き続き職員による不適切な言動や対応等を発生させないようにする。
256	名古屋刑	規律及び秩序の維持	被収容者に対する「軍隊式行進」の強要について、令和6年度に取り扱いの変更がはかられているが、隊列を組んで手足の動きをそろえる移動方法の制約は続いているため、秩序維持とのバランスについて必要最低限の制約にとどまるよう再検討されたい。	令和6年6月から行進要領を見直して以降、「手足の動きをそろえる移動方法」等について、当所としては、殊更に制約しているものではないが、意見のとおり状況であることは否めないことから、引き続き職員の意識改革を図るとともに、より自然な歩行態様になるよう指導を継続していく。
257	名古屋刑	保健衛生及び医療	医療について、診療頻度が低い、希望する薬が処方されない等の不満が多いので、予算上の制約は理解するが、引き続き適切な診療や薬剤の配布を実施されたい。	診療の頻度や処方薬は、医師の専門的判断に基づいて決定しており、また、医薬品については、より安価に調達できるジェネリック医薬品（後発医薬品）に変更可能な薬剤は、同薬剤を購入して処方しているものであり、引き続き適切な診療や医薬品の処方の実施に努めていく。

258	名古屋刑	物品の貸与等 及び自弁	自弁物品について、他施設では購入できた物が名古屋刑務所では購入できない、注文した物が届くのが遅い、価格が施設外の物と比較して高額である等の不満が多いので改善されたい。	自弁物品の購入品目は、全国共通の民間事業者が提示する共通品目から、各施設がその処遇の差異（未決既決や寒冷地か否か等）など種々の事情を考慮して選定していることから差異が生じるものであり、また、購入物品の入荷状況に関しても、当該事業者が発注し入荷している事情から、おおむね1週間から2週間程度である。 なお、価格設定に関しては、当該事業者と上級官庁との協議により決定しているものであり、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
259	名古屋刑	施設の敷地・建物等	施設の老朽化による不衛生に対する不満が散見されるため、居室内の衛生管理に不備がないか随時確認し、衛生管理を徹底するとともに、備品についても被収容者が可能な限り新しい物が使用できるよう要望する。	居室内の衛生状況は適時確認を実施しており、今後も不備が確認された際には対応を図るほか、引き続き衛生管理を徹底し、施設の老朽化や古い備品設備等の更新対応については、優先順位を定め、必要に応じて備品等を更新する。
260	三重刑	組織・職員	職員から受刑者・未決拘禁者へ指示をする場面や、逆に受刑者・未決拘禁者から質問を受けた場合に、可能な限り、十分に説明しないし回答することを要望する。	職員の指示は、被収容者の生活及び行動について必要な範囲で行っており、また、被収容者からの質問については、質問を受けた職員が回答できるものについてはその都度、説明・回答をしているが、質問を受けた職員が判断すべきものでない場合、分からない場合などについては、上司の判断を仰ぐなどした後、職員から十分に説明・回答をしている。 なお、令和5年度に引き続いての要望であることから、改めて実情を確認し、必要があれば被収容者に対する適切な対応を徹底することとしたい。
261	三重刑	組織・職員	刑罰とは何か、矯正処遇とは何かという理論面や受刑者に遵守するように求めている刑事施設内の規則について、そもそもなぜその規則が存在し、なぜ遵守させなければならないのかについて、職員自身が理解を深める教育をすることを要望する。	所長自ら全職員に対し、拘禁刑の導入を踏まえた当所の対応や将来を見据えた施設の今後の在り方について研修を行い、職員の意識改革に取り組んだ。 また、今後も、必要に応じ、幹部職員や外部講師等による職員研修を実施するなど拘禁刑下において、研修内容を見直し、刑罰や矯正処遇、さらには受刑者遵守事項等の施設内規の本質について、職員の理解を深めさせたい。
262	名古屋拘	組織・職員	高齢の被収容者及び労役場留置による短期の被収容者について、予算上の確保の必要もあるかと思うが、こうした者の出所した後の社会的な受け皿確保のため、社会福祉士の任期付き採用あるいは社会福祉士等の資格を有する職員の採用等を要望する。	当所には常勤の社会福祉士の定員措置はなく、施設限りで対応できない事項であるが、令和7年3月に社会福祉士の資格を有する就労支援専門官1名を採用することができたため、当該就労支援専門官の活用等を検討する。社会福祉士等の職員の採用等を要望する御意見があったことについては、上級官庁に報告する。
263	大阪刑	組織・職員	肌の露出がないような制服であれば、噛みつきや殴打がなされても負傷の程度はある程度軽減できると思われる。その場合、暑さ対策の問題が出てくるが、冷風機付き制服を制作するよう検討されたい。	制服の変更については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。 なお、空調服については令和6年度に必要な個数を整備して運用しているところである。
264	大阪刑	組織・職員	全国の矯正職員に対するアンケートでは、80%の職員が自分達の仕事が国民から理解されていないと感じており、40%の職員が使命感や誇りを感じないとの報告があった。 今後、矯正局の方でも改善に向けた動きがなされると思われるが、計画の策定→実行→調査→改善→計画の策定等絶え間ない改善を積み重ねるよう要望する。	職員が自らの職務と社会的な役割を認識する機会として、令和7年度から、施設参観後に参観者と一般職員とで意見交換をする対話型参観に取り組む予定としており、今後も職員が使命感や誇りを感じることができるよう努めていく。

265	大阪刑	矯正処遇の実施等	大阪刑務所においては、令和6年11月に発達障害や疑いのある受刑者の立ち直りを支援するモデル事業が開始されたが、定員に比し参加者が少ないのが現状である。支援事業への参加の要件を見直したり、近畿矯正管区や他機関とも情報共有しながら、支援事業への参加に適任な者がいる場合には積極的に支援事業への参加を呼びかけるよう要望する。	対象者選定については、令和6年11月5日付け法務省矯正局成人矯正課長、矯正医療管理官及び更生支援管理官連名通知「発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業の実施について（通知）」に基づき、大阪刑務所に新たに入所した者の中から面接、心理検査及び診察等所定の手続きを行い、同通知で定める選定基準を満たした者を対象者として選定しており、被収容者に対して参加を募るような運用は行っていない。 なお、対象者の増加を図るべく、同基準の見直しなどについて定期的な上級官庁と協議するなど、適宜、適切に対応しているところである。
266	大阪刑	施設の敷地・建物等	受刑者の高齢化から和式トイレの使用は年々困難になっていくため、予算措置を講じたうえで、全てのトイレを洋式トイレに改装すべきである。	令和6年度、岸和田拘置支所の洋式化工事を実施しており、順次、進めているところである。
267	大阪刑	組織・職員	能力向上等のため、本人の意向を踏まえて本支所間の定期的な人的交流、配置転換をすべきである。	平成29年12月11日付け所長指示第75号「本支所間等における組織の活性化について」を定め、本支所間の定期的な人事異動を行っている。
268	大阪刑	施設の敷地・建物等	日本語が通じない被収容者と接する機会がある矯正職員全員が翻訳機を常時携帯できるように台数を増やすべきである。	当所は、外国人被収容者を収容する施設であり、翻訳機を整備して各種処遇場面で活用しているところ、引き続き、活用状況を確認しつつ予算を踏まえた適切な整備に努めていく。
269	大阪刑	矯正処遇の実施等	日本語が通じない被収容者が希望する場合は、日本語教育を受けることができるようにするべきである。	日本語教育を希望する外国籍被収容者に対し、日本語が学習できるワークブックを貸与する方向で検討中である。
270	大阪刑	書籍等の閲覧	日本語が通じない被収容者が、言語能力を維持できるように、今後増加が予想される言語を先取りして外国語の書籍をより一層充実するよう要望する。	外国語の書籍については、外国人被収容者の収容状況等を踏まえて、定期的に外国語の書籍を購入しており、引き続き、書籍の充実に努める。
271	大阪刑	物品の貸与等及び自弁	物価高の影響から被収容者に提供される食事の量が減少しているようである。予算措置を講じたうえで対応されたい。	食事の量について、食材価格の高騰により量を減らさないよう食材を変更する等してボリュームを保ちつつ、必要カロリーを担保する工夫をしているため、量的に減少しているわけではないが、引き続き、満足感を得られる献立の作成等に努める。
272	大阪刑	物品の貸与等及び自弁	物価高の影響から被収容者に提供される菓子類（祝日菓）の量が減少しているようである。予算措置を講じたうえで対応されたい。	菓子類（祝日菓）については、市販されている価格が上昇するとともに内容量が減少傾向にあるため、一般社会の現状に照らせばやむを得ないものと思料する。
273	西成医セ	組織・職員	職員間の各種ハラスメントについて、外部講師の招へいや外部講座の受講等、より実効性のある対策をとるよう要望する。	各種ハラスメント防止対策については、定期的な職員研修を実施しているところ、同研修に外部講師を招へいするなど、各種ハラスメント防止対策を強化していきたい。
274	西成医セ	組織・職員	職員が安心して相談できるように、相談窓口の設置を工夫するとともに、相談を受けた職員の守秘義務を徹底するよう要望する。	当センター内規においてハラスメントに関する苦情相談体制を整備しているとともに、当センターを含めた苦情相談員については、センター内の掲示板にも常時掲示し、広く周知を図っている。 また、令和5年度以前に、相談内容の守秘義務が遵守されていないのではないかと懸念の声があったことから、令和6年度以降は、改めて、受けた相談についての秘密保持を徹底しており、今後も引き続き、相談者が不安を抱くことがないよう守秘義務の徹底を遵守する。

275	西成医セ	組織・職員	刑務所の組織風土の变革のため新たな取組が多数導入されているところ、職務の過重負担や職場環境が原因で職員の心身の健康を損ねていないか、注意を払われるよう要望する。	人事評価に伴う面談や定期的職員面接や日頃の声掛け等により、悩みを抱えている職員の早期発見に努めており、今後も継続する。
276	西成医セ	組織・職員	職員による不祥事や不適切な言動等が認められた際には、その経緯・背景について調査し、必要な措置をとられるよう要望する。	引き続き職員不祥事が発生又はその疑いが認められた場合、事実関係はもとより、動機背景を含めた所要の行政調査を実施し、再発防止策の構築等、可及的速やかに必要な措置を執る。
277	西成医セ	組織・職員	受刑者に対する職員の態度について、大声で怒鳴る等の不必要に高圧的な態度を控えるとともに、指示・指導の内容を一貫させるよう、処遇に携わる職員に対する研修等のさらなる実施を要望する。	被収容者に対する呼称の変更、俗語、隠語の不使用等、アクションプランに基づく施策を通して被収容者に対する高圧的な態度等の不適切な対応の防止を周知徹底しているところではあるが、今後も各種研修等を通して更なる周知徹底を図っていきたい。
278	西成医セ	外部交通	面会は、受刑者の精神安定に資するだけでなく、更生への意欲を高め、円滑な社会復帰の観点から重要な機会であるため、できる限り面会が実現する運用を要望する。	根拠法令等に基づき、被収容者の改善更生に資すると認められる場合などには、柔軟かつ弾力的に裁量面会を実施しているところ、今後も引き続き、適切に対応したい。
279	西成医セ	保健衛生及び医療	受刑者の運動について、多目的棟を活用する等の方法により、機会の確保を要望する。 また、患者受刑者に対しても、治療の妨げとならない限度で、安静時間を調整し、運動又は運動に代わる活動をできる限り認められるよう要望する。	令和6年10月の多目的棟の使用開始により、戸外運動が困難となる盛夏季、酷暑期において、多目的棟で運動の充実を図ることとし、各種運動用具の整備を進めている。 患者に対する運動の可否は医療的な判断となるが、運動の実施による処遇上の効果を踏まえ、引き続き、医療と処遇で情報共有を図り、治療の妨げとならない限度で運動の拡充を図りたい。
280	西成医セ	物品の貸与等及び自弁	自弁購入物品の種類、品質や価格について受刑者から意見があるため、指定事業者の見直し等の対応を上級官庁に報告されるよう要望する。	御意見について上級官庁に報告する。
281	西成医セ	視察委員会	令和7年6月より導入される拘禁刑について、引き続き、当委員会に対して情報を提供していただくよう要望する。	令和6年12月から開始している発達モデル事業については、全国的に見ても拘禁刑の先駆けとなっている取組であり、引き続き、同取組の状況及びモデル事業以外の当センターで実施している拘禁刑の導入に向けた取組状況についても随時情報提供をしていく。
282	神戸刑	矯正処遇の実施等	日ごろから被収容者の処遇には、人権を最大限に尊重した適正な処遇がなされることを強く求める。	職員に対して、機会あるごとに被収容者の人権及び法令に基づく適正かつ適切な処遇について必要な研修を実施しており、今後も引き続き研修等を通じて指導等を行っていくこととする。
283	神戸刑	組織・職員	被収容者から職員の言動について、苦情が多数寄せられている。日ごろから職員の言動に対しては、注意喚起して頂き、研修等の充実により、人権感覚の醸成を求める。	職員に対し、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、各種研修等を通じて、引き続き指導していくとともに、不服申立てや出所時感想録において、被収容者から苦情が認められた場合は、今後も実情を調査して適切に対応していく。
284	神戸刑	物品の貸与等及び自弁	刑事施設に収容される者たちは高齢化し、身体的に様々な事情を抱えた被収容者が増加しており、食事時間等、被収容者間で不平等にならないよう工夫を要望する。 また、提供される食事の内容についても、都度見直し、各々の被収容者に適した食事を提供されることを要望する。	食事時間については、内規に定めた20分を確保した上で、個々の実情に応じて対応するなど配慮しているが、被収容者に喫食を急がせ、喫食が終了していないにもかかわらず食器回収を急かすようなことがないよう、引き続き職員に対する指導を行いたい。 また、高齢受刑者については、高齢福祉課程の運用とともに喫食時間の伸長など、動作時限の見直しを検討している。 おつて、被収容者に対し、食事に関するアンケート調査を実施し、その結果を献立にも反映するなど、要望を踏まえた給食となるよう検討していく。

285	神戸刑	保健衛生及び医療	被収容者の意見からは、医師による適正な診察に関する要望が後を絶たず、准看護師の職員から経過観察を促されるなど、何かしらの制約を受けているとの意見があり、このような場合には、医師に被収容者からの希望が必ず通知される制度を採用し、担当職員や准看護師の職員が独自の判断で医務提供の適否を決めてしまわないよう取り扱いには十分に注意されたい。	医師による診療を希望する者については、看護師や准看護師が綿密に症状等を確認し、その症状等を医師に報告の上、医師がその必要性等により診察等の判断を行っているものであり、今後も医師が必要性、緊急性等を判断の上、診療を実施する。
286	神戸刑	保健衛生及び医療	入浴については、時間を５分程度延長することを検討されたい。 また、衛生の観点からシャワーの使用や剃刀の定期消毒についても検討されたい。	現状、入浴時間は、内規に定めた１５分で実施しているが、入浴時間の延長については、施設の運営体制を踏まえながら、慎重に検討していきたい。 併せて、シャワー浴のない期間についても予算状況を踏まえながら、シャワー浴の実施を検討することとする。 なお、入浴時に貸与するかみそりについては、２か月に１回の頻度にて刃の交換を行っており、不具合の申出があった際は、交換するなどの対応を行っているところ、今後、定期的な消毒の実施などを検討することとする。
287	神戸刑	保健衛生及び医療	運動については、雨天の場合や炎天下の場合に、運動を中止するのではなく、室内運動への切り替えを検討されたい。	夏季期間中の運動については、環境省の熱中症予防情報に従い、暑さ指数が３１を超えた場合は、戸外・屋内問わず運動を中止し、休憩時間としており、御理解願いたい。 なお、雨天時対応については、できる限り運動時間を確保できるよう対応している。
288	神戸刑	保健衛生及び医療	爪切りに要する時間を運動時間に含めないことを検討されたい。	爪切りについては、運動時に実施しているところ、できる限り、爪切りを行う時間と運動時間が、それぞれ確保できるよう検討することとする。
289	神戸刑	賞罰	反則調査に係る被収容者の取調べ状況の録音・録画の採用も検討されたい。	当所限りで判断することはできないため、上級官庁に報告することとしたい。
290	神戸刑	賞罰	拘禁刑の導入後は、懲罰そのものの在り方について、根本からの見直しを検討されたい。	当所限りで判断することはできないため、上級官庁に報告することとしたい。
291	神戸刑	その他	願箋の取扱いについては、不公平にならないよう十分に配慮されたい。	今後も引き続き、被収容者の権利を不当に制限しない適正な事務処理について、監督指導を徹底する。
292	神戸刑	書籍等の閲覧	多ジャンルにわたる書籍、時代の状況に合わせた新しい書籍、受刑者の希望に反映した書籍の整備を検討されたい。	書籍については、当所予算及び寄贈によって更新しているところであるが、今後、被収容者の好むジャンルをアンケート調査し、予算状況を踏まえながら、アンケート結果を反映した書籍の整備を進めて行くことを検討する。
293	神戸刑	保健衛生及び医療	施設内の温度調節への対応は、光熱費の高騰や物価高との関係で難しい面も多々あると思われませんが、今後も健康を維持していくための必要不可欠な条件として更なる改善を求める。	令和６年度においては、夜間、居室棟ヘストープを設置、毛布や敷布団の増貸与、低体温リスクの高い一部の受刑者へ保温シートを配付するなどして、寒波や低体温症に備えた対策を行った。今後も健康を維持するために必要な手当のための予算措置については、予算執行の工夫や上級官庁に要望を出しながら、適切に対応していくこととしたい。
294	神戸刑	視察委員会	委員会と施設との間でなされる議論、施設側の説明と回答、被収容者を対象に実施したアンケート結果については、当委員会の活動を被収容者が理解するためにも、早急にフィードバックを可能にする制度を確立することを求める。	視察委員会の活動記録については、所内誌等を通じて、被収容者に情報提供することを検討している。

295	神戸刑	その他	被収容者が施設運営について主体的に係わることが可能な機会（自治会組織など）を作ることを検討されたい。	被収容者の自発性及び自立性にかん養することは大切であるが、職員が適切に介入せずに、被収容者が施設運営に主体的に関与した場合、一部の被収容者の利益が優先されたり、恣意的な運用により、不平等な状況が生じるおそれがあるため、慎重に検討することとしたい。
296	加古川刑	保健衛生及び医療	カルテ記載の意義に鑑み、少なくとも患者がどのような症状を訴え、どのような検査を行い、その結果医師がどのような評価をして、どのような医療行為を行ったのか（又は医療行為不要と判断したか）がわかるようカルテに記載するよう求める。	被収容者から体調不良の申出等があった場合は、看護師等が観察等を行い、観察内容を医師に報告の上、医師が医療行為の要否について判断し、検査や診療等の指示をしているところ、急患発生時には、診療録への記載に加え、救急患者病状観察票を作成することとしたほか、診療録の記載についても、改めて、症状、検査、医師の判断、執った医療行為等が明瞭に読み取れる適切な記録の徹底について医療担当者に周知した。 引き続き、法令に基づく、適切な医療体制の構築に努めていく。
297	加古川刑	組織・職員	看護師等の資格保有者のみならず、一般の職員に対しても研修等を通じて、AEDの利用方法、設置場所について知識の徹底を求める。	一般職員に対するAEDの使用を含む救急法に関する訓練は、自らが対応することを前提とした訓練を少なくとも半年に1回実施するほか、実践に即した健康状態の捉え方や対応の研修を実施している。 今後も、AEDの使用法の指導や設置場所の周知のみならず、万が一急患が発生した際に、適時適切にAEDを使用して心肺蘇生法が実施できるよう、繰り返し訓練を継続していく。
298	加古川刑	組織・職員	女性被収容者を保護室に収容する際には、関わる全ての職員を女性職員とするよう強く求めるとともに、熟練した女性職員の不足が懸念されるため、上級官庁に対し早急に女性職員の拡充を求められたい。	女性被収容者を保護室に収容する際には、今後も出来る限り女性職員を主として対応していくが、現時点においては、職員配置上、関わる全ての職員を女性職員とすることは困難であることを御理解いただきたい。また、女性職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。 なお、女性職員の育成については、施設としても積極的に取り組んでいく。
299	加古川刑	組織・職員	医療現場では、問題発生を防ぐため、現場でのインシデントを拾い上げる機関を設けており、貴所においても現場職員の意見を適切にすくい上げる「インシデント」に対応する専門部署、機関の早期創設を求める。	当所においては、医療安全管理委員会を設置しているほか、いつでも一般職員からインシデントを含む、職場環境や被収容者の処遇の改善に伴う意見等が得られるよう提案箱を設置し、所長を審査委員長として構成する審査会に付議する職員提案制度を設けているため、新たな部署や機関は創設せず、この制度をさらに周知して充実を図りたい。また、このほか少なくとも年2回、幹部職員が一般職員と面談し、業務に関する問題点や私生活等について聞き取りをして相談助言を行っており、引き続き、得た意見等について漏らすことなく、積極的に吸い上げて検討し、施設運営の改善に取り組んでいく。
300	播磨セ	矯正処遇の実施等	今後も、受刑者に「人の役に立つ存在である」と実感させる試みを継続することで、社会とのつながりを認識させ、かつ更生意欲の促進を図っていただきたい。	職業訓練で収穫した農作物のフードバンクへの提供や、地域の児童を招待した芋掘り会等を実施することで、引き続き、受刑者に地域や社会との繋がりを体感させ、改善更生への意欲を喚起していく。
301	播磨セ	矯正処遇の実施等	今後も、拘禁刑への対応や出所前における社会順化のための取組など、刑務所における矯正と社会との橋渡しとなる取組に、引き続き、力を入れていただきたい。	拘禁刑の導入による受刑者の再犯防止に向け、個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ適切な処遇を実現するための取組として、集団編成の見直し、矯正処遇課程の新設、拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築、改善指導・教科指導の充実、外部リソースと連携した社会復帰支援等の新たな施策を実施する予定であり、これまで以上に受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための取組を進めていく。

302	播磨セ	地域社会との 関わり	今後も、貴所の矯正教育や就労支援に係る活動を、他施設や協力雇用主を含む外部機関、各種メディアに積極的に広報していただきたい。	各種協議会や取材等を通じて、引き続き、他施設、外部機関及び各種メディアへの情報発信を継続していく。 また、大学や保護司会等、各団体からの施設参観等の申込みに際しても、積極的に受け入れていく。
303	和歌山刑	保健衛生及び 医療	新型コロナウイルス感染症については、施設の特性上、ウイルスが持ち込まれれば瞬間に感染が拡大するおそれが高いため、被収容者に最大限の配慮いただきながら、今後も必要な感染防止対策に努められたい。	新型コロナウイルス感染症に限らず、今後も適切な感染防止対策に努める。
304	和歌山刑	物品の貸与等 及び自弁	食事や菓子は被収容者にとって大きな楽しみの1つである。毎年1回食事に関するアンケートを行っているが、可能であればアンケートの回数を増やし、アンケート結果を被収容者が認識できる形でフィードバックできるよう要望する。	食事や祝日菓の給与については、被収容者からのアンケート結果を踏まえ、予算や栄養価を総合的に勘案した上で献立等を策定している。 また、集会等の菓子については、現在、指定事業者が選定しているため、高齢者でも食べやすいものを選定してほしい等の伝達を行うこととしたい。 なお、食事に関するアンケートの頻度を増加することは、業務負担を増やすことになり困難であるものの、同アンケート結果の被収容者へのフィードバックについては以前から実施しており、今後も継続して実施する。
305	和歌山刑	物品の貸与等 及び自弁	食事に関してレトルト食品が増加したことを指摘する意見・提案書が多かった。限られた予算の中、栄養面やカロリー等を考え、工夫していることは理解するところであるが、今後も工夫・配慮されることを要望する。	毎月、所長を含む幹部職員、用度課職員、管理栄養士及び矯正処遇担当の職員により給食管理委員会が実施されており、予算等を勘案した上で、栄養、味及び食感等も考慮して献立を立てている。レトルト食品の使用回数は、年々減少させているところであるが、今後も工夫・配慮を行っていく。
306	和歌山刑	保健衛生及び 医療	入浴時間は被収容者にとって至福の時である。入浴時間は脱衣時間を含めて20分と制限されているが、そのわずかな時間を確保されていないと感じている被収容者もあるようである。入浴時間の20分をきちんと確保することを要望する。	入浴時間には脱着衣時間を含まず、内規に定められた20分を確保しており、湯船につかる時間が最大となるよう配慮している。 引き続き、職員に対し、既定の時間を確保するように指導していく。
307	和歌山刑	保健衛生及び 医療	可能であれば、5分間でも入浴時間を延長することを要望する。	入浴時間の延長については、多くの被収容者に入浴を実施しなければならないところ、被収容者の中には、個別に介助等時間と職員配置を要する者もあり、全体として、現在の時間を延長することは困難である。
308	和歌山刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者は自弁物品等の購入に当たり、希望する物品がなかったり、サイズが合わないことが少なからずあるようであり、指定事業者との協定上、施設の意向のみでは対応できない場合があることは承知しているが、被収容者の需要について把握することで、一部購入可能物品について見直す余地もあるのではないかとと思われるため、自弁購入物品アンケートの実施を要望する。	自弁物品販売事業者は、上級官庁において選定されており、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見があったことについては、上級官庁に報告したい。
309	和歌山刑	物品の貸与等 及び自弁	支給される生理用ナプキンについて、テープの粘着力が弱い、綿が切れて血液が衣類に付着するといった意見が多くあった。特に若く、経血の量が多い受刑者にとっては、経血が漏れることは問題であると思われるので改善を要望する。	支給品について粘着力が弱い等の意見があることは承知しているところであるが、被収容者がトイレに流しても詰まらない品質の物を選定しており、経血の量が多い等の被収容者個別の事情に応じて支給枚数を増やすなど、柔軟な対応を継続しており、御理解いただきたい。 なお、上記品質を満たすより良い製品の選定には至っていないものの、引き続き、納品業者に相談する等の検討は継続する。
310	和歌山刑	金品の取扱い	スプーン、歯ブラシやシャンプー等の濡れる物品へのペンでの記名については、すぐに消えてしまうので、記名の上からセロハンテープや名札を付けるなどの提案が多数寄せられた。日常使用するものについて、記名がなければ職員から注意されるというストレスが被収容者にあるようなので対応を要望する。	物品については、番号を記名し、水により消える可能性のある歯ブラシやシャンプーについては、セロハンテープを貼付して記名を保護している。 スプーンについても同様に記名しているが、セロハンテープを貼ることで不衛生になる可能性があることから、記名が薄れた場合、被収容者から申出があればペンを貸与して記名させている。

311	和歌山刑	矯正処遇の実施等	職業訓練や公費通信教育の種類及び人員枠の拡大について意見が多数寄せられており、これは更生及び社会復帰に向けて真剣に取り組んでいる被收容者が多いことの表れであると思われる。 よって、職業訓練や公費通信教育の種類及び人員枠の拡大について検討することを要望する。	職業訓練の種類、枠及び公費通信教育の種類等については、施設限りでの対応は難しいため、頂いた御意見について上級官庁に報告する。
312	和歌山刑	組織・職員	外国籍を有する被收容者から、日本人受刑者と扱いが違うという意見が多く寄せられた。通訳が必要等の観点からやむを得ず日本人被收容者よりも手続に時間がかかることもあると思われるが、できる限り外国籍の被收容者が不便のないように要望する。	できる限り、日本人被收容者と外国籍の被收容者の間に不利益等が生じないように、今後も適正な対応を継続していく。
313	和歌山刑	組織・職員	外国籍を有する被收容者から、職員の声掛けが乱暴であるとの意見が複数寄せられている。言葉の壁があるがゆえに意思疎通に困難が生じ、いらだつ感情が職員の言動に現れることも考えられるが、できる限り丁寧な対応を行うように要望する。	今後も通訳や通訳機器等を介して正確な指導を行うとともに、冷静かつ適正な対応の継続を職員研修等の機会を通じて指導していく。
314	和歌山刑	組織・職員	職員の被收容者に対する言動について苦情があった。被收容者の申出だけでは真実を判断することは難しいが、令和5年度の職員アンケートにおいて、職員の被收容者に対する接し方等に改善すべき点はあると感じるか、という質問に対し、改善すべき点があると感じ、と回答した職員が過半数を超えていたことから、残念ながら被收容者の苦情のような不適切な言動があるものと推測される。 被收容者も人格を持った個人として尊重されるべきであり、更生に向けた途上にある。被收容者の更生を支援することを念頭において受刑者と接することを要望する。	今後も人権研修等を含めた職員研修を実施し、被收容者の人権を尊重した処遇や対応を行うように職員指導を継続していく。
315	和歌山刑	組織・職員	担当注意、指導や懲罰等について、職員により判断基準が異なるとの意見が少なからずあった。注意や指導等については内規により手続的な指針は設けられているものの、現場の職員の主観に左右される部分が出てくることは避けられないと思われる。被收容者と接する際は、不公平感を抱かせないため、できる限り公平な姿勢や対応を保持することを要望する。 また、生活のしおりの記載と異なる指導を受けたとの意見もあり、統一した運用を要望する。	遵守事項違反等に対する注意や生活要領等に係る指導について、引き続き職員への研修等を通じて理解を深めさせるとともに、被收容者への指導が統一した運用となるよう、平時の対応においても公平を旨とした勤務姿勢を保持していくように指導する。
316	和歌山刑	組織・職員	就寝時間帯における職員の声の大きいとの意見があったため、職員が被收容者に対し配慮するように要望する。	就寝時間帯における引継等の声量等について、引き続き職員に対する指導を継続していく。
317	和歌山刑	組織・職員	令和6年度に実施した視察委員会と職員との懇談会において、労働環境等に関する多くの悩みが寄せられた。職員の意見を尊重し、必要な変化について柔軟な対応を行っていただくことを期待し、刑務所がストレスの多い職場であることを踏まえ、職員が悩みを打ち明けたり、ストレスを解消できたり、労働環境の改善につなげるシステムの構築を要望するとともに視察委員会と職員との懇談会の継続を要望する。	メンタルヘルスや各種ハラスメントに係る相談窓口や提案制度等を設置し、問題を抱える職員の早期発見や職場環境の改善、業務の合理化等について、職員に広く建設的な意見を述べる機会を与えているところではあるが、改めて、各種相談窓口や同制度について職員に周知するとともに、労働環境の改善を推進していく。 また、視察委員会と職員との懇談会は令和7年度も実施したい。
318	姫路少刑	保健衛生及び医療	令和6年度は、新型コロナウイルスやインフルエンザに罹患する職員や被收容者がいたものの、その都度隔離するなどの対応により、感染が拡大することなく、いずれも軽傷で経過していたことから、今後も、油断することなく必要な感染対策を講じられたい。	新型コロナウイルスやインフルエンザ対策については、発生の都度、隔離するなど対応しており、今後も継続して感染対策を講じていく。

319	姫路少刑	組織・職員	職員の被収容者に対する有形力の行使については、職員研修等により適正な処遇が行われるよう注意されたい。	被収容者に対する有形力の行使については、職員研修等を通じて職員に指導を行ってきたところ、今後も継続的に同様の研修を継続し、適正な被収容者処遇に努めていく。
320	京都拘	組織・職員	被収容者に対する丁寧な態度、「さん」付け、公平さなどについて、改めて職員に徹底されたい。	令和5年12月1日以降、職員が被収容者を呼称する方法について、原則、いわゆる呼び捨てを禁止し、姓に「さん」を付けて呼称することにした。 この呼称の変更について、組織的かつ統一的な運用がなされるように、セルフチェックシートを活用した職員の意識付け及び行動の確認を図っており、また、監督職員が呼称を変更する趣旨を職員に説明しつつ確認と指導を継続したところ、姓に「さん」を付けて職員が被収容者を呼称する運用は、おおむね定着したと考えられる。 しかしながら、「職員によっては態度が悪かったり不公平だったりする」とのアンケートに対する被収容者の回答があることから、同回答を真摯に受け止め、引き続き、職員に対する人権又は被収容者処遇に関する研修を実施するなどして、職員の人権意識等をより確かなものにするべく努めてまいりたい。
321	京都拘	施設の敷地・建物等	本所及び葛城拘置支所の空調設備について、居室内に冷暖房の空気が入るように、空気孔の形状やサーキュレーター等を工夫されたい。	京都拘置所本所及び同葛城拘置支所においては、居室棟廊下に設置した空調設備を稼働させ、通常閉鎖する各居室の食器口及び投薬口を開放し、居室棟廊下の冷気や暖気を居室内に流入させる方法により居室内の温度管理をしている。 加えて、夏季については、状況に応じて居室棟廊下に大型扇風機を設置し、冷気の流れを作ることによって、居室内への冷気流入が効果的になるよう措置を講じることとしており、今夏においても、居室内温度の適正な管理を行うほか、熱中症対策等として可能な措置を更に検討することとした。 葛城拘置支所においては、現在、大型扇風機が備えられていないほかは、本所と同様の運用であるところ、熱中症対策等として可能な措置を更に検討することとしている。 なお、食器口等の形状の変更、サーキュレーターの増設その他の物的設備の増強については、予算を必要とするため、当所限りで対応できないものについては、上級官庁に報告・相談等するなどして、適切な被収容者の収容環境の確保に努めてまいりたい。
322	京都拘	金品の取扱い	令和6年3月29日で購入差入れが停止されているが、売店の再設置などによる購入差入れの再開や通信販売等を含めて、何らかの形で購入による差入れができるような方策を求める。	自弁物品販売指定事業者から、窓口での購入差入れ業務終了につき申入れがあり、当該事業者と協議を尽くしたが、やむを得ず業務継続ができなくなったものである。これに対応して、他の自弁物品販売指定事業者を公募するとともに、近隣事業者へ新規参入を求める働き掛けを行ったが、新規参入に興味を示す事業者も見当たらない結果に終わっている。 このため、代替措置として、被収容者の自弁物品の購入について、1度の購入機会で購入できる数量制限を緩和した。例えば、飲食物について、従前の購入可能数量を飲料3本までから同5本までにしたほか、牛乳以外全ての飲食物の数量制限を緩和している。 もっとも、窓口での購入差入れの再開も期待されるところであるから、今後も窓口での購入差入れが再開できるよう、新規参入事業者の開拓等を継続して行いたい。 なお、切手、便箋等の日用品については、購入受付をしない日においても、必要に応じて特別に購入できる運用としている。

323	京都拘	金品の取扱い	購入申込みの際及び購入した物品を交付する際に、領置金の残額を教示するようにされたい。 また、過去に職員による切手の着服事件が発生したことがあるので、被収容者からの申出があれば、自身がいつ、何を、いくつ、いくらで購入したのかという購入履歴について教示するようにされたい。	領置金残高については、被収容者から申出があれば告知することとしているほか、自弁物品の購入の都度、当該購入額を告知しており、被収容者は自身の領置金の使用実績や残高を把握することができる状況にある。 他方、限りある職員数で施設運営を行っているため、被収容者からの購入履歴の教示を求める申出に一律に応えることは、相応の事務処理が必要となるなど管理運営上の制約があることから、特段の事情がない限り御指摘にある対応を執ることが困難であることについて御理解いただきたい。 もっとも、権利性の高い事情が認められるなど、個別の事情に応じて、当該被収容者の購入履歴を調査し、必要な措置を講じることは、これまでも行ってきたところである。
324	京都拘	金品の取扱い	他施設への移送の際の領置物について、公共交通機関を利用した移送の場合には被収容者に送料を負担させるとの取扱い、そもそも被収容者が移送先を選べるわけではないことや領置金の多寡によって差が生じること等からして不合理と思われるので、被収容者に負担させないようにされたい。	被収容者は、自己の刑事裁判等の進捗状況を把握し、刑の確定のほか他の刑事施設への移送について、おおむね知り得る立場にある。この点、当所においても、被収容者に対して、刑の確定等、他の刑事施設に移送されることを念頭に、あらかじめ移送時に搬送できないものや、法的地位の異動により、今後、使用できないものや物品については、任意、整理等するよう指導しているところである。 一般的に、多数の物品を保有できる被収容者は、十分な所持金があるか、支援してくれる親族又は知人等が存在している一方、所持金を有しておらず、また、施設外からの支援を受けられない被収容者も多数いる状況において、被収容者処遇全体の公平性の観点及び適切な予算執行の面から、一律に国費を支弁して保管私物及び領置物を移送先施設に送付することについては、慎重に検討する必要があると考えている。 もっとも、当該被収容者が置かれる立場は様々であることから、個々の事情と必要性に応じて、個別に対応している。
325	京都拘	その他	日本の生活習慣等に慣れていない外国人の被収容者に対しては、事実上、同室者が所内ルールを一つ一つ教えざるを得ない状況があるようなので、「所内生活の心得」について被収容者に多い外国語のものを備え付けるようにすることを検討されたい。 また、F指標の者を収容する施設だけではなく、拘留所はどここの施設でも起こりうる状況だと思われるので、各施設に共通するルールの部分についてだけでも、法務省が率先して翻訳の手当てをすべきである。	現状、当所において、外国語の「所内生活の心得」は、整備できていない。 「所内生活の心得」については、刑事施設ごとに制定しているものであり、所内ルール等に変更がある都度、改正を繰り返している状況から、直ちに、全ての内容を網羅した種々の言語の外国語版を整備することは、当所としては困難な実情にあるものの、外国語版の整備が進んでいる他施設の生活心得等を参考に、当所生活心得において引用できる部分は引用するなどの措置を講じることにより、日本語を解さない被収容者の適正な処遇を行ってまいりたい。 他方、当所に入所する外国人被収容者については、言語に加え、日本の生活習慣への理解についても区々にわたり、単に記載内容の翻訳を行うのみでは、当所での生活要領等の理解に至らない者も散見される。そのため、音声自動翻訳機を整備し、同器機による音声翻訳、画像翻訳等を活用し、必要事項の告知、説明を実施しているところである。 なお、法務省が率先して翻訳の手当てをするべきとの御意見については、当所限りで対応できる事項ではなく、上級官庁に報告することとしたい。
326	京都拘	視察委員会	京都拘置所において死亡したケースについては視察委員会に報告されるようになったと認識しているが、医療刑務所へ移送された後に死亡したケースについても、少なくとも1か月以内に死亡したケースについては、移送前後の病状及び治療状況、移送日と移送することになった理由、死亡日と死因について視察委員会に報告されたい。	今後、同種事案が生じた際には、視察委員会へ情報提供することとしたい。
327	京都拘	矯正処遇の実施等	作業報奨金の基準金額については、もともと低額である上に郵便料金的大幅値上げを含めた物価上昇に追いついていないと思われるので、作業報奨金の引上げに努められたい。	作業報奨金の基準額については、訓令に基づくものであり、当所限りにおいて、変更等を行うことは困難であるが、御意見については、上級官庁へ報告することとしたい。

328	京都拘	視察委員会	奈良少年刑務所が閉鎖されたことに伴い、奈良県に所在する奈良拘置支所及び葛城拘置支所は当委員会の管轄となっている。 令和7年度から当委員会の定員を1名増員し、奈良県内から委員を選任する予定であるが、奈良県内の委員も同じ当委員会の委員としてすべての委員会に出席する必要があり、施設規模から考えて委員としての業務の大部分は京都拘置所本所に関する業務とならざるを得ないが、そうすると奈良県内の委員の負担は大きいのではないかとと思われる。 よって、当委員会とは別に、奈良県内に少なくとも1つの視察委員会を設けて、奈良県内の委員が担当するように改革されたい。	刑事施設視察委員会は、法令上、刑事施設毎に設置されるものとされており、当所限りにおいて、その設置場所等の変更等を行うことは困難であるため、御意見については上級官庁に報告することとしたい。 なお、奈良県在住の委員については、奈良拘置支所にてWEB会議システムの利用により参加頂くなど負担軽減策を検討したい。
329	京都拘	視察委員会	視察は直接現場に赴くことが原則であると考えているが、距離や時間との関係で視察委員全員が支所の視察に赴くことが困難な場合に、次善の策として、現場に赴いた視察委員がウェアラブルカメラを持ち運びながら会話することにより、現場にいない視察委員がオンラインでの視察をできるような工夫を検討されたい。	オンライン機器を使用した効率的な視察体制の構築は、物理的な問題解決のための一方策として有意なものと思料される一方、保安警備上の問題のほか、プライバシー保護の観点から、慎重に検討が必要と思料される。頂いた御意見については、上級官庁に報告相談しつつ、検討してまいりたい。
330	京都拘	施設の敷地・建物等	京都拘置所本所の建て替えに関し、居室、入浴場、運動場、面会場等の設備が充実するよう検討されたい。	現在、上級官庁において建物の基本設計が行われているところであり、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。 また、各種設備等について、適正な収容環境が確保されるよう上級官庁に要望してまいりたい。
331	京都拘	施設の敷地・建物等	建て替え計画が具体化されれば、現時点では想定していない課題が出てくると思われるので、建て替え計画が完全に決定される前に、当視察委員会に情報を開示していただき、意見を述べる機会を確保していただきたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁へ報告したい。
332	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	物品販売等業務の現事業者として選定されている指定事業者から購入できる物品の数が少ない（特定のメーカーのものしか購入できない。）という被収容者の意見が多く、被収容者から具体的な品目が挙がっていたいくつかのものについて善処をお願いしていたところ、令和6年度の会議にて具体的な品目が挙がっていた、「ゼリー」、「羊羹」、について引き続き改善を求める（保存期間の関係かクッキー等水分の少ないお菓子が多い。）。	当所における物品販売の指定事業者と打合せを経て、現在、「ゼリー」及び「羊羹」について、仕入先からの安定供給が可能かどうかの確認を行っている。安定供給が可能であることが確認できた場合には、自弁物品としてリストアップすることを予定している。
333	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	「どら焼き」について引き続き改善を求める（どら焼きはかつてあったがかりんとうに代わってしまったとのこと。）。	物品の安定供給を確保するためには、常に十分な量を在庫としてストックしておく、注文に応じることができるようしておく必要があるところ、当所における物品販売の指定事業者を確認したところ、どら焼きは生ものであり、一般に賞味期限が短めの食品であることから、多量の在庫を抱えておくことは困難との回答であった。
334	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	「シームレス（縫い目のない）の生理用ショーツ」についても引き続き改善を求める（縫い目が食い込んで痛いとのこと。）。	自弁物品購入の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、統一物品の具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されているものであり、施設限りで変更できる事柄ではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
335	大阪拘	組織・職員	令和6年度、武道関係職員を複数含む、夜勤職員による不適切な勤姿勢について報告を受けたが、特に武道関係職員には、そうでない他の職員の模範になるような心の清さ、強さも求められるものとする。 この件を教訓として、襟を正していただき、施設職員の清廉潔白のイメージの担い手となっていただきたい。	引き続き、全職員に対し、公務の適正な遂行に係る研修を実施するなどして、施設全体で問題意識を共有し、同種事案の再発防止に取り組んでいるところであり、若年の武道関係職員を対象とした近畿矯正管区警備指導官などによる研修の受講や、監督者による継続的な指導などを通じて、今後とも、御意見にあるような期待に応えられるよう、職員の育成に取り組んでいく。

336	大阪拘	組織・職員	令和6年度の被収容者アンケートで、職員の言葉遣いについて、「言葉は特に悪くないが性格・意地が悪すぎる。」「言葉遣いが丁寧になった結果、逆に上から目線になっているのではないか。」という意見があったり、丁寧と乱暴の2つに〇をしている例があったので、施設運営をより良くするためには、言葉だけを変えるのでは不十分であることに留意し、研修等を実施していただきたい。	職員の職務上の言動については、表面的な丁寧さだけでは不十分であり、個々の職員の内面に浸透した使命感等を反映したものでなければならないと考えている。 そのような観点から、今般、矯正職員一人一人が持つべき理想像を示し、社会的な役割を果たし続けていこうと取り組む際の基礎となる「矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー ～社会の皆様への約束とお願い～」が策定されたことを踏まえ、矯正行政が果たすべき使命などの趣旨を職員に浸透させるため、令和7年3月、各職域で研修を行った。 令和7年4月にも、矯正局からの矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー伝達に係る職員研修を実施しており、今後もこのような取組を通じて、使命感等の内面への浸透を図り、表面的な対応にとどまらない適切な言動を確保していく。
337	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	令和5年度に引き続き、被収容者に対し、休日にお湯を支給することにつき、要望が根強いことから、実現に向けて、方法を検討されたい。	休日におけるお湯の支給については、平日と異なり勤務職員が行う必要があるところ、休日における職員の配置は休日確保等の都合上、必要最小限度の職員配置で対応しており、現時点では実現困難であることに御理解いただきたい。
338	大阪拘	保健衛生及び医療	施設での死亡事例について、施設の対応が適切であったのかどうかを検証するため、当該死亡者のカルテの開示を求めたところ、貴所からは、職員の個人情報記載部分を秘匿した診療録の写しを供覧されたが、専門家である医師の所見が記載されておらず、看護師又は准看護師が、医師との連絡が取れず診断や治療の決定に属する重大な意思決定を一人でしているのではないかと疑念も払拭できないため（看護記録であり、カルテではない）、所内の記録に医師の所見も記載されるよう、運用を改善されたい。	診療に関する事項の診療録への記載については、看護師、准看護師その他当所における全医療従事者に対し、適時、医師の所見を含む適正な記載を行うよう周知・指導を行った。
339	大阪拘	保健衛生及び医療	診断や治療の決定に属するものではないとしても、重大な決定を職員が一人でするのは精神的な負担も大きいので、相談する相手が常に確保できることが理想である。	被収容者に対しては、診察時に医師等から処方される薬剤について説明を尽くし、看護師及び准看護師が、医療巡回時に病状や薬剤に関する申出に適切に対応しており、被収容者から刑務官に対し、薬剤に関する質問がなされた際は、医務部へ連絡の上、適切な対応を行っている。 職員の増員については、施設ごとの配置定員にも関わることであり、当所限りで対応できることではないため、御意見については、上級官庁に報告する。
340	大阪拘	書籍等の閲覧	所内のラジオ放送の運用について、「流すラジオ番組を決めるにあたり、少数意見が反映されるようにして欲しい。」「流すラジオ番組に偏りがある。」という趣旨の意見が複数あり、アンケートの集計結果をもとにするという今のやり方が、必ずしも聴く側にとって、満足のいくものではない結果となっており、流す番組の内容について、試験的にこれまであまり流していなかったジャンルのもの（例えば、お笑い番組等）を流して反響を見るなど、マンネリ感を打破する取り組みをされたい。	ラジオ番組については、希望調査に基づき、最も支持を集めたジャンルである音楽のほか、トークやスポーツなども、希望を取り入れて放送している。 また、従来は放送していなかった米国野球や欧州サッカーなどの項目を希望調査に加えるなどして、マンネリ化を防止する取組も行っているところである。 当所には多数かつ多種多様な被収容者が生活しているため、全ての被収容者が満足できるラジオ放送を実現することには困難を伴うが、今後も趣向を変えた希望調査の実施に努め、できる限り多様な要望に応える番組編成に取り組んでいく。
341	大阪拘	視察委員会	視察委員会に対する情報提供資料に記載している当所被収容者の収容定員及び現員について、死刑確定者の人数が記載されておらず、委員からの質問があつて初めてその人数が拘置所から明らかにされるという運用が続いているが、その人数は提供資料に明示すべきであり、引き続き改善を求める。	視察委員会に対する情報提供資料にある収容定員及び収容人員の推移については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第6条及び関係通達に定めるところに従い情報を提供しているものである。被収容者の法的地位ごとの内訳など、より詳細な情報の提供については、今後も視察委員会からの御要望に応じて対応したい。
342	大阪拘	視察委員会	死刑執行に関する運用は、視察委員にも明らかにされていないが、同運用は、必ずしも被収容者の処遇のみの問題ではなく、拘置所に勤務する刑務官のストレス要因にもなり得るものであり、視察委員会において改善の余地がないかどうかの検討を要する事項であると考え。 死刑執行に関する運用を視察委員に明らかにするよう改善を求める。	職員の健康管理については、毎年、全職員を対象にストレスチェックを実施した上、分析結果について把握し、職員が心の不健康な状態になることを未然に防止しているところである。 死刑執行については、被収容者の処遇に当たる内容ではないため対応できないことを理解されたい。

343	神戸拘	組織・職員	令和6年度において、職員の重大不祥事案件が発生しているところ、職員の規範意識を向上させ、自らの職責を自覚させるため、外部の人材による研修を行うなど、再犯防止に努めること。	これまでも、大阪矯正管区職員や当所職員による職員研修を実施しているところ、矯正職員以外の外部の方による職員研修を検討する。
344	神戸拘	組織・職員	令和6年度において、職員の重大不祥事案件が発生しているところ、管理的な地位にある職員が各職員と緊密に意思疎通を図り、普段から会話のできる環境を構築するよう努め、必要に応じて、心理職の専門家による相談が受けられるよう周知すること。	引き続き、管理職職員による部下職員との面接等を通じて意思疎通を積極的に行い、部下職員が報告や相談をしやすい環境を構築する。 また、毎年度当初にメンタルヘルス相談員に係る周知を行っているところ、令和7年度においても、職員に対する周知を継続し、メンタルヘルス相談員への相談等を行いやすい環境を構築していく。
345	神戸拘	予算	物価が高騰しているところ、被収容者の健康を維持するためにも、光熱費及び食費の確保は不可欠であるため、法務省に対しては臨機応変に予算執行できるよう希望するほか、年度予算策定時点においても物価等の上昇を十分に考慮されたい。	御意見について上級官庁へ報告する。
346	神戸拘	視察委員会	被収容者から出される意見・提案書において、手引き等に記載された内容が上手く伝わっていない状況が散見されることから、被収容者に対しては、より伝わりやすい方法で伝達するほか、被収容者に伝わっていない可能性を認識して、職員が被収容者対応をすることを期待する。	職員から伝達された内容について、より確実に被収容者が理解できるよう、被収容者に配布している「被収容者生活心得」の記載内容を詳細に伝達するほか、「被収容者生活心得」の記載内容を誤認しているような状況が認められたときは、改めて懇切丁寧に説明を行い、早期に誤認を解消していくとともに、被収容者が容易に理解できるよう、「被収容者生活心得」の記載内容を適宜見直していく。
347	鳥取刑	組織・職員	複数の被収容者から、職員が「上から話す」、「大声で話す」、「頭ごなしに話す」など威圧的である旨の意見があった。 今後も継続的な研修等により職員の人権意識の啓蒙を継続し、例えば、被収容者への指導等について、若手職員と経験を積んだ職員との経験交流研修など、具体的な研修についても検討していただきたい。	被収容者に対し、作業安全や生活上の指導等において、必要がある場合には、厳しく注意・指導を行っており、その状況等に応じて強い表現となることがあるところ、被収容者に対する言葉遣いについては、職員研修等を通じて機会あるごとに注意喚起を行っているが、被収容者から暴言の類いと捉えられることのないよう、職員研修について、受講者が主体的に参加する形式の研修の導入を検討し、より効果的な研修となるよう努め、引き続き適切な被収容者への言葉遣い、人権意識の醸成等について配慮したい。 また、職員の相談体制については、当所においてそれぞれの職域や階層等に応じたものとして整備しているが、より効果的な運用ができるよう、積極的に職員に発信していきたい。
348	鳥取刑	保健衛生及び医療	被収容者から、医療について、他の施設では投薬されていた薬の投薬がなされず、その旨の説明がないこと、治療等に関しての説明がないこと等、診療に関する情報の提供が不十分である旨の意見があった。 医療従事者の業務が多忙であり、個々の被収容者に対して十分な説明をする時間の確保が困難であるとしても、可能な限り、被収容者が理解できるよう診療情報の提供に努めていただきたい。	新たに入所した被収容者については、当該被収容者の既往歴及び移送元施設での治療内容が記載された病状連絡票等の情報、当該被収容者の申出、看護師等からの報告等を踏まえて医師が診察を実施し、治療方針や投薬処方等について当該被収容者への説明を実施しており、診察時間、処方の都合等により、その場において説明することが適当でないときは、願箋により薬剤等の教示を行う旨を告知している。 また、刑執行開始時の指導においても、医務課職員から医師の判断により治療の内容や処方する薬剤を決めていることを説明している。 今後も被収容者が理解できるような説明を行い、適切な医療を実施していきたい。
349	鳥取刑	物品の貸与等及び自弁	食材費の高騰等により予算的に厳しく、食事の内容や量を変更することはやむを得ない対応であることも理解しているところではあるが、多くの被収容者が食事の内容や量について改善を求めているので、予算の確保や食材の見直し等によって、可能な限りの対応されたい。	毎月、管理栄養士を含めた献立会議等を実施して協議し、限られた予算内でもおいしく満足感のある食事が提供できるよう、メニューや食材に工夫を凝らすなどしており、また、新メニューの反響や要望などについては、適宜、アンケートを徴するなどし、要望に応えられるよう工夫をしている。

350	松江刑	組織・職員	被収容者から「職員が時代にそぐわない隠語等を使用している時がある。」との意見が見られた。 職員の被収容者に対する言葉遣いについて指導されたい。	被収容者に対する言葉遣いについては、「さん」付けをすること及び隠語を使用しないことを含め、時代に即した言葉使いをするよう研修等を通じて職員に指導している。 今後も職員の被収容者に対する適正な言葉遣いの確実な定着を図るための取組を継続的に実施していく。
351	島根セ	視察委員会	意見・提案書における意見・提案の分類について、分類不可能なものが極めて多かった。 矯正局の想定と施設の実態との間に大きなそごがあると思われるので、施設の実態に即した様式の改訂が望ましい。	今後、意見・提案書の改訂に向け、委員会と協議していくこととしたい。
352	島根セ	物品の貸与等及び自弁	優遇に係る菓子については、被収容者の希望や物価高騰の影響等に配慮しつつ、商品選別や価格設定で柔軟な対応をお願いしたい。	訓令改正に伴い、令和6年5月の購入分から金額を見直し、購入できるし好品の種類を拡大したところ、今後も被収容者の希望や物価高騰の影響等に配慮しつつ、商品の選別及び価格設定を行っていく。
353	島根セ	施設の敷地・建物等	空調について、上級官庁への働き掛けも含めて、エアコンの設置や扇風機の増設等、被収容者の健康へ配慮した設備を充実されたい。	空調の設置については、既に上級官庁に要望している。今後も適切な温度管理に努めていきたい。
354	島根セ	保健衛生及び医療	熱中症対策のための運動の制限について、希望者にストレッチやラジオ体操等の軽い運動は許可する等の柔軟な対応をお願いしたい。	暑さ指数が危険（WBGT31以上）な場合、特別な場合を除いて原則運動を中止しているところ、今後、運動を希望する訓練生については、WBGT31以上の運動の危険性を説明した上でストレッチやラジオ体操等の軽い運動を自己の体調を崩さない範囲内で許容する方向で検討していくこととしたい。
355	島根セ	物品の貸与等及び自弁	自弁物品については、施設運営上問題ないと思われるものはできるだけ、自弁可能としていただきたい。	訓令により規定されている物品については、追加を検討し、可能な限り、取り入れているところ、訓令により規定されていない物品については、当所限りで判断することはできないため、上級官庁に報告する。
356	島根セ	矯正処遇の実施等	集団主体の優秀ユニット制度に代わるものとして令和7年1月から開始された個人主体の新制度については、被収容者の更生に役立つものと考えられるので、制度の定着をお願いしたい。	令和7年1月に開始した新たな制度の試行的運用を踏まえて、今後、本格的運用を開始し、同制度の定着を図っていきたい。
357	島根セ	組織・職員	号令行進の廃止や言葉遣いの変更等について、職員への周知や研修を今後も繰り返し行っていただきたい。	号令行進の廃止や言葉遣いの変更等については、職務研究会等を通じ、周知徹底を図っているところ、今後も引き続き人権意識や遵法意識向上のための職員研修等を適時適切に実施していきたい。
358	島根セ	矯正処遇の実施等	被収容者に対し、受刑者所内生活の心得を読む必要性について周知されたい。	所内生活の心得は、所内生活において理解しておかなければならない事項をまとめたものであり、刑執行開始時の指導において、指導職員からその必要性や記載事項について説明しているところ、今後も同説明を更に丁寧に実施していく。
359	島根セ	その他	受刑者所内生活の心得については、実際の運用との間に矛盾が生じないように必要に応じて適宜改訂されたい。	所内生活の心得については、これまでも必要の都度、改正を行っている（直近：令和6年10月改正）。 今後も実際の運用との矛盾を生じさせることのないよう、改正等を行っていく。
360	島根セ	保健衛生及び医療	新型コロナウイルス感染症対策について、必要以上に被収容者の行動を制限したり被収容者に義務を課したりすることがないよう配慮されたい。	今後も、所内の感染状況に応じて、マスクの着用を指示することはあるものの、必要以上に被収容者の行動を制限したり義務を課したりすることがないよう配慮したい。

361	島根セ	規律及び秩序の維持	被収容者間のトラブルについて、被害者への配慮や再発防止のための体制構築等を徹底したうえで、二度とこのような事態が生じないよう今回の事態を教訓とされたい。	特定のユニットにおいて、強要や不適切な身体接触などのトラブルが複数件発生していたことについては、初期対応の遅れもあり、多数の訓練生が関与する事案となるなど反省する点が多く、再発防止のための体制構築を徹底し、今後、同種事案を発生させないよう本件事案を教訓としていく。 なお、当該トラブルに関与した被収容者については、相互に接触しないよう配慮している。
362	島根セ	組織・職員	意見・提案書の件数の急速な増加により、対応する職員の負担が相当程度増加していると思われるため、特定の施設職員に負担を集中させない、相談しやすい制度を充実させる等、施設職員のメンタルヘルスへの十分な配慮をお願いしたい。	これまでも職員のメンタルヘルスには配慮してきたところ、意見・提案書の件数の急速な増加を踏まえ、特定の施設職員に負担が集中することがないよう配慮するとともに、上司から部下職員へ積極的に声を掛けるなど相談しやすい職場環境を充実させ、引き続き職員のメンタルヘルス向上を図っていききたい。
363	岡山刑	施設の敷地・建物等	居室棟全体の３７％、工場食堂全体の５４％には、空調機が設置されているとのことであるが、それ以外の施設には、いまだ空調機は導入されておらず、被収容者の健康維持に対して必要十分な対策とはなっていないと思われる。また、中には空調機が設置されている居室棟もあり、被収容者間の不公平感を助長する要因になっていることもうかがわれる。これまでの対策により充実させながら、扇風機等の機器を大幅に増加させること、その使用方法も柔軟に行うこと、保冷材や水枕等の活用、効果的な打ち水等、実施し得る最大限の方策の検討及び実施を要望する。	令和６年度補正予算において、令和７年度末までに居室棟の全体（１００％）及び工場食堂全体の６６％に空調設備を設置することが決定している。空調設備設置までの間、猛暑対策については、引き続き、予算の範囲内で所要の措置を講じていくこととしている。
364	岡山刑	保健衛生及び医療	吹付け塗装作業の従事者には作業終了後の入浴を実施しているとのことであるが、金属工場の従事者から、夏季以外の時期の作業終了後の入浴を実施してほしいとの意見・提案が非常に多く見られた。作業終了後の入浴については緩やかな要件で行うべきと考える。	吹付け塗装の作業従事者に対する作業終了後の入浴の実施については、同塗装の特性上、マグネシウムの付着を想定しているところ、同塗装以外の塗装や金属作業による鉄粉の付着については、作業終了後の清拭で対応可能である。 なお、現時点において、作業終了後の入浴は画一的に実施しているのではなく、職員配置及び水道代等の予算事情も鑑みながら、汚損状況等を確認の上で柔軟に対応している。
365	岡山刑	物品の貸与等及び自弁	従来から、食事についての不満は非常に多く見られる。特に高血圧患者への減塩食への不満は相当根強いものがある。令和６年度も、令和５年度に続いて、視察委員会でも検食を行ったが、味が薄く、汁物について不満が述べられるのも理解できるとの感想が大半であった。 しかし、それには、予算やマンパワーの問題があるので、次善の策として、食事の味付けや材料について、少しでも不満を和らげるような工夫や対策を講じるべきである。	減塩食は、疾病状況を悪化させず、健康を回復させるためのものであることを考慮すれば、「薄い」等の感じ方はある程度やむを得ないと思われるが、一方で、給食委員会の開催等をもって、被収容者個人から、直接、食事に関する意見を聞き、可能な限り、これを献立に反映させるなど、食事の味付けや材料への不満を解消すべく措置を講じている。
366	岡山刑	保健衛生及び医療	現在、減塩食の提供は、内服治療を行っていない高血圧患者か、内服治療を行ってもなお数値が高い者に対して行われているとのことであるが、血圧測定の間隔はおおむね３か月、血液や尿検査については担当医師の判断によるとのことで、十分な検査と診断がなされているかは疑問で、できるだけきめ細やかな検査や診断が可能な体制整備を要望する。	原則３か月で血圧測定等必要な検査を行っているが、希望者には週１回以上血圧測定を行うこととしており、また、体調不良の申し出があれば、その都度、血圧測定、検査及び診察を実施し、必要な処置を講じている。現在、７０歳以上の高血圧症り患者については、内服治療で対応可能な者は、熱中症予防の観点から、年間通じて減塩食を解除し、内服薬で対応している。内服治療でも数値が高い者は、高血圧症のリスクを本人に説明した上で、減塩食としている。今後も年齢の引き下げや、減塩食解除の判断については、医師の意見を踏まえつつ、検討することとしている。
367	岡山刑	物品の貸与等及び自弁	限られた予算の中で、苦勞しながら工夫を凝らしていることは理解できたが、物価高騰もあり、食材購入や設備の充実が不十分であることは否めなかった。管理栄養士からは、食材や設備について、もう少し予算面での余裕があれば質の良い食事が提供できるといった声も聞いた。引き続き、工夫を凝らすことは当然であるが、予算措置等について上級官庁に強く働き掛けるなど、積極的な改善を要望する。	令和６年度、優先順位を考慮して、設備面で炊場の冷蔵冷凍庫や製氷機の更新を行っている。 限られた予算配分の中で、今後も引き続き、良質な食材確保等に努めるとともに、被収容者の食糧費に係る予算措置等本省への要望も視野に入れながら、食糧給与に対応していききたい。 御意見については上級官庁にも報告する。

368	岡山刑	保健衛生及び医療	これまで、委託歯科医師1名で対応していたところ、令和6年10月から非常勤歯科医師1名が採用されて歯科治療にあたっているとのことで、治療待ち待機者の減少が期待できるとのことであるが、依然として待機者は非常に多く、待機日数も長いので、状況を確認するとともに、さらなる改善に取り組むことを要望する。	治療等希望者について、基本的には歯科治療願を提出した順に治療を実施しており、その中でも、歯科医師が、義歯の作製を要する者と虫歯などの治療者の病状等を考慮して優先的な治療が必要な者などを選定しながら実施しているが、義歯の作製を要する者の診察には、一人当たりおおむね30分から1時間を要するため、義歯作製者の診察が多い場合は診察を実施する者の数が少なくなり、また、一度の診察では治療が終了せず、継続的に治療を実施している者もあり、患者一人に対する治療回数が数回必要になるといった状況もあることから、治療待ち人数が滞留することもあり、願箋提出から治療実施までに期間を要することとなっていることが現状である。 現在でも、歯科診療では歯科医師に多大な負担を掛けながら治療を実施してもらっている。今後の取組として、看護師及び准看護師が歯科治療方法をさらに学び、歯科治療中の歯科医師の補助をするなど医務課職員総出で対応していく。
369	岡山刑	物品の貸与等及び自弁	物品の購入についての不満も依然として多く見られる。特に、歯周病対策のための薬効性の高い歯磨き粉、歯間ブラシ、糸ようじ等の製品を購入したいが、品揃えにないため購入できないといった苦情は複数あった。販売事業者が取り扱っている商品であれば、何らかの工夫をすることによって、できるだけ多くの種類の商品を購入できるよう、工夫や検討を要望する。	令和7年3月1日から被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の改正に基づき、口内の衛生を保持し、被収容者の健康管理に資するものとしてデンタルフロスの使用が認められた。歯磨き粉の品揃えについては、販売事業者の占有スペースも含め、今後も検討したい。
370	岡山刑	書籍等の閲覧	書籍の購入について、購入希望を出しても品切れとされて購入できないことに対する苦情も多く見られる。一般的な書籍の場合、注文しても品切れとなることは容易に納得を得られるものではなく、被収容者の不信感を抱かせることにも繋がる。令和6年度に、書籍については取扱事業者を変更し、改善途中なのかもしれないが、多少時間がかかるとしても、希望する書籍を購入できるように検討されたい。	書籍を注文している間に被収容者を執行猶予などの理由で釈放した場合、注文書籍を取扱事業者に返品せざるを得ない状況が発生し、配送を含めて当所の書籍調達を請け負う事業者が現時点では見当たらない。また、「品切れ」の中には被収容者が購入を希望する書籍のタイトルや出版社の書き間違いも含まれていることを御理解いただきたい。
371	岡山刑	組織・職員	職員の対応を問題にする苦情は、相当数にのぼる。問題と思われる苦情については、視察委員会において指摘をし、調査を行ってもらっているが、多くは指摘された事実の確認ができないというものであった。その場合、視察委員会としては、それ以上の事実確認は困難なのが実情である。 職員の対応についての調査の一環として、ウェアラブルカメラを活用することも考えられるので、検討されたい。 また、職員の被収容者に対する言葉遣いや接し方についての苦情も多数見られ、日頃から指導は行われていると思うが、配慮や注意が足りなかったのではないかと感じさせるものもある。職員に対する研修や教育をさらに行うとともに、該当職員の言動に留意するなど、さらなる改善を要望する。	被収容者に対する言葉遣いや接し方については、被収容者からの苦情等による該当職員への事情聴取の結果として不適切な言動が認められた場合は、該当職員に対して必要な指導や措置を講じているほか、監督職員の巡回等においても職員の勤務態度等を把握し、各職員が適正な勤務姿勢を保持するよう努めている。言葉遣いや接し方についての研修や教育は現在も実施の上、適正な勤務姿勢に対する意識の向上を図っており、今後も同様の研修や教育を継続することで、職務に対する意識の向上に努める。 また、ウェアラブルカメラで撮影されたいずれの映像を検証しても、職員の言葉遣いや受刑者に対する対応に問題は認められない。
372	岡山刑	書籍等の閲覧	令和6年12月に、岡山県弁護士会から岡山刑務所に対し、受刑者の所持していた入れ墨の写真が掲載された雑誌を閲覧禁止処分としたことに対し、同処分を取り消し閲覧を許すこと、及び今後入れ墨の写真が多数掲載されているという事実のみをもって一律に全部の閲覧を禁止するようなことをしないよう勧告がなされた。今回の閲覧禁止処分は、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断してなされたとのことであるが、被収容者にも自弁の書籍について閲覧の自由は保障されていることからすると、必要かつ合理的な範囲内でのみ認められるものと考えられる。今後、被収容者の閲覧の自由に対する過度の制限とならないような運用を要望する。	自弁の書籍等の閲覧は、基本的にその自由が保障されるべきものではあるが、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれや受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある場合等には制限せざるを得ず、また、制限する場合であっても支障を生ずるおそれがある部分が一部であるときは、その書籍等の全部を禁止しない取扱いとしており、今後ともこの取扱いを継続していくこととしている。

373	広島刑	組織・職員	令和6度においても、意見・提案書等の中には、職員の言動に関して不適切ではないかと指摘するものが相当数見受けられる。引き続き職員に対する組織的な研修・教育の充実が望まれる。	職員の言動については、アクションプランに掲げられた取組として関係内規を発出して、社会通念上相当ではない隠語・俗語の廃止、受刑者の呼称の改善、動作要領の改廃を行ったほか、監督者による人権意識向上を目的とした研修、指導を実施した。 本年度においても、適切な被収容者処遇を行うための取組を行うこととしている。
374	広島刑	金品の取扱い	意見書の中に、売店が廃止されたことにより、差入れを通じて不足した物品を適時に受けることができなくなっている旨の指摘があった。貴所からは、困ったことがあれば処遇に申し出て対応してもらおうことができとの回答があったところであるが、売店廃止に因ってことさらに受刑者に不利益となる状況が生じることのないよう、適切に対応されることが望まれる。	物品の購入については、月に1回の定期購入と、週に1回の特別購入を、それぞれ購入日を指定して実施しているところ、定められた購入日以外の物品購入の願い出に対しても、個別に販売事業者に交渉する取扱いとしており、現実的にはほぼ全ての申出について対応している。
375	広島刑	矯正処遇の実施等	所内生活の心得では、自習学習として認められる科目は、原則として一人1科目とされているところであるが、複数科目を受けることができるようにするなど、自習学習の充実が図られることが望まれる。	自習学習については、複数科目を可能とする方向で、実施方法等を調整中である。
376	広島刑	物品の貸与等及び自弁	指定事業者の統一物品リストには掲載されているものの、貴所では取り扱わないとされていた物品のうち、今年度は、「洗顔フォーム」「スティック状制汗剤（塗布タイプ）」「リップクリーム」の購入が認められた。各施設の特徴（受刑者の属性や犯罪傾向の進捗など）に照らしつつ、施設長の裁量によって自弁購入の可否が決められるものであることは承知しているが、今後とも、自弁物品の範囲について、社会一般と大きく乖離することのないように改善できる点はないか、不断に検討されることが望まれる。	自弁物品の品目について、被収容者のニーズや施設の実情に照らして柔軟に対応できるよう、今後も取り組んでいく。
377	山口刑	物品の貸与等及び自弁	日用品（化粧水類、ボクサーパンツ）の購入について検討されたい。	自弁物品購入の指定事業者と調整し、日用品（化粧水類、ボクサーパンツ）が購入できるよう取扱いを改めた。
378	山口刑	矯正処遇の実施等	諸願箋の記載時間について検討されたい。	居室内で諸願箋を記載できるように取扱いを改めた。
379	山口刑	規律及び秩序の維持	行進要領の変更点について、被収容者に指導されたい。	行進要領について、職員及び被収容者への指導を徹底しているところ、改めて職員間での意識統一を行うとともに、被収容者への指導の徹底を図った。
380	山口刑	物品の貸与等及び自弁	昼食に引き続いて集会が実施されるため、その際に配られる菓子類を食べきらずに廃棄することになるとの意見が見られたことから、集会開始時間を変更するなど改善されたい。	集会の実施時間について、改善する方向で検討する。
381	山口刑	物品の貸与等及び自弁	吸湿発熱繊維素材の防寒下着を購入させてほしいという提案も多数見られたので、検討されたい。	吸湿発熱繊維素材の衣類等を所持及び使用できるよう取扱いを改めた。
382	山口刑	組織・職員	被収容者より「職員によって指示が異なる。」、「いまだに番号でしか呼ばれない。」、「人間として見てほしい。」等の意見が見られたため、改善されたい。	職員に対し、人権に係る各種研修を実施して人権意識向上に努めており、今後も継続していく。
383	山口刑	規律及び秩序の維持	廊下にエアコンが設置され暖気が居室に入るとのこと、横が（就寝時間帯以外に布団をひいて寝ること）制度が廃止されたが、居室の食器口からは冷気が入ってくるだけで寒いことから、同制度を復活させてほしいという多くの意見があるため、検討されたい。また、それが困難な場合は、改善策を検討されたい。	横がを廃止した事実はなく、感冒対策や気候状況に応じて横が許可時間帯の延長等を含めた対応を行っているところ、寒さ対策については、エアコンの適切な温度管理徹底や通路を仕切るなどして気密性を高める措置を講じるなど居室内の適温を保てるよう努めている。

384	山口刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者の食事に関して、副菜の量が減り、質も悪くなったとの意見が見られた。献立を工夫するなどのやりくりをしていると思われるが、限界があるため、物価高騰に対応した予算を考えるべきである。	引き続き、措置された予算において満足感のある食事が提供できるよう、献立や食材を工夫しつつ、頂いた御意見は、施設限りで対応できないため、上級官庁へ報告する。
385	山口刑	保健衛生及び 医療	洗濯物について、「汚れて戻ってくる。」、「嫌な臭いがする。」との意見が見られるほか、靴下について、「1日1足しか洗濯に出すことが許されない。」との意見が見られたが、衛生の観点から改善されたい。	洗濯要領等について、改善する方向で検討する。
386	山口刑	書籍等の閲覧	下関拘置支所における取組（被収容者貸出用の書籍を近隣図書館から借り受けている取組）について、書籍のバリエーションが豊富になり、陳腐化も避けられることから、山口刑務所及び周南拘置支所においても実施を検討されたい。	山口刑務所においては、近隣図書館からの書籍の貸出を実施しているため、今後も継続していくが、周南拘置支所については検討する。
387	山口刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者の弁当給食においては、一日の摂取必要ビタミン類等が不足することで、長期間勾留されている被収容者の中には体調不良を訴える者もいることから、現状を調査の上改善されたい。	令和7年度の契約に当たって、一日の摂取栄養量等を含めた仕様の見直しを図った結果、いわゆる仕出し弁当事業者が落札し、改善が図られた。
388	岩国刑	保健衛生及び 医療	医療関係職員数の確保、外部医療機関との連携等を実現及び予防医療、感染拡大防止等の対策の実施を要望する。	人員について、常勤の医師、看護師、薬剤師等のほか、非常勤の医師、看護師及び薬剤師を8名を採用している。加えて、地域連携事業等として、助産師、保健師、作業療法士、管理栄養士及び介護専門スタッフを非常勤職員を採用している。令和6年度における外部医療機関との連携については、良好な関係を構築し、外部医療機関への受診や入院など行うことができ、保健医療体制の充実に努めているが、視察委員会意見を踏まえ、更なる充実に努めたい。
389	岩国刑	組織・職員	職員の被収容者に接する態度について、不公平・不平等な処遇は許されない姿勢を示し、公平・平等な処遇の実施に努められたい。	被収容者に「さん」付けをすることはもちろん、日常の報告や職員同志の会話の場面においても「さん」付けをする等、人権に配慮した対応について日頃から指示しているが、今後は、公平・平等を意識した対応を心掛けることを指導に加えることも検討したい。
390	岩国刑	物品の貸与等 及び自弁	食事に関するアンケート結果及びその反映結果について、全ての被収容者に示し、さらに物価の上昇に見合った予算を確保の上、広く被収容者の要望を汲み取った形での献立作成をお願いしたい。	食事に関するアンケートについては、年に1回、被収容者全員に実施して、その結果は、工場及び居室棟に掲示し、献立に反映させている。 なお、物価上昇に応じた予算要求については、上級官庁に報告する。
391	岩国刑	施設運営方針	拘禁刑を受刑した者が収容された後に円滑に対応できるよう、改正法の理念に沿って効果的な改善更生、円滑な社会復帰を図るための体制を整備していただきたい。	拘禁刑の導入に際し、令和7年4月から、作業、改善指導、教科指導などの矯正処遇等を一貫して実施できるよう、新たに矯正処遇部門を設置した。これに伴い、事務室の配席を見直し、拘禁刑の理念に即した処遇を円滑かつ確実に実施できる体制を構築整備した。今後も引き続き拘禁刑の理念に基づく施設運営に努めたい。
392	岩国刑	視察委員会	委員の増員、視察委員会の活動を支援する体制の確立等、視察委員会の負担を軽減する内容も実現を要望する。	頂いた御意見は、施設限りで対応できないが、委員会に大きな負担をかけている実情を踏まえ、上級官庁に報告する。
393	美祢セ	視察委員会	名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書に記載された視察委員会の活動の実効性を高めるために有効と考えられるため、継続して、視察委員会を年7回開催することなど、視察委員会活動を充実するよう、また、診療申込件数などの視察委員会への積極的な情報提供を要望する。	継続して、視察委員会の会議を年7回開催するなど委員会活動の充実や積極的な情報提供に努める。
394	美祢セ	組織・職員	職員の言動について、センター生に不適切なものとして受け止められかねない言動は控え、基本的人権を尊重した言動を徹底することを要望する。	こうした意見が寄せられていることを踏まえ、センター生に対する発言について配慮するよう、職員に注意喚起を行っている。

395	美祢セ	組織・職員	センター生に対する指導方針を職員全員に周知徹底し、統一的な方針に基づき、一貫した指導を行うことを要望する。	こうした意見が寄せられていることを踏まえ、職員によって指導の方法が違うということがないようセンター生に対する指導方法について、職務研究会で職員に周知している。
396	美祢セ	視察委員会	職員のセンター生に対する言動の存否を確認するにあたって、該当者への事実確認のみでは十分といえないことから、周囲にいたセンター生からの事情聴取やセンター生を対象としたアンケートの実施を検討されたい。	センター生から寄せられる意見のうち、漫然と職員から言われたとする言葉のみを記載するものが散見されるところ、具体的な職員名を挙げるなど、職員の特定に至るものについては該当職員への事実確認を行い回答している。 なお、視察委員会意見にあるとおり、今後は、日時、場所、言動など具体的な記載がなされており、職員個人が特定できる場合で、かつ寄せられる意見に応じて、周囲にいたセンター生からの事情聴取することも検討していく。
397	美祢セ	組織・職員	センター生と接触する機会のある職員、特にセンター生から言動について指摘を受けることが多い職員に、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書でも活用が求められているウェアラブルカメラを装着させ、客観的状況を確認できるようにすることを要望する。	ウェアラブルカメラの使用場面の拡大について検討していく。
398	美祢セ	矯正処遇の実施等	リフレクティングを実施することにより、内省を促し、更生や再犯防止の効果を期待できることから、多くのセンター生にリフレクティングを体験できる機会を付与することを要望する。	新たに発出された通知を踏まえ、所内でプロジェクトチームを編成するとともに、リフレクティングの職員研修の継続的な実施について、内規を整備した。 今後は、若年受刑者のみならず、一般訓練室のセンター生への拡大及び指導者の育成等、当センター内でのリフレクティングの拡大・定着の実現に向けて各種取組を進めていく。
399	美祢セ	保健衛生及び医療	暑さ・寒さ対策について、随時、実際に生活しているセンター生の意見を聴取する機会を設け、実情に応じた適切な対策を適切に講じるように要望する。	令和6年度は、暑さ・寒さ対策として、多目的ホールや収容棟及び収容居室の気温について、熱中症指数・温度・湿度が計測できる機器を設置して、定期的に状況を把握することとした。また、熱中症対策として、居室内の扇風機のほか、平日は夜1回、休日は日に3回の清拭、その他、クールネックリングの貸与、塩飴の給与、冷感枕カバーの貸与など、実情に応じた各種対策を講じた。 今後も予算の範囲で、より良い環境整備を目指し、可能な対策を講じていく。
400	美祢セ	矯正処遇の実施等	拘禁刑の導入を契機として、罪名が窃盗のセンター生に対しても、認知行動療法や条件反射制御法などを踏まえ、再犯防止のために有効な処遇プログラムの実施を要望する。	窃盗防止教育として、①窃盗防止プログラム及び②認知行動療法に基づいたアディクションコントロールプログラム（窃盗からの回復）を実施している。
401	美祢セ	矯正処遇の実施等	令和6年度に実施した施設外におけるセンター生のパン販売について、令和7年度も、継続して実施することを要望する。	令和7年度も、継続して実施することを検討している。
402	美祢セ	保健衛生及び医療	センター生の健康を保持する観点から、薬の質・量ともに、十分な在庫を確保するなど、適切な投薬ができるような体制構築を要望する。	センター生の健康を保持する観点から、薬の質・量ともに、十分な在庫を確保するため、引き続き、診療所との協力体制を密にして対応していく。
403	美祢セ	施設運営方針	令和6年度に発生した個人情報漏えい事案を受けて、再発防止を要望する。	施設において、関係法令が定める個人情報の取扱いに関する注意喚起を実施した。
404	広島拘	施設の敷地・建物等	被収容者が居室において水道等の給排水設備を利用した際に発生する排水音等について、実態を調査した上で、騒音が発生しないよう対策を検討されたい。	水撃防止器取付工事を全居室に実施することは、自庁予算では対応が困難であるため、予算上申を検討する。
405	広島拘	施設の敷地・建物等	夏季の熱中症予防、冬季の寒さ対策について、エアコンの設置を含めた抜本的な対策を要望する。	全居室棟に対するエアコンの整備については、自庁予算では対応が困難であるため、予算上申を検討する。

406	広島拘	物品の貸与等 及び自弁	自弁購入が可能な物品について、購入の申出をして実際に物品が届くまでの期間に1週間を要するという現在のシステムを改め、速やかに被收容者のもとに届くよう改善されたい。	令和6年7月1日、当所から売店運営業者が撤退したため、自弁物品について、都度外部業者に発注しなければならなくなったところ、売店設置時と同様の期間での納品を条件とすれば、コスト上昇は避けられないことから受注業者の確保又は各品目の価格維持が困難となる。自弁物品の継続的かつ安定的な供給を第一に考えると現体制を継続せざるを得ない。 なお、信書の発信に必要な物品など9品目に限っては、当該外部業者と調整を重ね、同社からの委託を受けて当所において在庫管理しており、申出から2日程度で交付できる体制を整えている。
407	広島拘	組織・職員	被收容者との対話について、より丁寧な言葉遣いで行われるよう要望する。	各種研修を実施して職員の人権意識の向上に努めており、被收容者との対応については、概ね丁寧な言葉遣いで対応しているものの、今後も研修等を実施し、職員の人権意識を向上させる。
408	広島拘	視察委員会	次年度以降、視察委員会の開催回数をさらに増加するとともに、視察委員の人数を増加させることを検討されたい。	視察委員会の開催回数の増加及び視察委員の人数の増加については、当所限りでは対応できない事項であることから、意見があったことは上級官庁に報告する。
409	徳島刑	施設の敷地・ 建物等	施設の設置から50年近く経過し、老朽化が進んでいることから、塙の強度や施設の安全性・耐震性を懸念する声があり、必要な予算措置を講じるよう要望してきたが、特に見るべき進展がない。地域住民が不安を抱いているので、塙の強度や施設の安全性・耐震性に関して、耐震診断の実施と診断結果（今後実施する予定の診断結果含む。）の概要を地域住民に公開し、説明を受ける機会を設けられるよう要望する。	当所は昭和40年代に建築された建物が多く老朽化していることは事実であるが、担当技官により維持管理されており、適時、必要な修繕を行っている。 令和5年度に、耐震改修工事のため予算措置されたものの、外塙とは別の建物の耐震改修工事のための予算措置であり、外塙の耐震改修工事の予算については、工事の計画を所管する上級官庁に要望を行ってはいるものの、耐震改修等工事の具体的な方向性が示されていないことから、地域住民に対する説明は行っていない現状にあるが、引き続き1年でも早く開始できるように関係機関の理解を得ることに努めたい。 頂いた御意見については上級官庁に報告する。
410	徳島刑	地域社会との 関わり	人事面での配慮を含めて、刑務官の子女が地元の幼稚園、小学校及び中学校に通園・通学することを推進するための取組を行うように希望する。	人事異動に当たっては、転入する職員全員に職員宿舎の利用の有無を確認して、世帯で入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学等を案内している。
411	徳島刑	視察委員会	名古屋刑務所での暴行・不適正処遇事案後、第三者委員会により「提言書」が提出されたことにより、視察委員会の権限が強化されたが、視察委員会の行うべき業務が拡大の一途をたどっており、また、被收容者からの意見・提案書の件数は提言書の提出前に比べて5～10倍の通数に上っており、視察委員会の事務が膨大なものとなっているにもかかわらず、徳島刑務所視察委員会の人数は4名のまま増員がなされていない。委員会の席上で委員の増員を求めたり、徳島弁護士会から委員の増員等の要望書を提出したが返答がなく、提言書における権限強化を行った趣旨が全うできないので、人的・物的措置に係る予算措置等を含む早急な対応を要望する。	提言書で視察委員会制度の運用の改善が定められ、被收容者が意見・提案書を提出しやすくなり、提案意見が増加し視察委員会の事務が膨大なものとなっていることは承知しているが、視察委員の定員の増員については、施設で検討して予算措置等を行うことができるものではないので、御理解いただきたい。 頂いた御意見については上級官庁に報告する。
412	高松刑	組織・職員	不適切言動が指摘されている事例の分析等を踏まえ、その発生原因の解消を図るための研修や、外部からの視点や意見を盛り込んだ研修等の一層の充実・工夫を実施されたい。	人権意識の向上等、不祥事案発生防止に資する研修等の実施に努めているところ、頂いた御意見を踏まえ、今後も実効性が高められる研修方法等を検討の上、実施していく。
413	高松刑	視察委員会	視察委員の増員を中心に視察委員会事務局の設置等、視察委員作業負担の軽減のための方策等、体制整備について検討されたい。	当所のみで対応できる事項ではないことから、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。

414	高松刑	視察委員会	年2回のアンケート実施について、視察委員会においては、マンパワー不足等からその集計・分析が未了のまま処理しきれない状況であることから、実施回数等について検討されたい。	委員の御負担も踏まえ、アンケートの実施方法等につき、委員会と協議させていただき、対応を検討してまいりたい。
415	高知刑	組織・職員	被収容者に対する職員の言動に関する苦情や指摘が増えている傾向にあるため、被収容者らの指摘に真摯に耳を傾け、今後も定期的に研修等を実施したり、積極的に監視カメラ等の映像のチェックを行うなどして、問題となりうるような言動がないかを検証しながら、被収容者に対する職員の言動について、引き続き注意を払われたい。	監視カメラの映像チェックや被収容者から職員の言動に関する苦情があったことについて、職員に対し、職員用回覧誌による注意喚起を定期的の実施しているところ、意見を踏まえ、引き続き定期的に、研修等の実施や注意喚起を行うなどして、被収容者に対する職員の言動について注意を払う。
416	高知刑	保健衛生及び医療	被収容者から適切な医療を受けさせてもらえていないとする苦情も根強く残っているため、改めて医療従事者においては、被収容者に対して、丁寧な説明を行ってもらうとともに、今後も被収容者に対し、必要な医療を受けさせる体制を整えることに努めていただきたい。	被収容者の健康管理について、被収容者からの主訴等を医師に報告して診療につなぎ、適切な医療の提供及び必要な医療上の説明を丁寧に行っているところであり、今後も適切な医療の提供及び丁寧な説明を行う。
417	高知刑	物品の貸与等及び自弁	集会時に購入できるお菓子や飲み物の種類や組み合わせに関する不満が多かったことから、その点に関する創意工夫をお願いしたい。	炭酸飲料を飲めないなどの意見があったことから、コーヒードリンクを選択肢に入れるなど対応をしてきたところ、引き続き、要望に対しては可能な範囲で対応していく。
418	北九州医刑	組織・職員	被収容者のテレビ視聴中の読書等を認める取扱いに変更したことについて、職員間への周知徹底を要望する。	令和6年5月27日付け所長指示第17号「被収容者のテレビ視聴及びラジオ聴取要領について」を発出し、テレビ視聴中の読書等も可能な運用としており、当該指示発出時に周知しているが、改めて職員間への周知を行った。
419	北九州医刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者から願い出がなされれば、優先的に布団を交換する旨の取扱いを被収容者に周知していない場合は、速やかに被収容者に周知し、布団交換の申出をしやすい環境を作ることを要望する。	各担当職員から受持被収容者に対し、破損などした場合は、申出を行うよう周知をしている。また、自身で申出ができないような被収容者については、居室検査などの機会を利用して、布団の使用状況を把握し、必要と判断した場合は、交換する取扱いとしている。
420	北九州医刑	組織・職員	最近、売店が廃止されたことについて、今後売店を再度設置する、食料品の自動販売機の設置など、貴所職員の食事に関する福利厚生を向上させる方策をとることを要望する。	少年施設や拘置支所等の小規模施設においては、弁当などの食品の持参を忘れてしまった場合の備えとして、各自でカップ麺やレトルト食品を準備するなどしており、当所もこれに準じて対応している。
421	福岡刑	視察委員会	今後も視察委員会からの申入れに対し、可能な限り協力をお願いしたい。	今後も視察委員会からの調査、要望事項等については、視察委員会と協議の上、適切に対応する。
422	福岡刑	組織・職員	若年職員の被収容者に対する言葉遣いについて、口調が荒いなどの苦情が散見されることから、継続して研修を実施し、職員の被収容者に対する適切な対応を要望する。	職員に対し、公平・公正な被収容者処遇を行うよう、日頃から指導するとともに、人権意識を徹底するための研修、不適正処遇防止研修等を継続的に実施する。
423	福岡刑	保健衛生及び医療	被収容者からの常備薬の申出に対し、職員がすぐに投与してくれないなどの意見があるため、改善を要望する。	夜間や休日においては、職員数が限られることから、被収容者の申出から投与までに相応の時間を要することがあるものの、引き続き、適切に対応していく。
424	福岡刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者からの食事等の内容に係る希望については、その都度、施設に伝達し、可能な限りの対応をお願いしていたところ、引き続き、視察委員会から申入れを行うので、可能な限りの対応を検討されたい。	被収容者の献立の内容については、所定の標準栄養量を確保の上、生活活動状況の強度に基づいた総給与熱量を確保していることから、引き続き、適切な食事の支給に努める。
425	福岡刑	視察委員会	被収容者からの意見・提案書が居室に備え付けられたことにより、同書の提出数が急増し、2か月で数百通の処理が必要となっており、会議開催日に対応することも困難であることから、一定の委員が持ち帰って、十数時間掛けて処理している状況である。視察委員会の業務負担が大きくなると、視察委員会の引き受け人の確保や視察委員会の維持が困難になることが予測されるため、委員手当については、タイムチャージにするなど、抜本的な変更を検討されたい。	視察委員会活動に係る委員手当については、予算の範囲内において、上級官庁が指示した要件を満たす場合に限り、柔軟に対応し、支給しているものの、同手当の支給方法に係る抜本的な変更については、施設限りで判断できないことから、上級官庁に報告する。

426	麓刑	施設の敷地・建物等	炊事工場の水道ホースに汚損や品質劣化が見られるとの意見があるので対応されたい。	炊場内の回転調理釜に付属している耐熱ホース及び通常のホース3本に劣化等が認められたため購入交換した。
427	麓刑	矯正処遇の実施等	集会の菓子購入について、領置金で購入すれば家族に差入金を依頼しなければならず、負担がかかるので、作業報奨金で購入することを認めてもらいたい。	作業報奨金は社会復帰後の生活援助に必要な資金として支給されるものであり、生活需要を支給品で賄える受刑者が、日用品や菓子類を作業報奨金で購入することは、本来の使用目的とは異なる。ただし、健全な社会復帰及び改善更生のため特に必要と認められる場合は、個別に許可判断している。
428	麓刑	保健衛生及び医療	収容棟1階の居室には扇風機がないのでとても暑いという意見があるので対応されたい。	当所は全ての収容棟にエアコンを設置しており、また、収容棟1階は、各居室に扇風機がない代わりに、廊下に設置した工業用大型扇風機を用いて食器口を開放した各居室にエアコンの冷気の流入を促している。さらに同1階の被収容者については、扇風機に併用し、1日2回、冷蔵庫で保冷した保冷剤を各居室に配付し、綿密な動静視察を行い体調不良者の早期発見に努めている。
429	麓刑	組織・職員	被収容者に注意をする場合には、注意を行う前に被収容者からの弁明を聞くように配慮されたい。	一般的に、懲罰を科すなど被収容者の不利益となるような取扱いをする場合のほか、反則行為の調査等の際や注意指導等を行う場合においても客観的事実に基づく処理等の対応を行うため、被収容者の弁明を確認しており、引き続き徹底していく。
430	麓刑	組織・職員	高齢の被収容者に対する職員の言葉の発し方や声量等により、威圧的に感じさせていないかなどを十分に検討されたい。	被収容者処遇については、繰り返し職員研修を実施し、人権意識を高めるよう尽力しており、今後も継続していく。
431	麓刑	組織・職員	被収容者を呼ぶときは、「さん」付けを徹底するとともに、職員同士においても被収容者の名前に「さん」付けをして引継等を行うよう徹底されたい。 また、職員同士で「先生」と呼ぶ場面を被収容者が見たことで、混乱するとの意見があったため、職員の呼称についても留意されたい。	被収容者を「さん」付けで呼ぶことは、以前から根付いていると認識しているところ、今回の提案を受け、引き続き、徹底していく。 また、職員間での呼称についても、周知を徹底していく。
432	麓刑	規律及び秩序の維持	被収容者間のいじめについて、アンケートを実施した上で、どのような場面でいじめが生じているかなどを分析し、効果的な対策を講じられたい。	職員にいじめの申出があった場合、即時、適切に対応しているところ、ほとんどが対人関係のあつれきによるものであり、当所においていじめが行われているとの認識には至っていない。引き続き、定期的な転室や面接相談制度等を通じて、被収容者間の上下関係が生まれることにより、いじめが生じることがないような環境を構築するとともに、職員による綿密な巡回や視察を徹底し、それらを認知した場合には放置することなく、適切かつ迅速に対応していく。
433	長崎刑	組織・職員	被収容者から、令和6年1月に工場で職員から被収容者に対する暴行が行なわれた旨の申出があった。 当視察委員会では調査はできないため、刑務所側で調査の実施について検討されたい。	令和6年1月当時、本件について調査したところ、職員から被収容者への暴行の事実は認められなかった。
434	長崎刑	収容状況	認知症の高齢受刑者と同室の被収容者から、認知症の影響などにより集団での生活で遅れをとる点を含めて考査に入れられている、食事準備、片付け、掃除等もできず同室の他の被収容者の負担となっている旨の意見があった。 高齢受刑者を多数受け入れていることは承知しているが、高齢受刑者の特に集団処遇については他の被収容者への影響も踏まえて検討されたい。	集団処遇が困難だと認められる高齢受刑者については、一般の受刑者の処遇とは異なる高齢福祉課程に編入させ、認知機能や身体機能の維持向上につながる各種プログラムを実施するなど、その特性に配慮した処遇を行っている。
435	長崎刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者から、自弁購入を希望した書籍について、未入荷のため購入できないと回答されるケースが多い旨意見があった。 自弁購入については、コンビニエンスストアや一般書店などで通常購入できるものについては入手できるようにすべきである。注文先の書店等が一般的に入手可能な書籍を準備できないのであれば変更や、入札による選定などを検討されたい。	施設近隣の書店を委託先として発注し、発行部数の多い週刊誌・月刊誌・単行本等の書籍については、入手できている状況であるが、釣りや登山、いわゆるアメ車、カスタムカー関係など趣味性が高い書籍については、もともと発行部数が少ない上、重版を行わない場合が多く、購入時期によっては、入手できないこともある。 なお、委託先書店では、在庫の無いものについて版元に照会するなどの対応をとっていただいている。

436	長崎刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者から、自弁購入、差入れの書籍について許可証等が直接のり付けされており、記載の一部が見えなくなってしまう、剥がす際に損傷するため美観や経済的価値が損なわれる旨の意見があった。 自弁購入、差入れの書籍について管理上、許可証等をつける必要があることは理解するが、自弁購入、差入れの書籍は被収容者の財産であるため、取り外しが可能な方法を検討し、また、閲覧や美観、収集目的など被収容者の権利への制限を最小限とするよう検討されたい。	書籍等閲覧許可証の自弁書籍等への貼り付けの際には、当該書籍が損傷しないように、貼り直しが可能な水性アクリル系粘着剤（貼ってはがせるのり）を使用している。
437	長崎刑	保健衛生及び 医療	被収容者から、健康診断について事前の告知なく、当日初めて健康診断だと分かった旨の意見があった。 健康診断の日程については、被収容者にとっても関心のある事項であるので、事前の告知が可能な検討されたい。	定期健診については、所内生活の心得に記載することで、入所からおおむね1年となる時期に実施することを周知しており、急患発生その他の事情でやむを得ず日程変更することもあるため、検査当日、連行職員から対象者に告知している。
438	長崎刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者から食事に関する意見が散見されるため、食事メニューの決定方法や給食委員会の開催などについて被収容者に周知を検討されたい。	食事メニューの決定方法や給食委員会の開催については、刑執行開始時指導において、用度課長から受刑者に告知しており、また、食事メニューについては、毎月、給食委員会において、被収容者の嗜好調査結果も参考にして、審議の上決定しており、同給食委員会の内容を、被収容者が閲覧する献立表に記載することで周知している。
439	長崎刑	外部交通	被収容者から、面会の際、誰が面会に来ているのかを面会直前にならないと知らされないとの意見があった。 面会者の氏名等を被収容者に事前に知らせ、被収容者が面会に応じるか否かを判断できるタイミングとするよう検討されたい。	今後、事前に面会人の届出がなされ、また、過去に面会実績があるなど、面会の実施に際して特段の支障がない場合については、被収容者の連行開始時において、面会人氏名を教示する運用とする。
440	長崎刑	保健衛生及び 医療	被収容者から、散髪後の洗髪の際にお湯の使用ができない旨の意見があった。 特に冬場には水での散髪後に水での洗髪しか認められないと体調を崩す原因になる可能性があることから、散髪後の湯の使用について検討されたい。	理髪後の洗髪については、令和7年3月から、毎年11月から4月までの期間、お湯で洗髪する取扱いに変更した。
441	長崎刑	保健衛生及び 医療	未決拘禁者から、入浴の順序がいつも最後である旨の意見があった。 入浴順序について、ローテーションなど順番の公平性を検討されたい。	入浴順序については、未決拘禁者だけで、都度、順転を組み替えた上で実施し、その公平性を担保していることから、特定の者がいつも最後になることはない。 ただし、精神上又は身体上の疾病（障害）を有することにより介助を必要とする者、糞尿等により浴室を汚損する（又おそれがある）者、その他配慮が必要と認められる者がいる場合、介助する側の負担及び浴室の清掃業務等の著しい増加につながることに、限られた時間における全ての被収容者に対する円滑な入浴の実施に支障が生ずるおそれがあることから、入浴順序を後半（最後）に固定した上、実施している。
442	長崎刑	物品の貸与等 及び自弁	被収容者から、受刑者には運動の際に運動靴の使用が認められているが、未決拘禁者には貸与、購入共に認められていない旨の意見があった。 未決拘禁者に運動靴の貸与、購入が認められていないのであれば改善を検討されたい。	今後、未決拘禁者への運動靴の貸与を認めることとした。
443	長崎刑	組織・職員	未決拘禁者の収容人員は受刑者の十分の一に満たないにもかかわらず、令和7年2月実施の委員会での被収容者からの意見・提案書数は受刑者とほぼ同数の意見が未決拘禁者から出ており、拘置区の処遇が長崎拘置支所の収容停止による集約に十分対応できているか疑問が残る。 当視察委員会としては、現状の確認と、状況の分析、人員の増加や拘置支所の収容再開を含めた改善のための対応を求める。	意見・提案書の件数については、未決拘禁者の同じ者が提案を繰り返しているものと推察するが、今後も、未決拘禁者の法的地位を踏まえた適切な処遇に努めていく。 また、御指摘の改善のための対応については、引き続き、上級官庁の指示を仰ぎながら対応していく。

444	大分刑	規律及び秩序の維持	被収容者に対応する職員において、常時ウェアラブルカメラ（ボディカメラを含む。）を装着する運用への変更を要望する。	ウェアラブルカメラについては、今後も、現有機器を有効活用した使用時間の拡大を検討してまいりたい。
445	大分刑	物品の貸与等及び自弁	受刑者が電話面会を行う際に使用するプラスチックカードについて、その購入時に必ず有効期限等について説明することを要望する。	受刑者から、プラスチックカードの購入申込願があった場合、工場等の担当職員が受刑者に願箋を記載させ、その際に口頭で有効期限があることを説明し、会計課職員が、同カードを受刑者に交付する際、再度、当該受刑者に有効期限があることを説明しているものの、現状は口頭での説明であることから、電話面会を申し込む際に受刑者が記載する書類に、有効期限がある旨の記載をし、書面での説明を行う予定である。
446	宮崎刑	組織・職員	被収容者より、職員の言葉遣いが荒い、職員に脅される、担当職員による差別があるなどの申し出が続いていることから、「さん」付けなどの形式的な変更にとどまらず、それ以外の点についても、職員の被収容者への言動について随時、検討・改善を願いたい。	今後も引き続き、被収容者への対応については、職員研修等を通じて人権を尊重した対応及び第三者委員会からの提言書に記載された内容等について繰り返し指導し、人権意識の醸成を図っていくこととする。
447	宮崎刑	保健衛生及び医療	意見・提案書において、令和5年度に引き続き、部屋や布団等の衛生面についての意見があることから、可能な限り衛生管理の向上を願いたい。	衛生管理については引き続き徹底していくとともに、官給による物品についても消毒等を徹底し、また、当該物品に係る予算状況を考慮したうえで、必要に応じて廃棄及び交換を行い、衛生環境の向上を図っていくこととする。
448	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入物品の価格、品質等について可能な限り、自弁物品について他施設の情報も得た上で、柔軟かつ適時の検討を要望する。	自弁物品については、全国統一の物品であるところ、他施設の情報等を得た上で柔軟な対応を行うこととしたい。
449	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	優遇措置の一環として行われているし好品について、購入価格の上限、菓子類の種類、品数について可能な限り改善を要望する。	し好品の購入価格については、令和6年4月分のし好品購入時点から上限を変更し、購入数等についても見直しを行った。
450	宮崎刑	視察委員会	令和7年度をもって宮崎刑務所が廃止されることに伴い、本委員会も消滅する予定となっているが、令和8年度以降、延岡拘置支所は大分刑務所視察委員会が、宮崎拘置支所及び都城拘置支所は鹿児島刑務所視察委員会がそれぞれ視察等を実施する予定となることから、意見・提案書の回収、被収容者の面談、所内視察など視察期間が大きく開き、適時の対応ができなくなることは明白であることから、令和8年度以降も本委員会を継続することを強く要望する。	組織改編に伴う調整の過程で本所となる鹿児島刑務所及び大分刑務所に意向を伝達し、できる限り適時の対応ができるよう協議することとしたい。
451	鹿児島刑	矯正処遇の実施等	作業報奨金や優遇措置等の各制度に係る理解が不十分なことに起因する意見が多いことから、被収容者に対して、入所時に所内生活の心得を熟読させるとともに、各制度について丁寧に説明することを要望する。	被収容者に対する各制度の説明に際しては、年齢や知的能力による理解力の差異があることを認識した上で、一方的な講義形式の説明にとどまらず、質疑応答の時間を設けて理解の度合いを確認しながら説明するなど理解促進に努めていく。
452	鹿児島刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者の食事について、物価高騰を理由とした品数の減少や品質の低下を生じさせることなく、引き続き食事の満足度の向上に配慮すること。	一食当たりの摂取カロリーを保持しつつ、品数の減少や品質の低下を招かない献立を工夫し、し好調査の結果を踏まえながら、食事に対する満足度の向上を図っていく。
453	鹿児島刑	視察委員会	視察委員会の活動について、被収容者の理解が不十分であると思われるため、これまで以上に所内生活の心得や視察委員会ニュースを熟読させることを徹底し、被収容者の理解を促進することを要望する。	視察委員会の活動については、これまで刑執行開始時指導において説明するとともに、「視察委員会ニュース」を発行し、回覧及び掲示を行って周知を図っているが、今後、放送による説明等も実施していく。
454	沖縄刑	保健衛生及び医療	未決拘禁者の理髪について、理髪業者が確保できておらず、理髪業者による理髪が事実上実施できていない。被告人にとっては見た目による印象が裁判体の判断に一定の影響を及ぼす可能性も否定できないことから、可能な限り、髪型を選択できる環境を整えるよう要望する。	理髪業者の選定については、保安警備の観点から慎重な選定が必要であり、複数の理髪業者に問合せをしているが、現時点では実施可能な業者は選定できていない。引き続き事業者の選定を継続していくこととしたい。

455	沖縄刑	規律及び秩序の維持	被収容者の陰部の検査について、被収容者に過大な羞恥心を感じさせるものであるから、健康診断の検査事項の一つとして医師に確認もらうなどの方策をとることを検討されたい。	被収容者の身体的特徴の把握及び健康被害の防止の観点から入所時及びその後おおむね6月に1回の頻度で、他の被収容者に見られないよう配慮した上で、羞恥心を過度に刺激しないように検査を実施している。 健康診断の一つとして医師に確認してもらうなどの方策については、当所の医師・看護師等の業務量を勘案し、同検査の実効性を担保することは困難であるため、同検査については現行のまま運用しつつ、被収容者の羞恥心をいたわずらに刺激しない実施方法を検討したい。
456	沖縄刑	物品の貸与等及び自弁	令和5年度と同様に被収容者に対して満足感を得られる食事の提供がなされておらず、食事の量に関する意見が複数あった。 食事は心身の健康を形作るものであり、その不足は意欲の減退や心身の不振へとつながり、被収容者の権利権益に悪影響を及ぼしかねないため食事の内容については継続的な検証・見直し等の改善を要望する。	食事の量については必要なカロリー及び栄養素を満たすよう献立を作成し、食事を給与している。 献立については、食材を含む物価の高騰に加え、エネルギー費の高騰が続いており、食材の価格に大きな影響を与えているが、引き続き限られた予算や食材から可能な限り見た目や味付け等が同じにならないよう、また、一日の必要エネルギー量を満たし、かつ、満腹感を得られる献立作成に努めたい。
457	沖縄刑	保健衛生及び医療	夏場に熱中症予防等を目的として屋外での運動を制限することがあるとのことだが、可能な限り屋外運動を出来るよう熱中症等が懸念される天候であっても運動を実施できる条件設定や設備等を整備し、機械的に運動を制限するのではなく、運動実施のための工夫を施したうえで、きめ細やかな運用を要望する。	夏季においては熱中症リスクが格段に高くなり、外気温や暑さ指数を踏まえて運動の中止や運動場所の変更をしていたところ、同運用により屋内運動の実施が継続したため、同運用に加えて熱中症リスクの高い運動などを制限し、気象条件及び気温に応じて熱中症リスクを回避しつつ、屋外運動が実施できるよう運用変更を行った。
458	沖縄刑	組織・職員	一部の刑務官において不適切な言動があるようだが、適切な対応を要望する。	御意見のような事実は確認できなかったものの、被収容者の人権について、人権意識及び違法意識向上を目的として職員研修を実施しているところであるが、拘禁刑導入を見据え、研修等を通じて、更に理解を深めさせていくこととする。
459	佐少刑	矯正処遇の実施等	職業訓練（工場内教室の授業）において、教室の窓が開いているとのことだが、授業に集中するため、窓を閉めて欲しいとの要望があがっているので、検討されたい。	意見・提案にある職業訓練とは建築訓練工場内で実施しているビル設備管理科の教室のことと思料されるところ、令和6年6月4日から、戒護上の支障がない範囲で同教室の窓及び扉を閉めることとした。
460	佐少刑	組織・職員	「さん」付けができていない刑務官がいるといった意見があったので、徹底されたい。	現在、被収容者の呼称について、「さん」付けを行っているところ、今後も研修や指導を継続し、徹底に努める。
461	佐少刑	組織・職員	職員に対し、名古屋刑務所職員による暴行・不適切処遇事案に係る「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」の周知・徹底、実践的な研修を通して定期的・継続的な指導・教育を行っていき、恒常的な被収容者に対する人権意識及び違法精神の向上を求める。	各種研修の実施により、職員の人権意識等の向上に努めているところ、今後も、実効性が高められる研修方法等を検討の上、継続して実施していく。
462	佐少刑	視察委員会	視察委員会と連携し、被収容者に対し、視察委員会の活動を広く周知することを求める。	視察委員会制度について、従前から所内生活の心得に記載し、各収容居室ごとに備え付けて周知しているところ、令和6年度から、視察委員会の活動を委員会ニュースとして工場の掲示板などで閲覧・周知できるようにしており、今後も継続して実施していく。
463	福岡拘	施設の敷地・建物等	平成30年度から引き続き、全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を求める。 また、空調設備を設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつ、その使用時間を延長することを求める。	令和6年度中に、全工場に空調設備を設置済みであり、令和7年6月末までに、これまでエアコンが未設置であった居室フロア2か所に設置を行う予定である。引き続き未設置箇所への設置に努めるが、予算措置等も必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、意見があったことは上級官庁に報告する。
464	福岡拘	施設の敷地・建物等	平成30年度から引き続き、全居室に温湿度計等を設置して、温度等の管理を徹底することを求める。	居室棟においては、担当台付近や廊下、空室となっている居室等に温度・湿度計を設置して温度等の管理を徹底しており、現状において温度管理に支障は生じていない。

465	福岡拘	物品の貸与等 及び自弁	夕食の時間帯について、被収容者に対して実施したアンケートにおいて、回答者の多くが「早い」と回答した。 上級官庁とも協議の上、夕食の時間帯を現在の時間帯よりも遅くすることを求める。	職員配置上、炊事工場での作業上、食品衛生管理上等の理由から、夕食の時間帯を遅めることは非常に困難である。意見があったことは上級官庁に報告する。
466	福岡拘	物品の貸与等 及び自弁	被収容者に対して実施したアンケートにおいて、主食とおかずのバランスについて質問したところ、過半数が「主食を減らし、おかずを増やして欲しい」と回答した。 主食を減らしておかずを増やすことを求める。	献立については、食糧給与規程等に基づき適正に作成している。 今後も、管理栄養士が栄養面や予算面を考慮した上、嗜好調査等を踏まえながら、引き続き、適正なものとなるよう作成していく。